矯正図書館

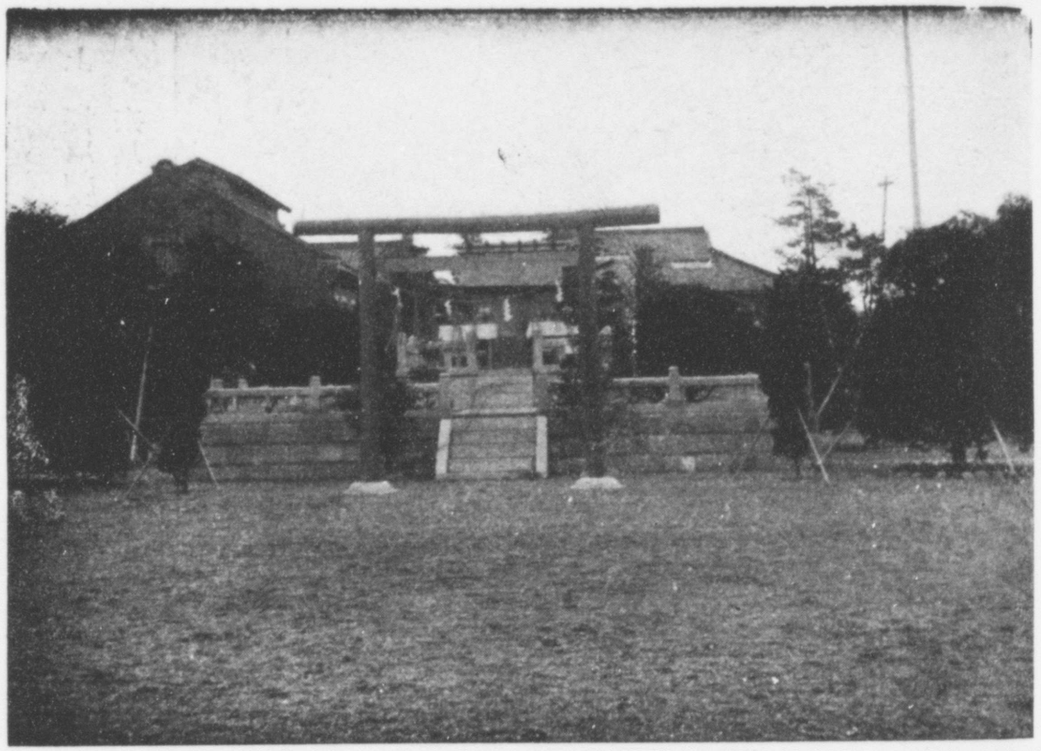
刑政

第五十一卷　十月號　第十號

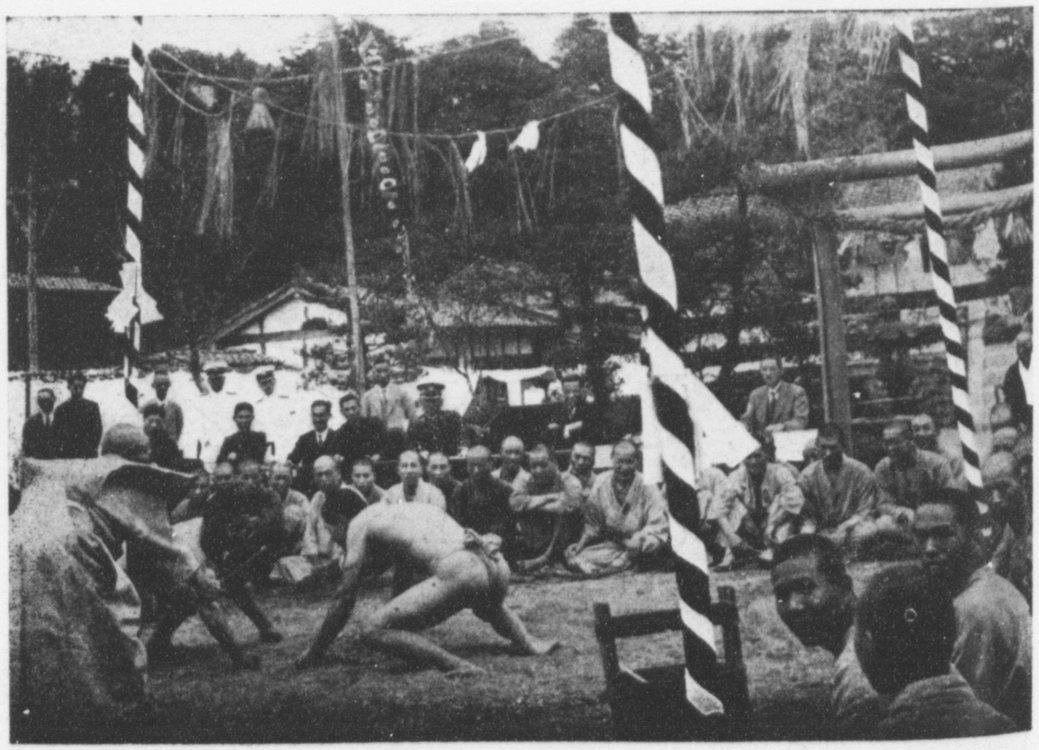
卷頭言	日沖憲郎	二
少年福祉より見たる斷種論の文化的意義	市川秀雄	四
行刑統計研究（其二・累犯）	公文彪	三〇
明治年間監獄作業變遷概觀（一）	辻敬助	三一
英國のボースタル・システム（五）	R・ジーフエルツ	四五
宗教・文藝と法律の研究（二）	岩村通世（談）	五六
宗教に對する考へ方		
彙報		
□第三十回刑務官練習所入所式		六六
□北海道で地均し工事		七二
□司法保護委員制度實施準備協議會		七四
□司法保護記念式		七六
□刑務所便り		八一
□讀者の頁		八六

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館



（號前事記）　場式會弔追變事支日所務刑崎長



（號前事記）　撲相拔選工竣所拜遙所務刑江松

矯正図書館

刑政

十月號

第五十一卷
第十號



上　橿原神宮建國奉仕作業
奈良刑務所



中　國防婦人會勤勞奉仕
札幌刑務所



下　國防婦人會勤勞奉仕
二見ヶ岡支所

未決拘禁者の勞働義務

筆者は今夏九州の或る刑務所を訪れた際、そこにある未決拘禁者が一人残らず請願作業に就いてゐるのを見て、一種の感慨を催したのであつた。未決拘禁者はもとより罪責未だ確定せざるものである。從つてその處遇に當つてはまさに十分此の點を考慮のうちに置かなければならぬことは云ふを俟たない。しかしながら、勞働は如何なる場合にあつても人間の義務である。況んや、非常時局のもとにあつて國家の總力を擧げ聖戰の事に從ふの時、たとひ一人の勞働力と雖もこれを無駄にすることは許さるべきではない。未決拘禁者が自ら進んで作業に服しつつありとすれば、それは歡ぶべき現象であらう。また一面、醫學上の見地から云つても、未決拘禁者が作業に從事することは拘禁性精神病の防遏に役立つのである。拘禁中に於ける思慮の混亂を抑へ、生活の單調を破る上に作業は最も望ましいものの一つなのである。

されば、茲に竿頭さらに一歩を進めて未決拘禁者の作業をして強制勞働にまで高むることの是非が考へられる。勿論、我が國の現行法制上未決拘禁者に強制勞働を科することは絶對に不可能である。それは全刑法・刑事訴訟法の改正とも相俟はねばならぬ。が、將來の法制の改革と相俟つてそのことを考へる餘地はなほ十分に剩されてゐるのである。

ナチス・ドイツにおいては本年三月二十三日に至つて未決拘禁者の勞働義務を認むるに至つた。「ナチスの見解によれば勞働はあらゆる勞働能力ある人間の義務なり。……斯くして未決拘禁者も亦原則として勞働の義務を有す」。もつともナチスが此處に至るまでは若干の變遷を辿つてゐる。ナチスの政權把握前においては未決拘禁者の勞働義務の問題は一九二九年の刑法施行法政府草案に至るまで否定されてゐた。未決拘禁者に對する傳統的見解の然らしむるところであつたのである。ところが、ナチスが政權を把握するに及んで未決拘禁に對する見解が改まることになつた。單に逃亡又は罪證の湮滅を防ぐ目的であつたものが、所謂豫防的未決拘禁として被告人がさらに犯行を重ねることから國民共同體を防衞せんとする目的に仕へしめようとするに至つた。勿論、拘禁の目的に適ひ且つ紀律の保持を妨げない限り、未決拘禁者の職業と境遇に相應する作業に就くことは許されるのである。が、根本においてかのドイツ法アカデミー刑法部行刑法委員會の覺書も未決拘禁者の勞働義務を明らかに否定してゐたのである。唯一九二九年案と異なるところは、未決拘禁者が自己作業に就く場合一定の科程の維持が要求されてゐる點だけであつた。

ナチスが斯かる傳統を捨てて未決拘禁者の勞働義務を認めるに至つたについては、これを裏付ける事情がある。それは第二回二箇年計畫に伴ふドイツの經濟機構が廣汎に亙る勞働力の不足を感じ、從つてあらゆる方面に於ける勞働豫備軍の召集を必要とすることである。斯くして刑務作業をもこれを全經濟のうちに計畫的に組入れる必要があり、これが未決拘禁者の勞働義務を認める機緣となつたことは蔽ふべくもない。しかし、その思想の根柢はあくまでおよそ勞働能力ある國民はことごとく勞働に就く道德的義務ありとするにあるのであつて、我々の再省を俟つ所以も畢竟此の點に繫つてゐるものと云はなければならぬ。

昭和十三年九月下浣

日沖憲郎

少年福祉より見たる斷種論の文化的意義（一）

——特に世界觀との關聯に於いて——

市川秀雄

一、はしがき
二、少年犯罪防止策としての斷種
三、少年保護と優生學的斷種（以上本號）
四、少年助長と優境學
五、斷種の發生史的考察
六、現代の世界觀と斷種
七、生の哲學より見たる斷種
八、むすび

一

斷種論に就いては、我が邦に於いて、夙に、片山國嘉博士によつて斷種の必要が提唱せられたといふことであり、數年前より民族衞生學會が之を研究し、その實施を唱導した。（註一）

我が邦現今の社會情勢に應じて、斷種論の是非は近時再び盛んに論議せられたところであり、いまなほ、それが、

論爭せられつゝある。（註二）

既に、斷種論につき、自然科學の方面の學者として、永井、杉田、古屋諸博士、吉益學士の諸家が、それぞれ、その見解と立場とを披瀝せられた。また、法學者の立場よりは、小野博士、木村敎授が、それぞれ、斷種法につき、その見解と立場とを明らかにせられた。（註三）而して、斷種問題に就き、今なほ、厚生省の主催する斷種に關する委員會に於いて、論議研究せられつゝあることを新聞紙は報じて居る。然し、斷種問題に就いての是非の大體及び採否の大勢は、一部の精神病學者が反對論乃至尚早論を唱へて居らるゝやうであるが、理論的には既にその見透しが決せられた如くである。但し實際問題としては、いつ、之が我が邦に於いて實行せらるゝや疑問であり、法律の成立までには、相當の困難を伴ふことは、豫測せらるゝところである。惟ふに、實踐が、先づ進歩を成就し、法律論乃至法律問題が之に追隨するといふ場合には、法律の問題は比較的容易に解決せられると思はれるのである。然し、斷種の問題は、個人の自由、權利に關すること、殊に著しきものがあるので、爾かく容易に、法律的に問題が解決し得られざる事情にあるからである。

いま、私が斷種論に就いて、繰り返し論議を試みることは、洵に無用の論であらう。然し、斷種論に於いて、その少年福祉、即ち、廣義の少年保護より見たる文化的意義を考察した論議は、私の寡聞なる、從來から今までに、あまりなされなかつたやうに思はれる。是れ、私をして、諸家の驥尾に附して、私の意圖が此のさゝやかな一論を草せしめた所以である。世の中には、無用の用といふことがあると聞く。庶幾くは、此の一小論も、世の無用の用の役目を果たしたいものである。

（註一）吉益學士「社會防衞としての斷種の問題」（昭和六年刊）第六一頁

（註二）我が邦に於いて、近時斷種問題が屢々論議の對象とされるのは、一九三三年七月十四日にナチス獨逸に「遺傳病

的子孫防止の爲めの法律」(Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses von 14. 7. 1933.) なる優生學的斷種法が制定せられた影響による。此の法律は一九三四年一月一日から施行された。(同法第十八條) 此のナチス獨逸に於ける優生學的斷種法の制定が、我が邦にも、立法的影響を及ぼし、過ぐる帝國議會に、それは審議未了に終つたが、議員提出の斷種法案が建議せられたことは周知の事實である。之に加ふるに、我が邦に於ける特殊なる社會情勢が之に拍車をかけ、厚生省に於いて、正式に斷種問題について委員會を開くに至つたのである。それまでは、政府の仕事としては、單に、內務省が一つの問題として居たに過ぎなかつた。

(註三) 永井(潛)博士「生命論」第三五一頁以下、古屋博士「斷種論是非」東京日々新聞昭和十三年七月揭載、吉益學士前揭、藤本助教授「斷種への反對論——ホイツトニーの所論について——」東京朝日新聞所揭昭和十三年八月十六日以降、小野博士「斷種に關する一考察」(「刑の執行猶豫と有罪判決の宣告猶豫及び其の他」所收第三三三頁以下)、同「斷種法と世界觀」中央公論昭和十三年六月號所揭、木村教授「斷種」刑政第四六卷第九號以下、同「斷種立法に關する法律上の諸問題」國家學會雜誌第四九卷第五號第四六頁以下、同「民族革新と法律の精神」日本評論昭和十三年八月號所揭。

二

斷種論が、遺傳學的思想に其の根據を持つてゐることは明らかなことである。然し、メツゲルもクロイツの言を引用して論じて居る如く、遺傳生物學的經驗を犯罪性に移すことは、一定限の精神的疾患に對してよりも、もつと大きな、種々の困難に遭遇することを看過してはならない。犯罪人の人格は、內因性及び外因性因子 (endogener und exogener Faktoren) の複雜な所產であつて、それを單一な精神的遺傳要素に分析することは、屢々材料の脆弱な點で失敗に終る。吾々は一の完成して、殆ど明劃なる犯罪素因 (kriminelle Anlage) の遺傳を蓋然的なものとして認

めることは出來ない。蓋し、犯罪は、一の法律的、社會學的概念 (ein juristisch-soziologischer Begriff) であつて、之に對しては、個體の生命の中に犯罪なる概念の下に概括される現象、而も、此の現象のみを招來するに適するところの一の生殖質 (Keimsubstanz) の中に、豫め作られて居る素因を期待することは出來ないのである。(註一) 即ち、今日犯罪學的には犯罪性の遺傳 (l'hérédité du crime) といふことは、殆ど蓋然性のないことであり、從つて、犯罪性遺傳豫防のためには、斷種は殆ど價値の少ないものである。斯く、斷種論は刑事政策的見地よりしては、極めて價値に乏しいものであることは、木村教授も他の理由と共に明らかに指摘せられて居るところである。(註二) 要するに、犯罪性が遺傳せられることが證明せられず、兩親から子孫に遺傳せられるものは有機的諸形質にすぎないと現代の遺傳學が教へる結果が正當とせられる限り、汎く少年保護、卽ち少年福祉保護といふ見地からしても、兩親の斷種による犯罪性の遺傳の阻止的方法を以てなされる少年犯罪の豫防的效果は、之を極めて寡少にしか認めざるを得ない。それは、有機的諸形質の遺傳が犯罪の發生に對して、間接的影響を少年に及ぼすこと、卽ち、有機的諸形質の遺傳によつて、身體的缺陷を有する少年は、犯罪的刺戟又は誘惑に對して、通常の少年より容易に打ち負かされ得るといふ意味に於いて、或はまた、精々、非社會的傾向の基礎をなして居る或る種の一般的精神的體質特性の遺傳が問題になり得るといふに過ぎない。(Birnbaum) (註三)(註四)

特に、少年の犯罪は、通常の少年—精神的=肉體的に—であつても、その少年の環境、例へば家庭の不和、家族の態度の冷淡、兩親の無教育、交友の不良等によつて容易に犯罪を敢行するに至ることは知られたる事實である。其の他、大都市の工場街に少年犯罪の甚だしく多きこと (註五)、又は、少年の發達期に於ける不良な影響は、屢々、私生子といふ出產の事實から起るといふことである。(註六)

其の他、所謂個性心理學的刑罰學說 (Die individualpsychologische Strafttheorie) の基礎をなす個性心理學說

は、少年の犯罪を少年の卑下コンプレクス（Minderwertigkeitskomplex）から原因するといふことを說き、犯罪原因に對して、環境說を主張して居る。（註七）（註八）

これ等の事實は、少年の犯罪が、要するに、その內因性にのみよるものでなく、寧ろ、外因性によるもの多きことを裏書きして居ると解される。卽ち、少年犯罪に就き之を見るに、犯罪が直接的或は間接的に內因的原因に基くことあるは、もとより認められる——犯罪少年の中には、精神異常、器官の低格を有する者が多數發見せらるゝことは周知の事實である——が、然し、少年犯罪には、より多く、外因的原因——主として環境——が、犯罪の原因として認識せられることを、少年心理の特異性と關聯して、注意しなければならぬ。（註九）

されば、少年犯罪に於ける兩親の斷種に就いての刑事政策的價値は、一般成年犯罪に對するそれよりも、一層微々たるものと謂はれなければならぬ。（註一〇）

斷種には、此の刑事政策的斷種のほか、醫學的斷種、社會的理由に基づく斷種、刑罰的斷種が擧げられる。然し、之等は、少年福祉問題と間接的關聯が考へられぬではないが、多大の意義と價値とが考へられぬので、本稿に於いては、差し當り、之等を論外に措きたい。（註一一）たゞ、社會的理由に基づく斷種は、少年福祉問題と聯關する點も考へられるので、その限りに於いて、少しく之を論ずるに止める。然れば、本稿に於いて、主として論考してみたいのは、優生學的斷種或は民族衞生學的斷種についてゞある。これが少年福祉問題との關聯を考へ、その文化的意義と價値とを考察してみたいのである。先づ、このことを明らかにして置きたい。

（註一）E. Mezger, Kriminalpolitik. 1934. S. 109 ff.

（註二）木村教授「斷種立法に關する法律上の諸問題」國家學會雜誌第四九卷第五號第四六頁以下。

（註三）E. Mezger, a. a. O. S. 110.

（註四）島判事は「同一の家庭から犯罪者が多數に出たことの實例だけでは犯罪遺傳の證明とはならない。犯罪が遺傳することを證明するが爲には犯罪者を親に持つ兒童が出生と共にその家庭から引離され、正直な人々に依り誠實な環境の裡に育てられたに拘らず、或る時期に犯罪者となるに至つたことが證明されねばならない」とせられ、「不良性の兒童でも、その家庭と惡い環境から離れた場合に善良な兒童となつたことの實例が澤山に存する。これらの實例は犯罪者の家庭に漲る不正直な環境がその兒童を不良化することを證明するのであつて、犯罪自體の遺傳することを裏切るものである」とし、要するに、犯罪は遺傳せずと謂はれてゐる。（同判事「刑事政策學大綱」第九五頁以下）

（註五）少年犯罪の大都市の工業街に多き理由については、島判事前揭第二三九頁以下參照。

（註六）Göring, Kriminalpsychologie. 1922. S. 168. Rentorp, Uneheliche Kinder. 1931. S. 121 ff.

（註七）E. Mezger, a. a. O. S. 61 ff.

（註八）然し、私はメツゲルが曰ふ如く、「犯罪は決して通常の意味に於ける「無氣力」、卽ち、社會的生存競爭に於ける卑下感情の表現ばかりのものでなく、それと同程度に、多くの場合——例へば、計畫的な職業犯罪或は意識的な慘酷な他人の無視——同胞の正當な利益に對する公然たる自分勝手の鬪爭である。犯罪者は現實には、軟弱な時代が考へるやうな、爾かく軟弱なものではなく、また、社會的秩序を不當な壓迫として感じ、之を破毀せんとするやうに見せしむる社會的壓迫のたゞ同情すべきばかりの所產ではない」と思ふ。卽ち、「所謂個性心理學は一面には正しい核心を有して居る」が、また、其の主張する「全く極端に偏頗な環境說（Milieutheorie）は人生の事實に合しない」といふメツゲルの說に、私も全く左袒する。（Mezger, a. a. O. S. 64 u. 65.）

（註九）レンツは犯因性遺傳素質の存在を認め、犯因性傾向と構造が遺傳素因の中に根柢を持つことを主張して居る。（吉學博士譯「アドルフ・レンツ犯罪生物學原論」第五二頁以下）少年犯罪に於いても、犯因性傾向を認めらるゝ限

り、その眞實性を認めねばならぬ。然し、私は、少くとも、少年犯罪に就いては成年者の犯罪より、より多く環境等の外因的影響を認めねばならぬといふに過ぎぬ。

（註一〇）木村教授も同様な結論を下して居られる。前掲第五二頁。

（註一一）刑罰的意味に於ける斷種は、特に性的犯罪に對してなされるものであるが、然し、性的犯罪の再犯阻止のためにする斷種は問題にならないことは爭ひの餘地なきところである。何となれば、斷種は如何なる方法に於いても、斷種手術の際胚種腺が保存されてゐる故に、性慾の衝動は阻害せられず、性交は可能であるからである。(A. Böhm, Psychotherapie und Kastration. 1935. S. 10 ff. 參照) 然らば、性的犯罪阻止のための斷種は刑事政策としても役立たないことになる。それにも拘はらず、性的犯罪に對して斷種がなされるなら、それは、性的犯罪に對してなされる去勢と共に反坐思想表現の遺物であると謂はねばならぬ。たゞ、去勢は性的犯罪の再犯防止に對しては、殆んど本質的に之を阻止する蓋然性はあるが、然かし、全く之を阻止することは出來ぬといはれる。ゴル (Goll) は去勢後二年七ヶ月にして、以前と全く同樣に、小兒に對して、性的犯罪をなしたものあることを記してゐる。(A. Böhm, a. a. O. S. 16) されば、ベームは「人種保護思想には斷種は直接に役立ち、去勢は間接に役立つにすぎぬ。吾々は、性的邪道に陷れる者及び性的犯罪者を矯正し得るものは精神療法であることを證明し得るといつてゐる。(A. Böhm, a. a. O. S. 26)

三

然らば、優生學的斷種論は少年福祉保護の問題と如何なる關係があるであらうか。それが、少年福祉保護問題に役立ち得るであらうことは常識的に容易に考へられるところである。然し、玆では、もう少し、深く根本的に考察してみたく思ふ。

もとより、優生學的斷種は、ナチス獨逸の斷種法が其の名に冠せる如く、その目的は子孫に對する惡質遺傳の防止にある。人々の子孫、即ち、之を現在時間的に觀れば、次代の少年の福祉保護に役立つこと、餘りにも明瞭である。（玆に少年とは男女兩性のそれを含むこと言ふまでもない）否な、優生學的斷種の目的とするところは更らに遠大であり、深慮的である。それは、吾々の次代者たる少年のみならず、さらに遠く、その後の幾世代もの少年、即ち、子孫の福祉を目的として居ること、いま改めて言ふまでもない。其處にこそ、後述の如く、それは、個人的の憧憬とも、理想とも考へられるが、民族的意識が働いて居るのであり、優生學的斷種論が民族意識から出立するといふ所以である。されば、優生學的斷種の思想は、時間的にも超絶的で、全體性的であり、それは歷史性をもつ、また、民族、人類全體的にも超絶的で、全體性的である。

それはそれとして、汎く少年保護、即ち、少年福祉保護といふことは、我が邦に於いては、未だ充分に認識せられて居ないやうに考へられる。我が邦に於いて少年保護といふときは、一般には、少年法、少年教護法に於ける犯罪少年、不良少年乃至虞犯罪少年の保護、即ち、少年に對する司法保護を意味する如くである。或は、然らずんば、環境異常少年（例へば棄兒、孤兒等）、若しは、精神的及び身體的異常少年の保護を意味するに止まる。それは恰も、現在一般に司法保護とし謂へば、免囚保護をのみ意味する如く誤解せられつゝあると同樣である。

我が邦に於いては、少年の司法保護は近時深く認識せられ、司法保護事業の一部として、實績を擧げて居ること人の知るところである。環境異常少年、精神的或は肉體的異常少年に對する保護の手も、近時社會的立法例へば救護法、母子保護法、兒童虐待防止法等により擴大せられつゝあるが、未だ消極的なるを免れない。其の他、正常少年の福祉保護の重要なることは、後述の如くであるが、それは殆ど社會的には、未だ餘り深き認識の下に立つて居らないやうに思はれる。それは各少年の、それぞれの家庭、家族の手に全部が委ねられてゐると謂つてもよい現狀にあると

思はれる。

これに對する優生學的斷種の關聯を、先きに端的に、結論的に明らかにするならば、優生學的斷種は、少年福祉保護に對しては、精神的、身體的異常少年――特に遺傳病的――の出生を防止し、之によつて、一般少年の質的低下を阻止すると共に、その質的向上を圖る。卽ち、一般少年の福祉を保護增進して、人種の改善を企圖せんとするにある。而して、少年の福祉を保護することが、如何に國家、社會にとつて重要であるか。獨逸國少年福利法案理由書には、實に、『要するに、少年の福利が卽ち至高の法律たるべきものである」と高調せられて居り、一九三八年四月三十日の「少年勞働及び少年の勞働時間に關する法律』(Gesetz über Kinderarbeit und über die Arbeitszeit der Jugendlichen vom 30. April 1938.)の前文には、『少年保護は國民保護なり』(Jugendschutz ist Volksschutz.)とその冒頭に記されてある。(註一)洵に、ローランド、フライスラーが曰つたといふ如く、『少年は獨逸の將來である』のである。吾々の有つ文化の將來も吾々の少年の双肩にかゝつてゐる。此の大切なる少年の福祉保護の目的のために、優生學的斷種は一の重要なる手段であり、此の點に於いて、それは大なる文化的意義を有する。先づ、此の結論をさきに明かにして置く。次ぎにその理由を明らかにしやう。

少年の司法保護――狹義の少年保護――の重要なることは、今さら、玆に喋々するまでもない。然し、少年が反社會性を帶ぶるに至つて、始めて、少年に保護の手を籍すといふことは、實は、既に遲きに過ぐるものと思はれる。環境異常少年、特に精神的或は身體的異常少年に對しても亦然り。それは、保護をなさゞるに優るに過ぎない。今、前者、卽ち、司法的少年保護について考察するに、少年が反社會的性質を帶びるに至つて、始めて保護を行ふといふ見解は、之を刑法上の見解に類似を求めれば、其は所謂鎭壓主義に似た思想である。それは、反社會的少年の再過を防ぐ意味よりすれば、一の豫防主義と謂はれ得る。然し、反社會性を帶びた事後に於いて少年の性格の矯正を圖る點より見て、それは一種の鎭壓主義に似たものを感ずる。いま、一步を讓つて、反社會的の少年の再過又は今後の犯罪を防止する意味に於いて、少年保護を以て豫防主義なりと解するならば、私は、斯の如き豫防主義よりも一層徹底せる豫防主義に進展することを希望する。卽ち、少年が反社會性を帶びる以前に、之を豫防し、防止することのそれである。精神的或は身體的異常少年に對しても亦然りと云はう。

『刑は刑なきを期す』とは有名な、屢々語られる言葉であるが、保護といふことも、畢竟、『保護は保護なきを期す』ることを、其の理想とすべきでなければならぬ。これがためには、畢竟、反社會的少年と名付けられた少年を保護する以前に、心身異常と呼ばれた少年を保護する以前に、その少年を保護せねばならぬ。

扨て、斯る意味の少年保護をなすに、二つの方途がある。それは少年の幼時期からの保護、更らに遡つて、出生前からの保護、及び正常少年の保護、卽ち、後述する少年助長之である。之が目的のために、一般社會、特に、兩親に育兒學、衞生學、醫學、教育學等の知識及び道德的情操の涵養、特に、母親の胎教が必要なのである。

されば、既に一九二一年にベルジックのブリュッセルに於いて開かれた第二回國際少年保護會議(II^e Congrès international de la protection de l'enfance.)の開會に當り、ベルジックの總理大臣カルトン・ド・ヰヤル氏(M. le premier ministre Carton de Wiart.)も、その演說の一節に次の如く述べられてゐる。(註二)(註三)曰く、『此の會議は、其の新機軸を敢てなさんとする創意の下に、法律上の問題と醫學上の問題とを連結し、以て少年は正さに成人と相反して、決して生理學及び心理學兩方面の接觸にあらざることを理解した。此の二要素は外觀上密接に結合してゐる。然し、其の實、互に相獨立したものであるから、絕えず世の誤解を惹起するのである。是に由つて、之を觀れば、少年の裁判と保護とは教育學と育兒學とを知悉しなければならぬ。故に、國際少年保護會議の綱領は、譬へば古ローマ書箋の兩面蠟板、又は、例へば、雙生兒の如きものであつて、其の一方を措いて、他の一方のみを諦視す

ることを得ない。之と同一の觀念はベルジック國政府と本年一月十八日を以て、當さに開會せらる可き第二回國際組織委員會とに共通して居るが故に、會議を四部に分ち、第一部及び第三部に於いては精神的棄兒の保護及び少年裁判所問題と少年の衞生及び育兒學に關する若干の問題を考究し、異常兒保護機關の發達及び近年此の事業に關して、醫學及び兒童教育學の實行した進歩に關しては之を第二部に於いて調査せしめた』と。(註四)

さうして、同會議の第三部會、即ち、兒童の衞生、教育法に於いては、優生問題が早くも採りあげられ、第四問として「各國に於いて實行せる積極的及び消極的優生學上の實驗如何」といふ諸問がなされて居ることを注意すべきである。而して、同部會は右諸問に對し、「第二回國際少年保護會議は人類の規正、遺傳病に關する法則を究め、異常兒の生殖を豫防すべき人類の結合に關する法則を演繹せんがために、少年の保護に苦心せる諸國を通じ、各々自國内に優生局を設立せんことを主張する」及び、「第二回國際少年保護會議は各國が一切の方法によつて優生局の設立と事業の創始とを企圖せんことを希望する」といふ決議案を可決した。

此の思想が傳承せられて、その後一九三〇年のベルジックのリイエーヂ (Liége) で開かれた第九回國際少年保護會議に於いては、「學齡到達以前即ち、三歳から六歳までの少年の保護」(La protection de l'enfance d'âge préscolaire [trois à six ans]; Protection of children below school Age—i. e., of 3 to 6 years.) といふことが議題とせられた。(註五) 即ち第二部會は三歳から六歳迄の小學教育就學前の少年の保護問題を論ずべき部會であつたにも拘はらず、右部會は就學前の少年 (préscolaire) の概念を擴張し、右就學前の少年の中に、嬰兒 (nourrissons) (未だ獨りで歩けぬ時期の兒童) 及び誕生前即ち胎兒期の (prénatale) ものをも包含せしめて論議したのであつた。さうして、右第二部會に於いては、少年保護は嬰兒及び誕生前より保護をなすにあらされば、徹底せずと結論せられたのであつた。(註六) 而して、

此のことは「少年の保護は少年の胎兒期 (prénatale, prenatal) から」といふ標語の奇矯ならざるを領解せしむるものであつた。

然り、有能なる少年を得んためには、少年の保護はその誕生前、即ち、胎兒のうちから事が始められなければ保護の徹底を期するを得ぬ。これ徹底せる豫防主義的保護主義或は事前的保護主義である。之を少年が反社會性を帶びるに至り、或は心身異常となるに及んでから始めて保護の對象となす、所謂事後的保護主義と對比するときは、その間の思想的間隔は保護の實績に於いても、若干の相違を示すものではなからうかと私は考へる。(註七)

然はれ、近代遺傳學の進歩に基く優生學の思想は、少年保護は前述の胎兒期 (prénatale) からでは、いまや、既に遲きに過ぐるものとなし 百尺竿頭一歩を進めて、受胎前に其の質の良否を撰擇し、良質のものゝみ受胎せしめ、惡質のものゝ受胎は之を拒否することが眞に少年の福祉を保護する所以なりとなした。即ち、惡質遺傳病者の子孫防止、即ち、惡質遺傳病者の受胎不能、或は產殖防止 (Unfruchtbarmachung) が、眞に少年福祉を保護し、延いて社會福祉を保護增進せしめ、さらに國家、民族の福祉と繁榮を招來する所以と考へられるやうになつたのである。此處に於いて、優生學的斷種は少年 (福祉) 保護と直接的關聯に於いて、少年保護の地平線上に出現し來つたのである。

雜草は普通の草木より繁殖が速かであるといふ。近代、如何に、精神病者、精神薄弱者を始め所謂遺傳病と謂はるゝものゝ疾病者が激增したことか。一方醫學が非常に進歩したといはれながら、統計の語る事實は、所謂人の世の雜草の繁殖率が爾かく速かなることを實證するものである。それ故に、近代醫學の無力を非難し、嘲笑するものがある。然し、私は、もとより醫學に專門外の者ではあるが、現代醫學の無力を信じたくない。それは、醫學の進歩よりも、雜草の繁殖率にも比すべき、惡疾遺傳病の遺傳力と蔓延力との如何に速かなるかを實證するものであると考へる。

さうして、洵に、牧野博士が曰はれる如く、病氣と貧乏と犯罪は相互に密接に聯關し、互に因果の循環をなしつゝ

ある三個の社會問題である。（註八）然かも、近來の大勢は、此の三者が、おのおの、增加の趨勢を辿りつゝあることを示してゐる。此處には、國家の危機、民族の危機、さうして文化の危機が存する。吾々は此の三者の撲滅を圖らねばならぬ。右の三者の中、特に、所謂遺傳的疾患の激增と蔓延とは雜草の繁殖の速かなることを示して居る。手を入れない花園には雜草が忽ちに蔓びこる。民族に於ける繁殖も放任して置くときは惡種が增殖して底止するところがない。雜草を刈つて、民族といふ、民族の文化といふ花園を手入れをしないときには、花園は枯燕して、荒廢して了ふであらう。而して、その雜草たる惡種を刈るには、少年の出生前、卽ち、受胎前になすを要する。既に受胎せる後、出生せる後に於いて之をなすは非人道的であり、反文化的である。

然かも、優生學の教ふるところによれば、瓦は如何に磨いても玉とならぬといふことが原則であるといふ。卽ち、吾々の教育、修練、醫術、衞生等によつて、吾々が一代に於いて獲得した形質は遺傳せぬと遺傳學は教へてゐる。瓜の蔓には茄子は生らぬとは此の謂ひである。而して、遺傳的惡質が子孫に遺傳した場合、之が除去消滅には爾後二十世代を要するといふ。果して然らば、吾々は之を注意し、惡質遺傳は最初より之を除去するにあらざれば、少年の保護、延いては社會的福祉は到底その徹底的向上を圖るを得ぬのである。

此の如くして、吾々は、今や、徹底せる豫防主義に基く少年保護は、少年の出生前（胎兒期）より一步を進めた受胎前からなされねばならぬといふ結論に達した。それは、何よりも、先づ惡質の遺傳から保護して、健全なる精神と身體を所有する完全なる生命體として少年を此の世の中に送ることである。此のために役立つものは、差し當り、人道的に一番すぐれたものと推奬される優生學的斷種の方法である。――此の目的のために、將來醫學の進步が斷種による方法を不必要ならしめざる限り――。斷種の方法と其の結果は現代に於いては少しも非人道的でないと其の道の專門家から謂はれてゐる。（註九）（註一〇）而して、斷種の方法

も何等危險のないものであるとせられてゐる。例へば、ローデワルドは次の如く曰つてゐる。曰く『吾々の見るところによれば、カストラショオンはそれが充分嚴重なる指示の下に行はれるならば、最も完全なる手術である。（Hoffmann）が考へて居た樣に廣範圍に於ける恣意的な優生學的指示の時代は來なかつた。それは遺傳學の收獲が未だ充分に確證されて居なかつたから。』と（註一一）さうして、彼は更らに謙遜な態度でつゞけてゐる。曰く『社會的理由から、吾々は個々の稀なる場合に、それに對し法律的方策がなされたとき、始めて豫防的に斷種をなし得るであらう。それまでは、吾々は醫者としての觀察に甘んじて居なければならぬ。一層愼重にして事實に基いた人口增殖の原理が、やがて闡明されるに至るであらう。それまで吾々は醫者としての職務の埒外に出てはならぬ。他の解釋と一致せぬ限り、吾々の見解に從つて現行法の解釋を試みてはならない』と。（註一二）醫學者の多くの人々が斯の如き謙虛な心を以て、斷種といふことに對するならば、斷種といふことに對しても、世の一部の人々が虞れてゐるやうな、斷種法の濫用といふことも、或る程度杞憂であるといふことになるのであらう。

（註一）此の法律は未だ施行せられて居らず、一九三九年一月一日から施行されることになつてゐる。但し、此の法律中休養に關する第二十一條の規定及び施行法細則に關する第二十七條の規定は公布の日から實施せられた。此の法律に就いては近くまた一文を草する日があるであらう。

（註二）第二回國際少年保護會議は一九二一年七月十八日から同月二十一日まで開かれた。右會議に關する詳細は Revue pénitentiaire et de droit pénal, 1921, nos. 7-9, p. 333 et s. に揭載せられてある。

（註三）國際少年保護會議（Congrès international de la protection de l'enfance）は Association internationale pour la protection de l'enfance.（通常 A. I. P. E. の略號が用ひられる）（International child welfare Association）の主催の下に行はれる。その第一回の會議は一九一三年七月二十四日から同二十六日まで、ベルジックのブルユッセル

に於いて開かれた。

（註四）此の譯文は司法資料第七號「國際少年保護會議提出報告書第一輯」中の譯文を參考とした。

（註五）第九回國際少年保護會議に就いての詳細は Bulletin international de la protection de l'enfance. octobre 1930. に掲載せられてある外、國際聯盟刊行の Bulletin trimestriel de renseignements sur l'oeuvre des organisations internationales public par la section des bureaux internationaux. No I-Vol II. Janvier. 1931. 或は Quarterly bulletin of information on the work of international organisations. No. I-Vol 8. 1931. に轉載せられてある。

（註六）第九回國際少年保護會議は五部會に分ち行はれた。第一部會は「學童の結核問題」（la tuberculose chez les écoliers.）第二部會は本文揭記の通り、第三部會は「別居せる兩親間の少年の保護」の問題（la situation des enfants dont les parents vivent séparés）第四部は「學生の個性考査」の問題（L'examen rationel des écoliers）第五部は「乳兒に對する榮養の根柢である消化及び榮養關係の生理學的知識に關する情況」の問題（État des connaissances en physiologie de la digestion et de la nutrition des nourrisons en vue de fixer les bases de l'alimentation）である。

（註七）我が少年法第四條が所謂準犯罪少年（虞犯罪少年）を保護處分の對象に入れたことは、或る意味の事前的保護と謂へよう。

（註八）牧野博士「刑法研究第六卷」第五一三頁以下。

（註九）斷種は去勢と異つて、性慾と性感（Libido）を維持する。去勢は性機能を最早や營ましめざるが故に斷種よりも非人道的とせられる。要するに、斷種は性機能をそのまゝにして、たゞ產殖不能ならしむるのみであつて、それ故に非人道的ならずとせられる。（Rodewald, Die Unfruchtbarmachung geistig Minderwertiger in Lichte der

Medizin und des Rechts. Monatschrift für Kriminalpsychologie und Strafrechtsreform. 1931. 22. Jahrg. Heft. 12. S. 707 ff. besonders S. 708.）

（註一〇）男子の斷種術は極めて簡單でありリューヂン（Rüdin）に從へば局部痲痺のみにて可能にして生命に危險なく、その結果は絶對的に效果がある。又女子の場合は男子のそれに比して手術簡單ではないが、良い技術者ならば殆ど生命に危險なく行はれ、僅少日數の臥床を以て足るといふ。更らに、一九〇三年にシェンベルヒ（Schönberg）が、又一九〇五年にハルベルシテッター（Hellerstädter）がいづれも家兎にレントゲン光線による斷種を試み、その後レントゲンによる發達を見たが、その結果は不確實で未だ手術による斷種に代はることは出來ぬとのことである。Rodewald, a. a. O. S. 705 ff.

（註一一）Rodewald, a. a. O. S. 720.

（註一二）Rodewald, ebenda.

行刑統計研究（其の二・累犯）

公文彪

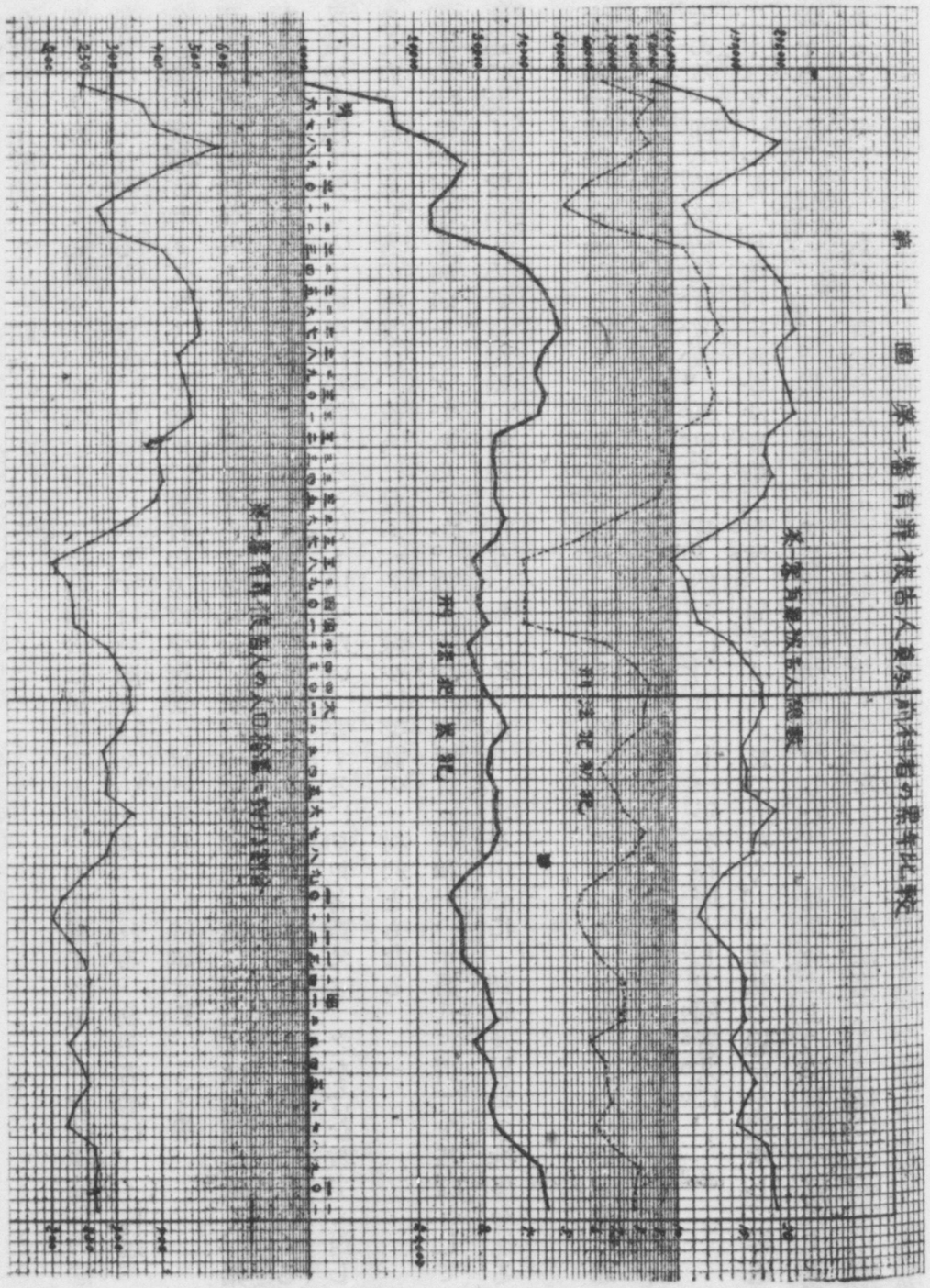
一、累犯現象概観

A、累犯數字の統計的比重

夫々の犯罪統計數字の有する意味は單にその量の大小のみではない。初犯者及累犯者に就ては、大要次の如く考へられる。

（イ）微罪釋放、起訴留保或は起訴猶豫等の訴追便宜主義は、犯人が前科者である場合には、之に對し事實上、より輕く作用する。從つて累犯者數が第一審判決なり又は確定判決の時を基準として數へられたものであつても、それは、累犯者によつて犯された事實上の犯罪數にかなり接近したものであると考へ得る。初犯者に就ては、事情は全然反對となる。

（ロ）累犯者を犯罪別に觀るならば、竊盜、詐欺横領、賭博、傷害に依つて大部分を占められ、（近年では約八〇％以上に達する、後に調べる事とする）之等の犯罪にあつては、一般に犯人が前科者である程、被害が大きいために檢擧も概して早く、審理も亦迅速に終結する。從つて累犯者數が判決の時を基準として數へられた場合でも、その犯時は、判決ありたる年次に、かなり接近せる前の年であると想像される。故に累犯者數に於ける時



の遅れは比較的小さいと謂ふことが出來る。

（ハ）犯罪へと驅り立てる社會的惡影響に對しては前科者は敏感である。卽ち累犯者數は社會的諸條件の惡い時には敏感に之を反映するが、反對に好條件に對しては感應度は弱いと考へられる。初犯者數は、（イ）に述べた訴追便宜主義の影響が極めて强く、社會的諸條件の及ぼす影響の反映を見るには適せぬ。……等。

故に犯罪と社會的諸條件との相關を觀察せんとする場合、統計の示す初犯者數に對しては信賴度低く、累犯者數はかなり信を置くことが出來ると思はれる。從つて統計數字が初犯者の增加を示す場合でも、直ちに悲觀する必要もなければ又減少を示すからとて輕率に樂觀することも出來ない。要するに初犯者數又は、之を含む數字に對しては警戒せねばならぬ。反之累犯者の增加は、直ちに憂ふべく、減少は樂觀の一材料ともなる。

偖て實際數字は如何なる傾向を示すであらうか。刑事統計年報要旨（昭和十一年第八三頁）を基礎として第一圖を作る。訴追に關する當局の方針は絕對に無視し得ない點であるから、之を中心に、初犯及累犯の推移を辿ることゝする。

明治十五年治罪法の實施から始まる。累犯者激增　刑期も一般に長期であつたゝめか、（今の處想像に過ぎねが）明治十八年、在監人氾濫し、時の司法卿（山田顯義）は微罪不檢擧の方針に就き檢事に訓告した。蓋し起訴便宜主義の端緒である。卽ち爾來初犯者激減、累犯者漸減。然るに明治二十三年十一月一日舊刑事訴訟法實施迄激增。同法は云ふまでもなく、治罪法の趣旨を繼承し、訴追に就ては合法主義をとつた（同法第六二條及第六三條）。然し實際には微罪不檢擧を實行した。一見訓令によつて法律を改廢するが如き奇異の感あるも、當局は、舊刑事訴訟法は合法主義を嚴定したものでなくして、同法第二八三條に「裁判官檢察官故ナクシテ訴ヲ受理セズ又ハ遷延シタル場合ニ、處罰する旨の規定あるも、公益の代表者たる檢事に於て、微罪不起訴の

處分が公益上有益なりとする正當の理由ありとすれば、同規定に該當するものではないとの見解をとつた樣である。大正四年大浦兼武の不起訴處分に就て、富田博士と牧野博士との間に、違法合法の大論爭があつたことは有名であるが、とにかく學理上の問題は別として、行刑上、財政上合法主義は採ることが出來なかつたのである。この事は、然し吾邦の犯罪統計の解決を複雜ならしめる結果を生じた。

明治二十七年、初犯累犯共に、吾刑事統計の示し得る最高峰に達した。爾來累犯者漸減。

明治三十二年、司法大臣清浦奎吾氏は、訴追便宜主義を實行すべき方針に就き訓令する處あり、同時に其趣旨を司法次官通牒として各檢事に發した。三十五年迄、初犯累犯共に增加せず。

明治三十五年十月檢事正會同に於て、清浦法相は再び前記同樣の訓示をなした。

明治三十七年、日露開戰、初犯大激減、累犯漸減。但し之を直ちに戰爭の影響であると斷定するためには、前述の訴追に關する當局の方針とその實際的影響を全然無視せねばならぬ。

明治三十八年六月二十八日、司法大臣波多野敬直氏は、司法警察官に於ても、微罪は釋放し書類のみ送局せしむべきことを檢事に訓告した（民刑甲第一五九號）。卽ち初犯激減累犯漸減。不幸にしてこの當時叙上の如き檢擧方針の徹底に努めねばならなかつたために、初犯者の大激減、累犯者の漸減と云ふ稀有の現象を、時宛も日露戰爭と云ふ非常時局と單純に結び付けて考へる事が出來ないのである。

明治四十一年、現行刑法竝監獄法實施迄、初犯增減なし、累犯動搖。

明法四十二年、初犯著增、累犯減少。

大正元年迄、初犯著增、累犯一定率を以て增加。

大正三年、歐洲大戰、好景氣時代に入らんとす。初犯急減、累犯增加せず。

大正四年以降、初犯急增、累犯依然增加せず。
大正七年以降、初犯激減、累犯亦激減。
大正十年に於て、累犯遂に明治二十二年以來曾て見ざる減少。
大正十二年、少年法。竝に。
大年十三年、改正刑事訴訟法實施、訴追便宜主義採用、爾來初犯者增減恒なし、累犯漸增一途。特に昭和八年より著增、宛も明治二十年代に於ける累犯者の氾濫に髣髴す。

以上半世紀に亙り通觀すれば、最初に述べたイ)ロハが大體誤りでないことが知られる。而て初犯、累犯は其傾向必しも一致せず初犯者數の描く曲線が、上下動搖の振幅が大きく且より不規則であることは、訴追に關する制度竝當局の方針に強く影響されてゐることを如實に示してゐる。例へば明治二十一年を底とし、又明治三十八年乃至四十一年を底とする谷を例にとりなほ次のやうにも考へられる。谷底を基點として其後の年次に於て、初犯犯罪が激增したかの如く見えるが、實は犯罪數には著しい增減はなかつたかも知れぬ。それ以前に微罪釋放となり、起訴猶豫となつた者の再犯（事實上の）のため、最早起訴せざるを得なかつたと云ふ事例が增加したのであつたものとすれば、それは單に統計數字の上に初犯者が數へられ始めたことを意味するに留まり、初犯者の增減は、この場合犯罪數とは沒交涉であると謂はねばならぬ。斯くて初犯者數は、犯罪現象の實相から遠ざかる事甚だしいと想像される。

一方累犯者數に就ても、刑期が一般的に長ければ、犯罪增加の社會的條件が成熟してゐても、直ちに累犯者數の增加を結果しない。累犯者數の增加は、釋放者が多く存在する事（この事は亦其以前に初犯者が多かつた事を）前提とするからである。然し刑の量定には左程著しい變動あるものではないから、期間を餘り長くせぬ限り、累犯者數は、犯罪と社會的諸條件との相關を、比較的實相に近く示し得るであらう。第一圖で見た如く、累犯者數の變動は概してゆるやかである。或る犯罪傾向が顯はれ初めると、放置する事なく、直ちにその防壓手段が講ぜられるのであるから、犯罪現象には初犯者數の描く曲線の如く、急激且つ深刻な大變動があるものとは考へられない。即ち變動がゆるやかで小刻みである事が、寧ろ犯罪現象の實相に近いと考へられる。

大體叙上の樣な理由から、あるが儘の犯罪統計數字の中で、累犯者數は最も高く評價せられ得るものと考へる。猶二、三點數字の意味つき附言する。犯罪統計を使用した例をみるに、よく第一審有罪被告人數（第一圖最上部）を用ひてあるが、之は、刑法犯（初犯及び累犯）人員に特別法犯人員を合計したものであつて、勢ひ絶對値の最大なる刑法犯初犯者數の持つ缺陷をそのまゝに反映してゐる限り、余り重みを附することは出來ない。警察統計をも併せ利用すれば或は不自然な、犯罪の實相との乖離を防ぎ得るであらうが、私の想像するところでは、恐らく累犯者數の變動と殆んど併行するものが生ずると思ふ。（若しこの想像通りならば、算術的活動の實際的價値は乏しくなる、將來研究したい。）

次に前述の第一審有罪被告數を人口十萬に對比せる數値（第一圖最下端）が使用される例が多いが、これも分子となるものが、第一審有罪被告人數である限り前述した理由から信を置き難い。加之我國の如く人口の變動が不規則でなく、即ち增減何れか一方の方向を辿りつゝあることが判明してゐる場合に於ては、人口と對比し數値を求むる事は、その數學的勞作に比して、實際的價値は乏しいものである。何故なら、分母となる人口と、分子となる犯罪人數とは大小懸隔が極めて大きいから、求むる相對數に對する人口の影響はまことに微々たるものである。從つて人口に增減なしと假定して、分子たる犯罪人數の增減のみを見ても、長期間に亙らぬ限り充分である。もとより、時代を異にし土地を異にする場合などの比較に於ては別論である。このことは第一圖最上部の曲線（實數）と最下端の曲線（相對數）とを比較すれば明瞭である。兩者全く同一の曲線としか思へない。唯期間が半世紀以上にも亙つており、

我國人口は增加する一方であつたから、相對數を以て描かれた曲線は、全體として右に低くなつてゐるだけの差異があるに過ぎない。

卽ちこの相對數は理論的には優れてゐるやうに見えるが、實際的價値に乏しいことがわかる。理論的に優ることを望むならば、犯罪者も人口をも男女別に對比するのでなければならぬことは云ふまでもあるまい。其態樣に於ても、數量に於ても、男女別犯罪は著しく異なるに不拘、人口は平時に於ては、兩者略相似たものであり、戰時などにあつては、控除される人口は男子の側に就てのみ考へねばならぬ。從て女子犯罪と男子犯罪とに、同じ重みを假定し、有責人口に對比して得たる相對數は、その假定の故に亦、理論的な缺陷をも持つてゐるのである。寧ろ用ひざるに如かずであると考へる。

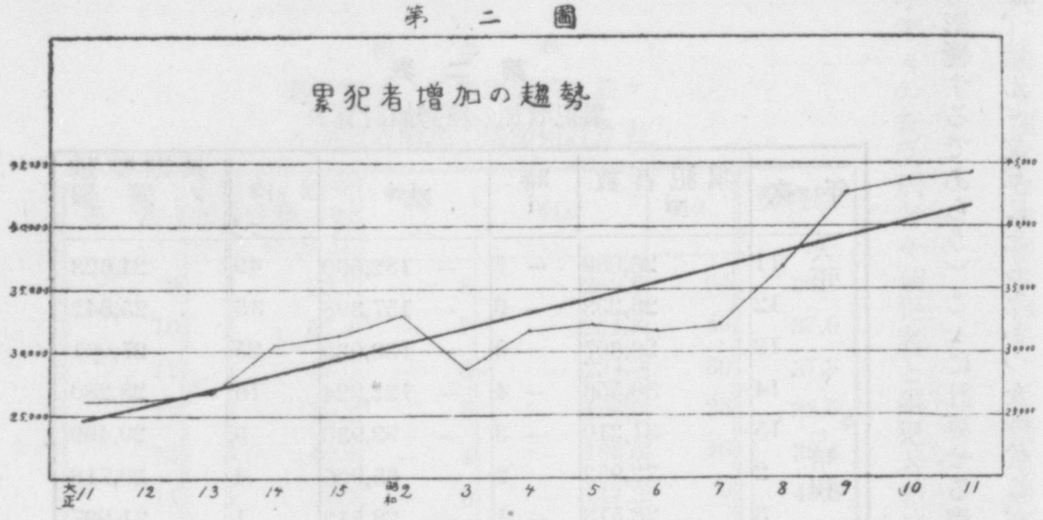
さて餘りに統計的な嫌ひある記述を後に戻し、

B、最近の累犯增加傾向

を突詰めてみよう。前項に於て、明治二十二年以降、累犯者の最も少かつたのは大正十年であつたこと、そして翌十一年以後は增加一途、遂に昭和九、十、十一年に及んで、明治二十年代に於ける、累犯氾濫時代に髣髴するに至つたことを見たのである。（再び第一圖參照のこと）

累犯增加傾向は、前項にも述べた如く決して樂觀を許さず、刑政上重視されねばならぬことは云ふまでもなく、近年數多の論策が累犯防壓を採り上げてゐるのも理由あることである。勿論それ等は、夫々價値多きものであるが、中には例の教育刑主義の概念的公式的叫びに終つてゐるものも無いではなく、特に近年の累犯增加を數學的に究明する時には、最早そうした活字から攝取し、活字に排泄する書齋的營みは、よし濱の眞砂はつきるとも、悲觀論者五右衞門氏の苦笑の種にしか過ぎないのではあるまいかとさへ思はれる。左樣に累犯者は年々增加しつゝあるのである。

第二圖



さて第二圖は、第一圖の大正十一年以降の部分を摘出したもので、累犯者數は、次の第二表第二行を御覽願ひたい。

今大正十一年より一昨年迄の十五年間に於ける、累犯增加の趨勢をみようとする。卽ち年により箇別的變動あるは勿論であるが、第二圖細線を通じて、趨勢的には略直線的傾向を辿ることが知られる。こゝに想像し得られる趨勢は、直線を代表する一次方程式

$$Y = a + bx$$

に於ける、a及bの値を求めることにより判明する。第二表計算表より、

$$a = 33156$$

$$b = 1219 \qquad \text{(小數點以下四捨五入)}$$

よつて夫々の時點に於ける縱座標Yを求め、圖上太線を以て趨勢的變動を示す。

卽ち大正十一年以降年々一、二一九人宛の增加であつて、特に昭和九年以後の各年に於ける著しい增加が、この趨勢値を強く引上げてゐることがわかる。この狀態が猶持續するものとすれば、早くも昭和十七年に至つて、大正十一年に於ける累犯者數の略二倍に達し、實數では五萬人に近づくことが豫想される。以後の箇別的變動に著しいものがあれば（今次事變

も影響するであらう）こゝに計算せる趨勢値の變ずるは云ふまでもない。「教育行刑の進展」と云ふ事を冒書せねば、殆んど文章にならなかつた時代に、實は斯様に累犯者はグン〳〵増加しつゝあつたのである。

第　二　表

累犯増加の趨勢値計算表

年次		累犯者數 yi	時 xi	yixi	xi2	動線 變期 縱 長ノ Y
大正	11	26,080	− 7	− 182,560	49	24,623
	12	26,233	− 6	− 157,398	36	25,842
	13	26,607	− 5	− 133,035	25	27,061
	14	30,556	− 4	− 122,224	16	28,280
	15	31,310	− 3	− 93,930	9	29,499
昭和	2	32,953	− 2	− 65,906	4	30,718
	3	28,513	− 1	− 28,513	1	31,937
	4	31,627	0	0	0	33,156
	5	32,112	+ 1	+ 32,112	1	34,375
	6	31,697	+ 2	+ 63,394	4	35,594
	7	32,162	+ 3	+ 96,486	9	36,813
	8	36,808	+ 4	+ 147,232	16	38,032
	9	42,684	+ 5	+ 213,420	25	39,251
	10	43,742	+ 6	+ 262,452	36	40,470
	11	44,250	+ 7	+ 309,750	49	41,689
計		497,334		+ 341,280	280	

$Y = a + bx$

$$a = \frac{Eyi}{n} = \frac{497334}{15} = 33155.6$$

$$b = \frac{Eyixi}{Exi^2} = \frac{341280}{280} = 1218.3$$

次に斯る顯著な増加傾向が、受刑者の犯數別構成の上にも影響しつゝあらうことは容易に想像されるところである。

今年々の新受刑者を初犯者と累犯者の二階級に分ち、總數に對する累犯者數の百分比を示せば、第三表第二行の如

第　三　表

新受刑者ノ犯數別構成ニ於ケル累犯者増加の趨勢値計算表

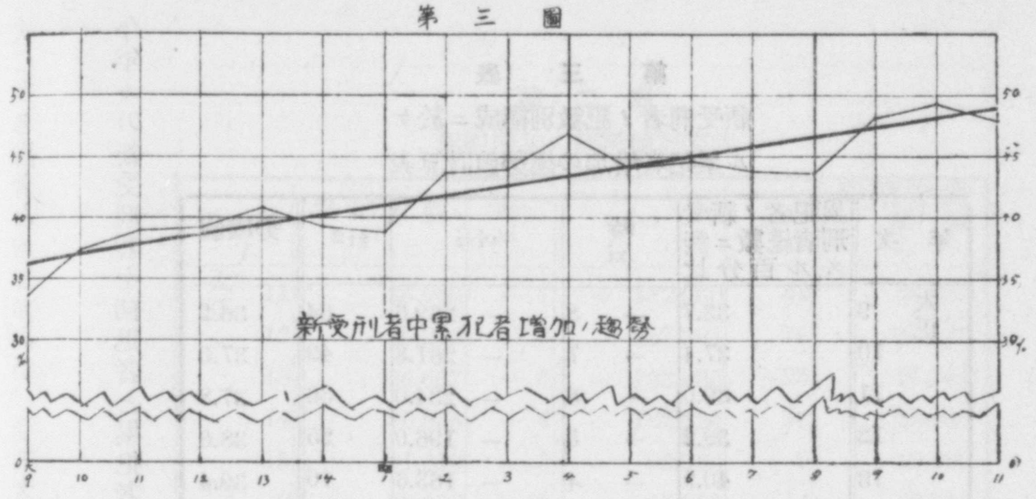
年次		新受刑者ノ累犯者總數ニ對スル百分比	時 xi	yixi	xi2	趨勢値 Y
大正	9	33.7	− 8	− 269.6	64	36.2
	10	37.4	− 7	− 261.8	49	37.0
	11	39.0	− 6	− 234.0	36	37.8
	12	39.2	− 5	− 196.0	25	38.6
	13	40.9	− 4	− 163.6	16	39.4
	14	39.3	− 3	− 117.3	9	40.2
昭和	1	38.8	− 2	− 77.6	4	41.0
	2	43.7	− 1	− 43.7	1	41.8
	3	44.0	0	0	0	42.6
	4	46.9	1	+ 46.9	1	43.4
	5	44.1	2	+ 88.2	4	44.2
	6	44.7	3	+ 134.1	9	45.0
	7	43.8	4	+ 175.2	16	45.8
	8	43.6	5	+ 218.0	25	46.6
	9	48.1	6	+ 288.6	36	47.4
	10	49.3	7	+ 345.1	49	48.2
	11	47.8	8	+ 382.4	64	49.0
計		724.3		+ 314.7	408	

$Y = a + bx$

$$a = \frac{724.3}{17} = 42.6$$

$$b = \frac{314.7}{408} = 0.77$$

第三圖



くであり、第三圖細線を以て圖示される。同圖太線は第三表計算表より得たる趨勢を示す。卽ち新受刑者中累犯者は年々〇・七七%宛の増加傾向を見る。幾若なく、初犯累犯相半ばするに至るであらうと豫想される。（この場合年末在監受刑者に就て犯數別構成をみると、關係は逆になる。卽ち大正六年以降の十年間平均初犯四〇・八%累犯五九・二%、昭和二年以降の十年間に於ける平均も矢張り初犯四〇・八%、累犯五九・二%を示してゐる。累犯者が多いのは、新陳代謝の速度……刑期の關係……が異つてゐるからであつて、從て兩者の對比に於て、或時點をとることは不適當であると思はれる。）

以上累犯増加の趨勢に付大體知り得たが、之を行刑と關聯せしむるためには、再犯に至る期間を調べ、受刑者に及ぼした行刑の感銘の程度を知らなければならぬと思ふ。

（未完）

明治年間 監獄作業變遷概觀

（一）

辻 敬助

目次

一、はしがき
二、我國監獄作業の發祥
A 我國自由刑の發展過程
B 德川時代の各種自由刑並に自由刑類似制度と其の作業組織
三、明治年間に於ける監獄作業の變遷
A 徒場時代（イ、前期 ロ、後期）
B 明治五年監獄則時代（イ、前期 ロ、後期）
C 明治十四年監獄則時代
D 明治廿二年監獄則時代
E 明治三十二年改正監獄則時代
F 監獄法時代
四、結語

一 はしがき

最近各方面に於て明治時代の研究が頓に勃興し、就中專門史家以外の手に依り貴重なる研究が續々發表せられつゝあることは注目すべき社會時相の一つである。これは現下重大なる時局に際し偉大なる昨日の日本を振り返り、そこに將來の進路を發見し、更に偉大なる明日の日本を建設せんとする國民的自覺反省の現れであると思ふ。

此時に當り吾々刑政に携はる者としても獄制の上に昨日の姿を振り返り、我國固有の傳統を尋ね前人の營々たる努力の跡を顧ることの決して徒爾ならざるを信ずるのである。私は此意味に於て一昨秋以來各位の御懇導の下に行刑各部面に亙り德川時代並明治年間に於ける行刑資料の蒐集整理に微力を致してゐるが、玆には先づ我國監獄作業に關し過去一年有半の間に集めたる資料に付て一應の觀察を加へて見ることにした。

扨明治維新は所有制度文物を更新し、刑罰制度に就て

は專ら寛恕仁愛の精神を旨として新しき自由刑制度の樹立に邁進したのであるが、維新回天の偉業が既に嘉永、安政年間に於て其の萌芽を見る如く、刑罰制度に於ても封建的の刑罰制度は既に田沼時代に於て崩壞の端を發し、新しき改善主義的自由刑が隨所に生誕しつゝあつたことを忘れてはならぬ。而かも幕府は內外多事到底之を以て其の正刑と爲すの遑がなかつたが、爾來百有餘年の長きに亙り各藩各地に試みられたる貴重なる實踐は軈て新政後我國自由制度の完成上最重要なる礎石として役立つことゝなつたのである。

仍て玆に明治年間に於ける監獄作業の變遷を敍するに當つても先づ順序として我國監獄作業の發祥の經路を略說し、然る後明治年間の變遷に及ぶことゝする。

尙明治年間に於ける時代區分は主として記述の便宜上監獄立法及其の改廢を以て區劃することゝした。

二　我國監獄作業の發祥

A　我國自由刑の發達過程

王朝時代の自由刑採用　我國に於ける自由刑の濫觴は遠く王朝時代に遡り、仁德、履中の聖帝が改悛の狀ある者を赦して御料內開墾の勞役に服せしめたるに始まるのである(一)。

武家政治(北條、足利時代)の慘刑　然るに一度武家の政權を獲得するや、其の刑法は頗る殘忍酷薄となり、徒、笞、杖の如き寬刑は之を廢止し、死、流、追放、禁獄を正刑と爲し、串刺、釜入、牛裂、松明炙の如き驚くべき慘刑が屢々行はるゝに至り(一)。普通の犯罪に對しては概ね追放の刑を課した。

(一)　栗田元次氏江戶時代史。

德川時代の正刑　慶長八年政權德川氏に歸するや漸次刑政の運用に意を用ひ、串刺、釜入等の慘刑は之を廢止し且大いに死刑の適用を節したるも(一)、尙磔刑、鋸挽、火罪等の威嚇刑が屢々行はれ、前代の遺物たる追放刑も亦盛に行はれた(二)。

(一)　法學論叢三五ノ五小早川欣吾氏近世初頭の刑罰態樣。
(二)　長崎奉行所入牢帳(長崎縣立圖書館藏)

追放刑の弊害　追放刑は武家群雄割據の時代に於ては、自領保全の目的を達し頗る好果を齎らしたが、既に國內統一の業なり中央集權の確立を見るに至りては、却て產業の發達を阻害し、田園を荒蕪に歸せしめ、一面又社會の危險分子たる浪人者及無宿浮浪の徒を增加せしむるに至つた(一)。

(一)　瀧川政次郎氏日本法制史及澁澤榮一著樂翁公傳。

追放刑の制限、熊本藩の徒刑採用　仍て八代將軍吉宗は其の弊害を除かんとし、享保六年之が執行を停止し、諸大名に向つても猥に追放刑に處することなからんことを命じた(一)。こゝに於てか諸藩中入墨、敲、過料を以て漸次之に代ふるものあるに至り、熊本藩の如きは明律及王朝律を參酌して斷然追放刑を廢止して笞刑及徒刑を採用して多大の效果を收めた。(二)

(一)　栗田元次氏江戶時代史及三浦周行氏法制史研究。
(二)　銀臺遺事、熊本藩刑法草書及肥後物語。

鑛山勞役の採用　併しながら因習の久しき、名君吉宗の力を以てしても容易に之が全廢を斷行すること能はず、藩に依りては尙盛に本刑を課するものありて、浮浪の徒は依然として減少を見るに至らず、享保十七年西國方面一圓に亙れる大飢饉に因り更に其數を增し、之が爲府內無宿浮浪の徒多數徘徊し、放火又は盜罪を犯し物情恟々たるものありしを以て、幕府は寬保元年追放刑に處せられし者を府內に隱匿するを禁じ(一)、次で安永七年に至り江戶市內浮浪の徒を捕へて佐渡銀山に遣し採鑛の勞役に就かしめた。併しながら遠隔地移送の困難等の爲其が(一)、大化改新を經て大寶律に至り遂に正刑となり(二)、弘仁時代に入るや更に盜罪等に對し長期の徒刑制定せられ(三)、朝廷に於ては年中行事として着欽の政を行ひ(四)、獄の內外に於て各種の官役(五)を課する等、自由刑は漸次刑罰制度中重要なる地位を占むるに至つた(六)。

(一)　國學院編、法制論纂第三十九及行刑論集。小山松吉氏我國に於ける懲役の沿革。播磨風土記。日本書紀。
(二)　笞、杖、徒、流、死の五刑を置き徒は一年、一年半、二年、二年半、三年の五等に分かる。
(三)　嵯峨天皇弘仁年間盜罪及私鑄錢罪に六年又は十五年の徒刑を課す。(古事類苑法律部)
(四)　每年五月、十二月及臨時に京の東市又は西市の司樓の前に行ふ。(西宮記、公事根源、年中行事秘抄)
(五)　畿內に於ては徒囚を京師に送り官役に就かしめ其他の土地は其所在地の官役を課す。男囚は外役を主とし女囚は內役とし衣を縫ひ又は穀を舂かしむ。(令義解、令集解、延喜式、日本後紀。)
(六)　王朝時代に於ける自由刑に付ては古事類苑以外殆ど見るべきの資料なきを以て、こゝには之が變遷の過程を一瞥するに止めた。

の派遣人員には自ら限度ありて(二)、到底多くの效果を期待することを得なかつた。

(一) 大成令。

(二) 佐渡年代記及御仕置例類纂。

寄場制度の發祥　然るに其後天明三年再び諸國大饑饉あり、窮民浮浪の徒俄に增加し之が取締には一層の困難を加へた(一)、仍て幕府は寛政二年時の火附盜賊改役の長谷川平藏の獻言を採納し、新に人足寄場制度を創設し浮浪者の匡正授産に意を用ゐるに至つた(二)。

(一) 幕府は「狩込」と稱して此等浮浪の徒を狩り集め淺草の溜(溜とは江戸時代に於ける無宿、放免囚、病囚等の收容所なり。江戸には品川及淺草に置き、後に代々木及本所に增置す)に收容せるも、場內狹隘にして衣食の給與十分ならざる爲、彼等は多く健康を害ひ甚しき時は一年間の斃死千人に達したることあり、公は之を聞きて哀憐の情禁ずる能はず此等徒食の輩をして正業に就かしめんとし人足寄場制度を創設したといはれてゐる。この意味に於て溜の制度は實は人足寄場の母胎ともいふべきものである。(救護事業四二五松本孝吉、定信公の政治生活と人事行政。)

(二) 京兆府尹記事、憲法類集、府內備考。

寄場の機能を擴張し自由刑をも執行す　如此寄場制度は初め窮民浮浪の徒の匡正を目的として創立せられたのであるが、幕府は其の社會政策上多大の效果あるを認め、文政三年に至り更に之が機能を擴張し、江戸拂以上の追放刑に處せられたる者をも收容し、之が敎化を圖ることとなし(一)、寄場は遂に純然たる自由刑の執行場をも兼ぬるに至つた。

(一) 三浦周行氏法制史の研究追放刑論。

各地徒刑の採用寄場の增設　尙上記寄場の創設と相前後して米澤、津輕の兩藩亦徒刑を採用し(一)、天保期に入りては水戸の烈公同じく徒刑の制を定めたが(二)、共に頗る效果を收めた。次で老中水野忠邦は寄場制度の一般的採用を企圖として成らず、而かも追放刑の弊害益々甚しきものあるに鑑み、同十四年に至り幕府直轄地及大名領地に向つて石川島の制度に倣ひて人足寄場の設置方を奬勵した(三)。其結果大阪、秋田、長崎、函館、福岡、小倉、松山、長岡、相馬(四)等相次で之が設立を見るに至り、各れも刑事政策上重要なる役割を果たし明治新政時に及んだのである。

(一) 津輕藩舊記及鷹山公世紀。

(二) 水戸刑務所藏舊水戸藩刑法書取、及水戸藩資料別記。

(三) 三浦氏法制史の研究追放刑論。

(四) 大阪府史、長崎徒刑規則、小倉藩史、福岡藩勤用錄、平野國臣傳、松山市史、秋田縣史、明治廿一、二年福島縣監獄統計表、長岡市史、三浦氏法制史の研究追放刑論、犯罪學研究一ノ五市場學而郎人足寄場考。文久元年函館表へ寄場取建て輕罪者並に女犯の僧を免じて送る(嘉永、明治年間錄)。

近代的自由刑への發展　而して是等の自由刑制度若くは自由刑類似制度は各藩各地に依りて其組織形態を異にし、未だ統一的制度の確立を見るに至らざりしが、而かも各其の特色ある發達を遂げ、熊本の徒刑及石川島寄場、水戸藩の徒刑等の如きは既に近代的自由刑の形態を具へ其の刑政上の業績も頗る顯著なるものあり、就中石川島寄場制度は我國近代的自由刑の濫觴として著聞し石川島の地は我國監獄作業の發祥の聖地として喧傳せらるゝに至つたのである。

B　德川時代の各種自由刑並自由刑類似制度と其の作業組織

以上を以て德川時代に於ける我國自由刑制度生誕の經路を明かにしたが、尙該制度の重なるものに付其の組織形態殊に作業制度の一班を觀察することにする。

熊本藩の徒刑制度　熊本藩の徒刑は寶曆三年田沼時代の明君細川重賢公の創設に係り、同公寶曆の改革の一である。公は堀勝名を重用して國政に當らしめ文武を奬勵し風俗の匡正を計り其の善政は刑政の上にも及んで追放刑を全廢して笞刑及徒刑を採用した。徒刑は三年以下とし五等に分ち、眉を剃り前髮を立て獄舍に拘禁して作業を强制した。作業は主として開墾及城普請等に從事せしめ、辰の刻(現在の午前八時)足輕戒護の下に出役し未の刻(午後二時)獄舍に歸つた。一日の賃錢を定め其の三分の二は每日賞與として與へ、三分の一は留置して釋放後の生業の資となさしめた(一)。尙閑暇あれば繩を綯ひ草鞋を作らしめ市に鬻くを許して同じく貯蓄せしめた(二)。被服は紺色の上衣を著せしめ收容者一人に付每日米一升を官給し、內五合は食糧とし殘り五合を以て雜用を辨じ尙殘餘ある時は滿期釋放の際之を金錢に換算して給與し(三)、町人は町方役人在鄉者は郡代に於て懇に釋放後の心得を訓へ、又改悛の狀特に顯著なる者に對しては時宜に依り其の開墾せる田畠を分與し小屋を作り農具をも與へ耕作

の業に付かしめた(四)といはれてゐる。特別なる教化施設に付ては傳はらないが、作業、給養、出獄後の保護等備らざるなく、我國近代的自由刑の萌芽は既に此の所に發見し得べく、自由刑制度としては人足寄場制度の先蹤をなすものである。(人足寄場の創設に先立つこと三十七年)

(一) 銀臺遺事。
(二) 現行累進處遇法に於ける自己作業に類似す。
(三) 肥後物語。
(四) 落栗物語、德富氏近世日本國民史二三田沼時代。

石川嶋人足寄場　寄場制度は松平定信公が天明年間打續く凶年の爲江戸府内無宿無賴の徒の無限に增加すべき趨勢を慮り、就中追放刑に依て生ずる犯罪者の增加を豫防せんが爲に創設せられしものにして、我國固有の刑事政策的施設と認むべきものである。

寄場の作業は場内作業としては概ね大工、建具、指物、塗師、米舂、油絞、礪灰製造、炭團、藁細工及農業等にして、場外作業は川浚、道路橋梁の修築、御藏人足其他官衙の普請手傳等として使役し(一)、又農耕に適する者ある時は之を常陸の寄場に送り開墾に從事せしめた。(二) 作業時間は通例辰の刻(午前八時)を以て業に就き申の刻(午後四時)に罷役するの定めなるも、緊急なる場合には拂曉より夕刻まで勞務に從事せしむることゝし、休役日は毎月一ノ日、正月元日より七日迄、七月十五日、十六日、十二月二十五日より三十一日迄であつた。尙寄場に於ても熊本藩徒刑と等しく作業賞與金の制度を設け褒美錢の名稱の下に毎月錢四百文以上一貫文以下その勞逸の差に依て支給し、其半額は小買物代(食料補給の料にも供す)に使用を許し、殘額は官に領置して釋放後の生業の資と爲さしめた。人足寄場の主意とする所は懲戒よりも寧ろ改悛に在りしを以て、曾に各自の技能に應じて作業を授けたるに止まらず更に精神訓化に努め、特に心學の大家中澤道二を大阪より招致し寄場の教誨師として感化訓育の業を依囑した(三)。寄場の拘禁期間は一般無宿は不定期にして、追放刑相當者は一定の期間を附して言渡した。釋放に對し若し引取人なき時は町方役人、村役人等に引渡し若しくは寄場内に附置せられたる寄場差配人に委附して適當の就職先を發見せしめ、必要ある時は渡世に必要なる資本金を官給する等(四)其の社會復歸に付ては多大の努力を拂ふ所あつた。刑務協會所藏の寄場舊記等に依るも當時寄場職員が如何に彼等の

更正保護に力を致したかを窺ふに足るものがある。此制度は素より時に紲張あるを免れなかつたが、刑事政策上多大の效果を收めたことは定信公の自叙傳等に明かであつて、熊本藩徒刑の制度に比し作業、紀律、敎化、保護等一層の周到さを以て組織せられ、就中心學道話の採用に依り敎誨制度の確立を見、其他給養衞生等にも頗る細心の注意を拂ひ(五)近代敎育刑の形態は玆に完全に具備せらるに至つたのである。因に該寄場收容人員は初めは二百人内外なりしも天保の飢饉以後は增加して四五百人となり、弘化年間には一時は六百人に及べることがあつた(六)。

(一) 幕末に築造せられたる石川嶋及九段坂上燈明臺の如きも寄場人足の手に成ると傳へらる。(原胤昭氏免囚保護及矢田挿雲江戸から東京へ)
(二) 御仕置例類集一及刑務協會所藏人足寄場舊記。後述常陸寄場參照。
(三) 清陰筆記、澁澤榮一著樂翁公傳。
(四) 東京府舊幕引繼書市中取締類集。
(五) 給養、衞生。(イ) 衣服(上衣及股引)、赭黃色の木綿製上衣の背に波紋を染出す俗に水玉の法被と稱す。(ロ) 糧餉(1)役付の者、六合(玄米と麥を等分)雜費用一日に付二十四文。(2)搾油役に服する者、八合。(3)平人足、五合。(4)其他正月三ヶ日に干魚、大禮祝儀、將軍家の禮節には魚類、新葬及年會、法會には青物を給す。(ハ) 入浴、隔日入浴(暑氣酷敷節は時宜に依り毎日)(ニ)專任醫師を置き輕病者を治療せしめ重症に罹る者あれば之を小石川養生所に收容治療せしむ(犯罪學研究一ノ五人足寄場考)(ホ) 幕府當路者の給養衞生上の注意。
天保十五年寄場に於て多數の逃走企圖者ありたる際、町奉行は直ちに御目付及定廻(探偵を司る)をして之が眞相の調査を命じ、其逃走原因が油絞の勞働過激、食料不足及水質不良の三點にあるを知るや、勞働の過激は暫く之を問はざるも、食糧及飮料水の給與方行屆かざるは「人民御敎育の御趣意に悖る」となし、直ちに食糧の增量改善を命し、飮料水は上水を取り寄せ給與せしめたるが如き、町奉行等幕府の樞機に參ずる者の、如何に刑政に細心の注意を拂へるかを窺ふに足るものがある。(幕府取締類集參照)

(六) 幕府引繼書市中取締類集人足寄場の部、及犯罪人研究一ノ五市場學而郎人足寄場考。

佐渡鑛山勞役　本制度は享保兇歲以後浮浪者增加の對策として採用せられたる制度にして、人足寄場と其發生

原因を同うしてゐるのであるが、寄場制度採用以後は概ね惡性の程度甚しき者のみを差遣し（一）、殆ど人力の堪え難き勞働に酷使した。從つて彼等の健康は著しく害せられ天壽を全うする者極めて稀にして、作業力の生産的利用以外近代的自由刑としての資格に乏しかつた。本制度は明治新政と共に廢止せられたが、鑛山勞役作業は明治初年所謂監獄創始時代に於ける最も重要なる監獄作業として再現し、山形縣幸生、秋田縣院內、幌內、三池、足尾、別子、群馬縣小坂等各地に多數の囚徒を出役せしめ、明治年間我國資源の開發に付て重要なる役割を演じたことは特筆せらるべきである。

（一）刑務協會所藏人足寄場舊記、東京府舊幕引繼書中中佐渡水替人足。

常陸寄場　幕府の直轄にして勘定奉行の管轄に屬し、石川島寄場の補充的設備ともいふべきものであつた。石川島と共に寬政二年の創設にして、筑波郡上鄕の地に設けられ、收容者は專ら土地の開墾に從事せしめた。收容者は百二三十人を限度とし、一回に十數名づゝ石川島より補充されたが、文化二年に至り幕府は追放刑に處せられたる者にして拘束せざれば、良民の害となるの虞ある者の內、佐渡水替人足に適せざる者は直に常陸に送つた。常陸寄場は紀律、敎化、給養等概ね石川島の制に據つたが、被服には「水玉」を付せなかつた。尙釋放後の保護に付ては特に其土着化に留意し、適當の引取人なき時は多くは附近百姓の養子として引渡したが、改悛の狀特に顯著なる者は配遇者を迎へ、其住宅として間口二間半、奥行五間の家屋に土地約六七段、農具一式を添へ一戶の百姓に取立て自立せしめた（一）。

（一）刑務協會藏人足寄場舊記。東京府舊幕引繼書中市中取締類集人足寄場の部。御仕置例類集一ノ二。

水戶藩の徒刑　天保九年の創設に係り、五里四方追放以下の輕罪を悉く刑期一年以下の徒罪とし、犯人をして工役を營ましめ獄費を償はしむることゝしたが、天保十四年更に其適用範圍を擴張し刑期最高を三年とした。作業は城內普請方の勞役を主とし尙耕耘、米舂等を課し雨天の際及身體虛弱者に對しては主として繩綯に就かしめた。閑暇あれば沓作り等任意作業を爲さしめた。力役時間外に及ぶ時は特に賃錢を給與し同じく領置した（一）。敎化及社會復歸等に付ての努力は石川島に及ばなかつたが、給養、衞生、紀律等殆ど近代的自由刑の形態を完備し時人も亦烈公善政の一に算へた。

（一）水戶藩史料別記上。

長岡寄場　北越戰爭の首謀者河井繼之助の長岡藩郡奉行兼番頭格町奉行となるや風紀肅正の第一着手として寄場を設け、(1)　一旦處刑せられし者にして歸るに家なき者、(2)　同上再犯の虞ある者、(3)　浮浪の徒、(4)　素行不良なる者を收容して感化遷善に努めた。其の法は髮は五分刈とし赭色の衣服を着せ平素の職業に應じ勞役を課し、或は人足として官用及私用に使役し、日々得たる賃銀中より食費を控除し殘餘に蓄積し置きて出場後正業に就くの資に供せしめた。尙夜間は時々一堂に集め場長自ら心學を講じ又因果應報の道理を說き、只管改悛を勸め之が薰化に力めた。收容期間は不定期にして改悛の情顯著なる者は隨時出場を許して其本籍地に歸還せしめ、逃走者は斬罪の嚴罰に處したる爲（一）、皆勞役に精勵し從順命に服し、業績頗る擧り遊民浮浪の徒を減じ風俗改善の效著しきものがあつたといはれてゐる。

（一）河井繼之助は此嚴罰を一殺萬生の法と言つた。（長岡市史）

淺草寄場非人寄場　天保十二年老中水野忠邦は追放刑に代へ寄場制度の一般的採用方を評定所に諮問せるも、町奉行等の意見容易に決せず之が斷行に付ては頗る難色があつた。仍て翌十三年取敢ず非人寄場を創設し（一）、江戶市中を徘徊せる無宿の非人及江戶拂追放に相當する者にして穢多頭彈左衞門に引渡せる犯人を收容した。作業の重なるものは紙漉、草履及草鞋作り（二）であつた。紙漉は抱非人等往還に於て拾得せる紙屑を原料として漉返しを爲さしめ、比較的好成績を收めた。作業時間は每朝六ツ半時より手業場へ出役四ツ時休憩、九ツ時晝休、八ツ時小憩、夕七ツ時仕舞とし、作業勉勵の者には褒美錢を給與し改心の狀ある者は隨時釋放して小屋持及抱非人となし、作業怠慢なる者は彈左衞門をして嚴重なる懲戒を行はしめた。經費は最初三年間は官給したが四年目よりは食料費は原則として作業收入を以て償却せしめた。此寄場も犯罪豫防上相當の效果を收めたことは非人寄場舊記に明かである。收容人員は概ね百四、五十人であつた（三）。

（一）淺草溜に隣接せる空地に建設す。

（二）科程は普通一日八足とす、但し手馴れざる內は同三足とす。

（三）東京府舊幕引繼書市中取締類集非人寄場の部。

三　明治間に於ける監獄作業の變遷

A　徒場時代　乃明治元年至同五年

イ　前期　乃明治元年至同三年

元年假刑律を定め徒刑を採用す　明治維新は所有制度文物を更新し王政復古の基礎が着々として築き上げられて行つたが就中「刑律は國民生死の係る所にして之が改革は一日も緩うすべからず」との御聖旨に依り元年十月急遽假律を定めしめられた。假律は德川御定書（所謂百ヶ條）の大部分を斥け大寶の律を骨子として支那法制を參酌し刑種を笞刑、徒刑、流刑各三種とし贖金の制を設け、死刑は府藩縣共に勅裁を經べきことを命じ其の愼重を期し、翌十一月四刑各三等を以て假に輕重を配當し徒は一年、一年半、二年の三種とした（一）。

（一）法規分類大全刑法門一。

徒刑は土地の便宜に從はしむ　かくて徒刑は王朝の舊に復して正刑となり後幾何もなくして流刑にも換用せられ（一）其の適用は年を追ふて增加するに至つた。徒刑は王朝時代に於ては屢々用ゐられた所であるが封建時代に於ては德川中期以後僅に數藩に於て試みに之を採用せることあるに過ぎず又徒刑類似の寄場制度の如きも幕府の熱心なる支持ありたるに拘らず諸種の事情に制せられて一般制的度となるに至らなかつた。從て當時多くの府藩縣に於ては徒刑は全く未知の制度にして殆ど新施設と見るべきものであつた。仍て政府は不取敢土地の便宜に從て各々其制を立つべきことを命じたが執行場所は、舊牢舍の一部若は米倉を假用し其の機構は概ね石川島寄場等の制に倣ひ（二）既に寄場等の設けある地方は其の施設を擧げて徒場に利用した。乍併當時各地諸政未だ整はず新に工役場等を設け各種工業の類を開始するの遑なく（三）、作業としては公私の外役を主として內役は僅に雨天作業として米舂、藁工の類に使役するに過ぎなかつた。

されば創設時代の徒刑制度は殆ど舊寄場制度の繼受擴張と見るべく老中水野忠邦が天保の昔行はんとして行ひ得ざりし寄場制度の一般的採用が今日舊弊一洗の波に乘つて殆ど何等の勞する所なく實現せらるゝに至つた譯である。

（一）明治三年十一月准流法を定め一等徒刑五年、二等徒刑七年、三等徒刑十年を以て流に準じた。（法規分類大全治罪門監獄之部）

（二）例ば福島縣は作業賞與金に付て長岡藩の寄場に、京都府は役付の制に付て石川島寄場に、堺縣は時間外賃金制に付て水戸藩徒刑に、和歌山藩は敎化、衞生、作業賞與金に付て石川島寄場に倣へるが如し。

（三）磐前縣の如きは明治七年に至るも工場の設備なかつた（獄務備攷）。尙後述若松縣の部參照。

明治初頭に於ける各地徒場の作業狀況　今明治初頭に於ける徒場作業の狀況を見るに

東京府、東京府は石川島人足寄場を以て徒場に當て依然寄場の名稱を襲ひ（一）作業經營の如きも寄場の舊に依つた。三年二月に至り大解部（二）小原重哉獄政改革の重大使命を帶びて刑部省囚獄司權正に任ぜらるゝや（三）石川島寄場を石川島徒場と改稱し次で「石川島徒場取扱手順」を定め敎化及作業施設の改善を圖つた。氏は諸種製造物品の販賣意の如くならず在庫品徒に停滯するの實狀に鑑み、寧ろ自家用品生產の有利なるに如かずとなし、徒場所要の綿布並囚徒食用の味噌、醬油等は徒人の勞作を以て製造し、野菜物は徒場構外立退場空地等を開墾し自給自足せしむることゝした（四）。

（一）慶應四年七月江戶獄舍を東京府に屬す。石川島寄場は一時民政裁判所及會計局に屬せしが、明治元年十二月東京府に屬す。同三年一月獄舍、及寄場共に刑部省に直屬せしが翌年八月再び東京府に復した。（法規分類大全治罪門監獄之部）

（二）問窮爭訟を掌り大中小の三官あり。

（三）二年十二月養老の職員令に依り刑部省內に新に囚獄司を置く（法規分類大全治罪門監獄之部）

（四）刑部省より徒場掛へ指令（法規分類大全治罪門監獄之部）

大阪府、大阪府は最初元寄場の高原溜（一）を以て取敢ず徒場に充て、（後中ノ島備前藩營跡にも徒場を設く）主として瓦工場其他民間請負場に出役せしめたが、役法、工錢等は明でない。

（一）高原溜の起源は明でないが品川、淺草兩溜と同樣の目的に使用されたことは勿論である。天保十三年老中水野忠邦の奬勵に依り高原溜の一部を寄場に充當し追放刑に處せられたる者無宿の平民及野非人を之に收容し東西町奉行の同心二人、小頭四、五人之が取締に任じた。（廳府縣警察沿革史）

甲斐府、明治元年十一月甲府に於て町差配名倉予何人の發議に依り同地代官町に甲州敎養院を設立し、無賴不逞の徒を收容し其の敎化を謀りたるも、翌二年五月之を廢止し徒刑場とした。徒刑場の作業制度も概ね敎養院の例に倣つた（一）。

（一）教養院の制度の概要は左の如くであつた。

a 在院期間　在院期間は半年として尚引續き在院を希望する者又は期限前退院を希望する者は詳細理由を具し願出しむ。

b 役　法　役法は人々望に任せ懈怠なく勉勵せしめ賣上代金は掛員預り置く事、但職業用器具類は持參の事。

c 作業時間　朝五ツ時業を執行黄昏業を終る。

d 休業日　節句、終日休業、朔望（一日、十五日）は半日休業、尚年首は三日休業。

e 他行外出　節句、朔望の外之を許さず。

f 被　服　被服、臥具持參せしむ。

g 給　養　一人に付毎日米五合給與。

h 教誨教育　掛員に於て夜中又は朔望休業中を利用し時に孝悌之道を說諭し夜間算筆稽古を勵ましむ。尚節句等には掛員に對し賀儀を述べしむ。

i 炊事及夜番世話方　在院者交代にて薪水炊爨の勞をとり尚兩三人宛交番にて火の番を勤めしむ。又在院者中算筆に達し人柄好き者を選び世話方を申付く。

（山梨縣廳所藏舊記）

若松縣（會津）。明治二年八月若松縣を置き徒刑に處せられたる者は舊牢屋を假用して收容した。外役は員數を限らず適宜とし、戒具を附着せず被服は下着のみ自費にして看板一枚を貸與した。工場は別に設けなく全囚總て藥工に使役す。職員は徒刑世話役人一人、同下世話役一人、同差圖方十人であつた（一）。

（一）明治十九年福島縣監獄統計表
明治二十年

堺縣。作業は土砂木石等の運搬溝川の浚渫、道路の修理に從事せしめた。食料は一日一人に付米五合とし使役賃金は同じく二百文を給し、其の半を官に領置し囚人被免の時之を給與した。服役時間は午前十時より午後五時に至り、其の勤惰に依りて時間を伸縮し、又服役時間外に於て各自の製造する草鞋等の賃金は其の者の所有とした（一）。

（一）廳府縣警察沿革史。

こゝにも自己作業類似の制度が見出される。

和歌山藩。明治二年四月藩政を改革するや舊來の刑制を改め先づ徒刑の法を設け徒刑取扱規則を定め、道路、池堤等の土木工事に使役し雨天の日は繩綯ひ、米搗等の業を爲さしめ、女子は絲引、綿繰、布織、洗濯等の業に從事せしめ、相當の賃錢を給し之を預り置き宥免の節之を下附した。尚每月三回勸善懲惡の爲諸種の圖を揭げ之を說明敎諭し、若し病氣に罹りし時は病院に入れ鄭重に看護せしめた（一）。

（一）和歌山縣史上卷。

德島藩。三年七月舊藩米倉陰德藏を改修し始めて徒刑小屋を假設し、十一月更に舊牢獄を改修二棟を新設した。徒刑者の勞役は市の內外の橋梁上の掃除及福島練兵場の草取り掃除を爲さしめ、尚一囚一日に付雇工錢藩札一匁を以て民家の雇傭に出役することを許可した。內役は藁細工を爲さしめ、女囚は洗濯及紡績工に使役した。尚被服は背部に徒刑の二字を大書したる赤色のデンチウ（袖無き短衣）を着せしめ且頭部に鐵輪を鑰して役に就かしめた（一）。

（一）德島監獄沿革史。

長崎府。二年二月徒場規則を定め元人足寄場を徒刑場に充て市鄉の賃錢凡三ツ割、二ツ割を以て精米其他人足雇傭の委託に應じた。精米は出入商人をして取扱はしめ依賴者の便を圖り、人足雇傭に付ては雇主をして中飯漬物の外決して餘品の提供を許さず、且賃錢の外酒代等は絕對に申受けしめざる等の注意を拂つた。搗賃は五斗俵一貫文とし人足賃又一日一貫文とした（一）。

（一）長崎府徒場規則（法規分類大全）

福島縣。徒罪人は徒刑に入るの日より先十五日間徒場の內外掃除に使役し身體を整へ後強勞役に從はしめた。勞役は開墾、道路堤防の修築、米搗等を主とし、曠野開墾に在りては一日二十坪を起すを以て一人の定役とし、道路、堤防、橋梁の普請は地方人一人半の働きを以て一人定役とし、材木其外諸運送は遠近、運送度數を量りて一人定役を豫定し、米搗は玄米一俵半搗を一日一人の定役とした。尚冬春四ケ月並に雨天に際しては繩作（一日一人定役大繩二）草鞋作（一日一人十足）を爲さしめ手職ある者は適宜其の職に從事せしめた。使役賃は一日一人役一貫五百文とした。（大雨の日及多期家內使役は一人一貫三百文とした）　此內にて食料、衣服等の費用を差引其の餘を以て積金と爲し歸期に臨みて之を給した。每日使役場引揚げに際し其の日の働高を精算し全く一人役を盡す者は定額の錢手形を與へ、餘分の働ある者は拂代を分量し錢小手形を加へ渡し、若し一人役不足の者は其の日の不足を精算し、分を量り其の夜に入り繩作り、草鞋等に換へ不足を補償せしめ、翌朝改めて定額の一人役手形を渡した。若し補償すること能はざ

る者は其の事情を糺し錢小手形を渡した。かくて一ケ月三度計算し、其の勉逸を考査して徒罪年限を伸縮し、尚手形を以て品物の購入を許した（一）。

（二）福島縣徒刑規則（法規分類大全治罪門監獄之部）

伊那縣。明治二年二月徒刑人取扱方を定め、徒刑人には夫々苦役を課し所業相應日々手當を定め差免の節給與した。農繁時には坪數を以て日々の定役を定め之を果さしめ、農閑時は藁細工等を爲さしめた（一）。

（三）伊那縣徒刑人取扱方（法規分類大全治罪門監獄之部）

京都府。明治二年三月徒刑場を葛野郡西ノ原元小濱藩邸に新設し、三年十二月上京區主稅町舊所司代邸（後元京都監獄敷地となる）に移した。徒刑人に對しては「とけい人」の文字白上りの柿色法被を着用せしめ、出精の者には手拭、三尺帶、ばつち、下帶等を缺所物の內にて見計ひ臨時に遣した。徒刑小屋內取締に就ては徒刑人の中衆に抽んでて精勵し且人望ある者を撰み、小屋頭、膳番と唱へ一小屋毎に二人申付け、尚人數數百人に及ぶ時は小屋頭の內より拔擢し百人に一人宛惣頭を命じ、力役を免じ徒刑人の勤惰を見分け專ら働方の世話等を爲さしめた。苦役の種類は官廳等の外役（土方働、草取掃除）を主とし苦役間斷の際は場內に於て適宜內役を課し、怠惰なる者は懲責所へ入れ督責を加へた。徒女に封しては法被、蒲團共外穢物の洗濯或は裁縫を課した。尚官用勞役は無賃としたが器械を用ゆるものは損料として徒刑人一人に付錢五百文を差出さしめた。作業時間は明でないが罷役歸場後每夜五ツ時（午後八時）迄は器械を用ゐざる內役を課した。戒護者は徒刑人三十人迄は附屬二人、五十人迄三人、七十人迄四人、百人迄六人、百人以上見計とし、尚時宜に依り定抱を以て補助せしめた。休業日は正月元日二日三日、七月十六日、九月廿二日、十二月三十日（午後）三十一日とした（一）。

（一）京都府徒刑場規則（刑務協會所藏京都府渡邊大屬手記寫）

岩鼻縣。三年八月岩鼻町五千餘坪の地を劃し囚獄及徒刑場を新築したが、徒刑場は獄舍二棟（七十二坪餘）に工場一棟（四十坪）を附屬した。作業は藁細工を主とし他は監獄用の雜業の類であつた。尚徒罪人は逮捕目標として男は額上より頭背に貫き幅四分を限り頭髮を剃落し且左の眉を剃落し女は額上より左右兩耳に至る頭髮を剃落した。被服は淺黃染木綿短衣に「徒」の一字を赤く染出さしめたるを着用せしめた（一）。

（一）前橋監獄沿革史。

The English Borstal-System

Prof. Rudolf Sieverts

英國のボースタル・システム（五）

——少年犯人の敎化施設——

ハムブルグ大學敎授

ルドルフ・ジーフエルツ

（三）ボースタル式刑罰執行の實施方法

(e) 累進處遇、懲罰竝びに訴願（つづき）

しかしながら、此等の危險はボースタル・システムに於ては大部分避け得られたのである。といふわけは、敎化部員が一人一人の少年を熟知してゐて、決して容易く欺かれることがなく、從つて只だ外面的な行狀が佳良であるの故のみを以て昇級が取計らはれるといふことがないからである。是を以て、累進處遇が單に職員の便宜のためでなく、眞に敎育を徹底させる意味で適用されてゐるボースタル・施設に在つては、このシステムはたしかに一個の重要な敎化上の價値を有つてゐるのである。この價値が那邊に存するかといへば、グレード（級）を一段々々昇つて行く少年にグレードに伴つて與へられる自由が、少年の敎化上の進步をはつきりと實證の下に置かうといふ唯一無二の嚴肅な意義を有つてゐて、決して弱々しいセンテイメンタリズムに禍されてゐないといふ點に存するのである。彼等は、釋放されてから初めてといふのでなく、已にボースタルに在る間に、自分の背後に强制を受けるのでなくして、正邪善惡に對する自己の撰擇の判斷を社會的に謬ることなく正しく行使することができるかどうかといふこと、卽ち、與へられたる自由を以て何を爲し且つ何を爲し得るかを事實上證明しなければならないのである。

かゝる狀態の下に、元來軍隊に倣つたもので、外部より認識し得べき階級を示す腕章による處遇のシステムは、これと結びついてゐる特權を離れても、少年にとつてはたしかに一個の有效なる刺戟となるのである。而して、是れに由て、他に秀でんとし且つ他より區別されんと欲するどの若人にも存してゐる發憤努力の意氣が巧みに利用さるゝのである。

かくして實行さるゝ累進處遇のシステムは、更らにまた、少年各自をして自己の仕事の成果に對する尊重の念を起さしめ、且つ、之に對して深い喜びをも感ぜしめるのである。少年は常に眼前に到達し得べき目的を有つてゐることになるのである。かくして、施設に於ける生活は潑剌たる活氣を帶び來るのであつて、この活氣こそ克く受刑者の健かなる生の力を蝕む長い間の單調な施設生活を打破する作用を有つてゐるものなのである。

しかし、さうはいふものゝ、少年の內部の進歩に伴つて漸次昇級せしめる全く個別的な處遇の箇のシステムは其の實行が甚だ困難であることを忘れてはならない。何故に、受刑者の一人が外見上の行狀に於て何等の差異のない他の一人に先んじて昇級したかを往々にして解する能はざるものゝある場合を考慮すると、特に實行は面倒になるのである。是に於て、昇級を外面的な行狀でなく全く受刑人の衷心の詐らざる態度に依存せしむることによりて、累進處遇の本旨に背かざらしむるべく、明文を以てこれを施設の長たるガヴアーナーの義務としてゐるのである。適當な場合とみれば、他の受刑者の昇級によつて不當の取扱を受けたと信ずる少年には、何故にその昇級に彼の漏れたかの理由を釋明してやることになつてゐる。この場合、この釋明が施設の側からの辯解の如く聞えないように注意すべきで、施設當局の決定は覆へさるべきではなく且つ彼此と說明さるべきものでもないのである。さうではなく、この昇級元級の決定の宣告は、元級に留まる少年に猶ほ弱點の存することを示し且つ弱點の克服に努むべく激勵を與ふるの目的に役立たなければならないのである。

階級の內容について少しく述べたい。「ブラウン」(褐色)は常に監視を受けてゐて、特に職員又は「ブリユウ」(青)組の一人に伴はれなければ施設を出入することはできないのである。「ブラウン」には、例へばフエルサム及びボースタルの兩施設に在りては三等のグレード(等級)及びプロベーション・グレード(試驗級)なる一つのグレードが設けられてゐる。各グレードに於ける在留期間は平均三ケ月である。褐色の制服は各グレードを通じて一樣であるが、腕章たる線とスター(星章)とによつて各グレードが區別されてゐる。約一年間施設に在留した後プロベーション・グレード(試驗級)が首尾好くパツスできれば、少年は「ブリユウ」となるのである。進級の標準は行狀佳良で出精勤勉で且つ一般印象の良好なることである。

「青」「褐」二組竝びに各等のグレードの間の差異は更らに作業の種類に存する。入所の當時に在つては少年は施設內の掃除の如き簡單な作業に就かせられる。進級の後初めて眞の職業的の訓練が行はれるのである。更らに、グレードの進むに從つて作業の報酬が上るのである。しかし、主たる役割を有つてゐるのは特權で、色々な種別がある。施設に在つては、外部のものにはつまらないものだと思はれる特權も、受刑者にとつては大した意味のあるもので、それは、「ボーイズにとつては外部のものにとつてのボンド紙幣の如き値のあるものである」「特權とは、例へば、喫煙の許可、就寢時繰り下げ許可、クラブ入會の特權等である。

上級の「ブリユウ」組は、我等ドイツ人の概念からすると非常に廣汎に過ぐると思はるゝ範圍の自由を享受してゐるのであるが、しかし、英國人は、明かに苛酷な拘禁生活に於て自由についての訓練を施さんとすることは不可能であると信じてゐるのである。「是に於て、少年に一層廣い自由を與へる新らしい慣例が生じたのである。彼等は單獨で施設外の敎會へ行き、近隣の市で開催せらる專門技術に關する講演又は音樂演奏會に出席し、且つ、郊外へ散步することができる。二三のものはこの自由を惡用するものもあるが、他のものはこれを善用することを學ぶのである。ブリユウの制服をかち得た少年は、名譽にかけて宣誓した後、每年一週キヤムプ生活をなし、フユッテとツエルト(テント)のある自由の天地で勇ましい競技を闘はすのである。この際宣誓に違背するものもないことはない。而して、イングランドの新聞讀者は幾人かの少年が或るボースタル・キヤムプから逃走したといふ壯擧についての記事を紙上で讀むのである。しかし、逃げたといふことが重大なのではなく、重大なのは、この逃走で明かになつたことであるが、英國の不良少年の文字通り大多數のものは立派に信賴できるといふ事實なのである。」「このキヤムプ生活はすべてのものにとつてきびしい試練なのである。ハウス(寮)といふ一つの團體にとつても、職員にとつても、少年にとつても、總てのものがこのキヤムプで試めされるのである。被つてゐた假面は落ち、ごまかしも利かない開放された共同生活は少年と職員との間の關係を新たなものに建て直すのであつて、この改新せられた關係は——施設に歸還した後も——毫も規律を紊すものではなく、むしろ却て規律を嚴肅するものである。かくして生じた相互理解の價値は眞に深いものがある。職員は少年との親しみを加ふると共に今迄よりも更らに深い尊敬を受くることゝなり、少年の蒼色してない眞個の人間の色合もはつきり出てくるのである。今迄模範少年で通つてゐたものが急に弱い處又はずるい處のある特徵を暴露したり、同時に、これまで施設生活に於ける是非必要な强制力に對してさへ常に不平を鳴らして已まなかつたものが、面倒な事件の生じた場合に、いつでも施設のために忠實な

る援助者となつたりする」（ペーターズン「プリンシプルス」原則」十二頁、五十六頁）。

「ブリユウ」への指命には特權が伴つてゐるのであるが、指命の據つて基く見地は、この特權に存するのではなく、指命と共に少年の服從しなければならない試練に存するものであることは、新しい「ブリユウ」の名譽心と責任感とを喚起して強く訴ふる所あるのをみても分明なのである。かくして、昇級に際しては、少年は、嚴肅な自署の宣誓文を差出して、「全力を出して舍父、組長、竝びに、全施設の爲めに盡さん」ことを名譽にかけて誓ふのである。

一九三三年以來、多くの感化院の例に倣つて、「ブリユウ」にして釋放期に近いものを一人々々撰み出して、クリスマス又は耶蘇復活祭に土曜日から日曜日へかけて兩親の家を訪問することを許してゐるのである。この種の試みは、フエルサムに於て二十七人の少年について初めて實行されたのであつたが、一人を除いては、悉く定められた時間に歸還したのである。この宣誓に背いた一人の少年は、本人の兩親自身の手で警察へ引渡されたのである。この訪問は施設、兩親の家庭竝びに少年との間の極めて重要なる接觸を密接ならしめ、且つは、釋放後の保護を準備するために極めて價値の多いことが分明になつたので、その後、ボースタル及びキヤムプ・ヒルの兩施設にも亦た同じ歸休制が認可せらるゝに至つたのである。

昇級についての規定に於ては、ボースタル・システムなるものは全制度が信賴と少年の名譽責任の感情の上に建立せられてゐることが特に言明せられてゐるのである。從つて、この信賴の破背は少年の犯し能ふ最も重大なる罪過なのである。故に破背したるものは所長（又は巡察委員）によつて假借する所なく懲罰を加へらるゝのである。但し、少年に對する懲罰の方法については、愼重に敎化上の效果との一致が考慮せられなければならないのである——これはガヴアーナーにとつては重大な任務の一つなのである。少年は時を移さず直ちに下級へ貶され且つ屛禁室又は鎭靜室へ移される。事情によつては、獨居房に拘禁して、一日八時間大きな鐵桿で臼の中の石を碎かせるといふ苦しい作業を課する苛酷な懲罰が加へらるゝことがある。答刑も猶ほ今日少くも紙の上には存してゐるが、決して適用さることはない。で、只だ、ボースタル・システムは決して柔弱なセンテイメンタリズムに染むものではないといふことを示めすための一個のシンボルとしてのみ存してゐるのである。少年が全然だめだといふ極端な場合に普通の刑務所へ移すことを得るのは、已に前きに述べておいた。强情で制御しがたいものは一時再びワームウツド・スクラツブスの收接施設へ引戻されるか、でなければ、ワンズワース（ロンドン南郊の成年累犯監）の少年監區へ移される。ワンズワースでは、其處の慘苦を極めた環境の中で、彼等は初めて目が覺めるのである。其の後になつて、更らに今一度新しいスタートの機會を彼等に與ふるため、大部分は他のボースタルの一つへ差向けらるゝのである。固よりすべての規律違犯が信賴の破背とはならないのであつて、かゝる輕微の場合は累進處遇の範圍内に於ける特權の剝奪によりて形式的でなく、しかし、迅速に效果的に處分せらるゝのである。

受刑者の訴願は、少年が英國の受刑者の傳統的の權利に從つて直ちに内務大臣に申出でない場合には、ガヴアーナー（所長）及び巡察委員になされるのである。しかし、訴願するものは稀れである。

(f) 作業及び職業訓練

敎化的なる刑罰執行の第一着手は勞働への敎育から出發してゐるのである。是に於て、熱心精勵なる勞働への敎育といふことが已に夙く施設創始當時からボースタルの傳統（Borstal-Tradition）となつてゐたのである。爾來、作業と共にその價値を同じふするものとして他の敎化的要素が次第に多く採り入れらるるに至つたのであるが、しかし、ボースタル式刑罰執行に在つては、今日猶ほ依然として作業が敎化の目的を達成するための多くのファクター（因子）中の第一位を占むるものと看られてゐるのである。勞働する本人によく適應せる繼續的なる身體の勞働は、意志を强固にし、且つ、他のいかなる人間の業作の及ぶべくもない程度に、身體と精神との双方の能力の極めて深い共働的作用を必要とするのである、であるから、作業の施設にとつての經濟的意義は初めから二の次ぎのものとされてゐるのであつて、その敎化的任務こそ第一義的のものなることが認められてゐるのである。ペーターズンはその「プリンシプルス」（原則）の中でいみじくも次のやうに曰つてゐるのである。

「ショップ（siop-工場）の第一の目的は必然的に職業技術を敎しへることであらねばならない。何となれば、ボースタルなる施設は國立のリホーメートリー（矯正院）であつて、國立のファクトリー（工場）ではないからである。而して、その目的とする所は人を造るに在つて、錢を儲けるためではないからである」（"The first purpose of the shops must necessarily be to instruct, for the institution is a State Reformatoy and not a State Factory, and its object is to make men rather than money"）（Principles, p. 42）。

ボースタル式刑罰執行に在つては、作業の目的は少年をして勞働を樂しませるやうにすることに在るのである。而して、出來ることならば、勞働を樂しませることによつて、少年の心裏に潜む「創造的活動欲」（"Creative activity"）を目覺めしめたいと思つてゐるのである。しかしながら、これは只だ極めて制限された限界に於てのみ可能である、といふことについては決して錯覺に陷つてはゐないのである。實際、精神的に少年の心を委ねさせるやうな作業ばかりを與へることはできないのであ

る。よし、また、與へ得るとしてさへも、さうはしなかつたであらう。何となれば、少年が施設から釋放されれば、彼はいや應なしに提供さるゝまゝのあらゆる勞働を受取るべく餘儀なくさるるのである。今日猶ほ引き續き甚しい職業の缺乏に苦しんでゐるイングランドに於ては特に然うなのである。通常施設に於ける作業といふものは全く無味單調で、若い人には不向のものなのである。かるが故に、ボースタル式刑罰執行に在つては、少年をして勞働に慣れしめ親しましむるを以て作業の主要なる任務としてゐるのであつて、課せられたる作業が個人的に本人の意を滿たすものであるやいなやは、いづれにしても全く同じ事で、どうでも可いのである。只だその作業が十分意義を有つてゐるものでなければならないのは勿論である。あらゆる勞働はすべてそれ相當の價値を有つてゐるもので、勞働は何人にせよ信用ある生活をなさんとするものにとつては免かるべからざる條件であることを、少年に理解せしめんとするのが作業の有つ敎化的任務の眼目なのである。

この敎化的任務たる實にむづかしい任務なのであるが、ボースタルの職員達は克く任務の難きを忍び、好意のある嚴格さと少年の心理に對する深い理解とを以てして、しつかりとこの任務を捉へてゐるのである。ボースタルの敎化當員は、近代工業の操作の單調なることのいかに成熟しつゝある若人の活動力に相反するものであるかを、知りすぎる程知り抜いてゐるのである。彼等は、少年が煙草を吸ふために密かに作業の手をやめるとか、又は、作業の損害となるをも顧みずあらゆる外部からの印象に注意をふり向けるとか、いづれにしてもこの氣を腐らす單調無變化の苦しみから逃がれたいと試みることについては、十分の了解を有つてゐるのである。しかし單調無味の作業を厭忌してこれを回避しようとするのは無理もないことで、むしろ自然だともいへるが、しかも亦た、自然に任かせて矯正することをしなければ、社會へ出てから普通工業の操作が容赦なく彼に課すべき要求を面りにしては少年にとつて爲めにならないことをも知つてゐるのである。かくして、釋放の際ボースタル協會（ボースタルの釋放者を援助する協會）の周旋してくれる極めて單調にしてしかも苦しい勞働に堪え得られるやう、この作業練習の終りに於て倦まざる精勵と絶對の正確とが少年の血となり肉となつて身についてしまふために、かゝる惡習に對しては假借する所なく懲罰が加へらるゝのである（Principles, p.40）。

主として勞働の價値を少年に知らしむるを以て作業の第一の目的とすると共に、職業訓練といふことも忽にはせられてゐないのである。しかしながらこの職業訓練で達成せられ得べき結果に關しては、當局者は極めて冷靜に考へてゐて、決して多きを期望してはゐないのである。元來、ボースタルに於ける少年の收容期間は、刑期の不確定であるがために、これを確定刑期のシステムに拘束されてゐるドイツの少年刑務所に於ける刑期に比ぶれば、平均して本質的にみて長いものではあるが、決して十分とはいへないのであつて、これがために大抵の場合職業訓練は完全なものにはならずに了ふのである。しかし、これは大したことではないので、もつと重要なことは、釋放されてから少年がボースタルで訓練された職業で職場を得るに成功することのいかに難いものであるかを明かにした經驗であつたのである。是に於てか、ボースタル施設に於ける職業訓練は、「普通の手工道具の使用できるやう少年の眼と手とを習はしめ、簡單なる機械の操縱法を敎へる」（Young Offenders Report p. 96, Principles p. 41）、と云ふきりつめた目的を立てゝゐるのである。一定の手工、特に木材又は金屬の細工の如き簡單なる手工の基礎智識のみが與へらるゝのである。

かゝる原則の例外と見るべきは特に天分の技能に惠まれた少年の場合である。天分の技能の有無を確定するためには、一九三〇年初めて試みに職業に關する適性考査が採用せられ、ワームウッド・スクラップス・プリズンに於ける接收施設で工業心理研究所（National Institute of Industrial Psychology）の手によつて取り行はれたのである。この試みの結果は期待に背かなかつたのである。考査は四百人のボースタル少年について行はれ、考査の後恒例の如くワームウッド・スクラップスよりそれぞれ各施設へ送られたのである。四百人の半數はこのテストによつて適好と認められた職業訓練を受け、他の半數は豫備群として役立つために今迄通りの方法で作業に就かしめられたのである。この四百人の少年各自について六ヶ月毎に報告書が作られ、前記の工業心理研究所に送られたのである。一九三四年五月に至り最後の結果が報告せられたが、これに由ると、此等四百のケースの六九・六パーセントに於ては研究の判斷が適中してゐたが、豫備群に於てはケースの僅かに四五・六パーセントが滿足な結果を示したことが發見されたのである。是を以て、一定の職業訓練を授けるためにボースタル少年を撰擇する今迄の方法に比べて研究所のテストによる方法の勝れたることが證據立てられ、これに據つて終にプリズン・コムミッション（行刑局）をしてこのテストによる撰擇方法をすべてのボースタル受刑者に適用するの命令を發せしむるに至つたのである。已に、今日では、玆處二三年の內に少くも一施設に一人の割合で適性考査を行ふことのできる職員を得るために、ボースタルの敎化部員の一と組を工業心理研究所の練習科へ送つてゐるのである。かくして、少年が或る職業に向つて十分の天分の技倆を有つてゐるかいなやを決定するに當りて、出來得る限り誤謬と災厄とを減少し得ることを希望してゐるのである。

この手工の訓練は、一九三六年以來すべてのボースタル施設のために發せられた作業訓練規則（Industrial Training Scheme）なる命令によりて新しい基礎の上に置かれたのである。この命令は、機械の組立、金屬細工、木工、指物及び治工に關するも

のである。此等の作業の部門についての理論上の訓練教習、即ち、機械工學及び製圖、計算及び算術等が必要の限度に從ひ土曜日の午前に行はるゝのである。夜間の學課も亦たこの目的に役立つてゐるのである。各週の終りに各少年は全體の作業成績に關する判定意見を聞くことができるのである。別に競爭製作があつて少年の技術の奬勵に役立つてゐる。訓練教習は作業監督官によつても亦た監督せらるゝのである。訓練の結果は甚だ良好なるものがあつたと報告されてゐる（Prison Commissioners Report p. 34）。

作業時間はすべてのボースタル施設を通じて、午後を免業とする土曜日を除き、一日八時間の定めである（Young Offenders Report, p. 96）。

作業日一日の過程は次の通りである。

午前5,35　起床
6,15—6,45　朝のスポート
6,50　朝食
7,40　祈禱
8—12　就業
12—1　午食
午後1—5　就業
5　茶
6—7,45　學課、讀書、研究
7,45—8,30　休憩、遊戯
8,30—9,30　夜食—就寢

作業の大部分は施設の生活の必要によつて決定さるゝのである。卽ち、炊事場、洗濯場に於ける勞働、及び、日々の洒掃の如きである。別に職業訓練のための教習工場があつて、それぞれ專門の教育を受けた職員によつて指導管理されてゐる。所謂トレード・インストラクター（trade instructor—授業手）である。ボースタル（所名）では、職業訓練として鍛冶、製靴、指物についての教授がある。フエルサムでは、指物、パン燒き、及び製靴があり、ポートランドでは製靴、裁縫、指物及び鍛冶がある。玆處に注目すべきは工場で使用されてゐる機械が極めて簡單で、加之已に舊式に屬するもので勞働力に取つて代る性能の成るたけ低いものばかりを撰んであることである。しかし、一方には、作業の經營をして少年が釋放されてから到處に見出すべき自由産業の工場經營と必要なる程度に於て一樣ならしむるには足りてゐるのである。産業及び園藝に大なる價値が置かれてゐるのであつて、殆んどすべてのボースタル施設では大きな土地を有つてゐて、尙ほ引き續き新たなる買入れによつて擴張を謀つてゐるのである。ボースタル施設に於ける作業は官用主義で、主として遞信、陸海軍、航空諸省の需要に應してゐる。

ボースタル及びボートランドに於ては、施設の經理に關する

作業卽ち營繕作業と職業訓練作業との間に嚴に區別を設けてゐる。卽ち、少年はレーバーリング・パーティ（勞働組）とトレード・パーティ（職業組）とに分たれてゐる。例へば、ボースタルでは、少年は最初には洒掃部（scleaners party）に屬して、拭き掃除、窓ガラス磨きの如き簡單なる作業をやらされる。次の級へ進むと（普通三ヶ月後）、洗濯の如き一定の銘柄のある作業を課せられる。其處で成績行狀良好と認められれば、ハウス・ファーザー（舍長）と相談した後自分に適した職業訓練を受けることができる。ボースタル以外の他の施設に於ても、初めはハウスワーク（家內勞働）を課せられ、其處で認められた後初めて職業訓練を受けるのである。

少年は累進處遇の埒內で勞働に對する報酬（賃銀）を支給せられる。卽ち、累進的な報酬で、例へばボースタルでは一週二ペンスより九ペンスまでを受ける、この報酬で少年はハウスファーザーによつて管掌されてゐる賣店で僅少な必需品竝びに享樂品を買ふことができる、この勞働に對する報酬は、施設に於ける苦しい生活を幾分でも緩和し得せしめようとして支給せらるゝのではなく、勞働に關しては成るべく自由生活に相應した條件を具備せしめんがためである（Principles p. 42）。かくして、少年をして已に施設に在る間に自分の力で得た勞銀の正しき使用方法を學ばしめる機會を與へたのである。最新のボースタル施設たるロードダム・グレーンヂ及びノース・シー・キャムプについては後段に別に項を分つて述ぶるつもりであるが、その節、いかに、勞銀の制を設けて、日々の生活の必要に對する心遣ひを全く受刑者から取り去つてしまつた從來の刑罰執行の彼の大なる缺點を、全く除き去るまでには至らないが、少くもこれを和らげようと努めてゐるかを詳細に述べたいと思ふ。此等の施設に在りては、受刑者には一樣に只だ僅かに生存に必要な最小限度（ミニマム）のものが與へらるゝのみで、それ以外の一切の附加的なもの、特に學課の如き文化的な組織設備への參加、クラブ入會等は受刑者自ら自分の勞銀の中から其の費用を支辨しなければならないのである。これがまた受刑者の勞働に對する熱心を鼓舞するに與つて大に力があつたのである。

(g) 學課、勤行（レリヂアスサービス）、及び自由時間

行刑施設に於ける近代的な教育は、ボースタル式教育も亦た固より其の一つであるが、只だ作業の教習訓練のみを以て足れりとするものではない。箇の教育の渴望して已まない受刑者の性格の陶冶訓練は、これを局部的な領域に限つては、たとへこの領域が作業と等しく極めて重要なものであるとしても、希求する目的は達成することはできないのである。かゝる教育は一局部に限られてはならないのであつて、受刑者の全生活をしつかりと摑まなければならない。釋放後に於ても彼が人間の務めとして勞働を愛し職業にいそしむといふばかりでは教育の效果

は足れりとすべきではなく、更に進んで、閑時に在つて自己の生活を一層豐富ならしむるの手段方法を心得てゐるといふまでに修養の功を積ませなければならないのである。例へば、釋放後も進んで讀書に親しみ、又は、スポート・クラブに加入するといふ心構へをするまでに、受刑者を仕立て上げなければならないのである。實際、多くの少年が犯罪生活に陷るの經路を看るのに、彼等が未だ嘗て一度も人生に於ける眞個の文化的價値を味つたことがないといふ事實が原因となつてゐる場合が少なくないのである。施設に在つて讀書に親しみスポートに身を入れた少年ならば、釋收後にもかゝる手段によつて價値の多い内容を彼の生活に與へ得ることゝ思ふのである。

是に於て、愼重に立案せられた自由時間に於ける修養竝びに學課を以て單に處遇上の特權の事項に屬するものと看るのは誤つてゐるのであつて、恐らく此の二つは教化手段の最も重要なる部分といふべきである。

ボースタルの少年は年齡からいふとすべて小學校通學の時期は過ぎてゐるのである。且つ又た、智識に於ても素質に於ても、彼等は全く異つてゐるのである。中には精神耗弱のものもあつて、教育を施すに適しないが、他方には、優良な素質を有つてゐるものもある。然かも、また、素質は良いのであるが、學校教育に缺くる所多く、その方の面倒も見てやらなければならないといふ複雜な狀態に在るのである。

かゝる事情の下に在つてすべての少年に同じ學級教授を施さうとするのは、不可能でもあるし且つまた望ましくないのである。全く學校教育を缺いてゐるものは義務的の小學教育を受けるのであるが、然らざる他の少年にとつてはこの教程は目的に適はないのである。しかも、刑期の短いため意のまゝになる時間の少ない關係上、義務教育の濟んだ少年に其の後にあつて再びこれを繰り返へさせたり、又は學校教育を缺いてゐるものにその缺陷を補塡してやつたりすることは、可能き得ることではないのである。

是に於てか、ボースタルに於ける教育の任務はむしろ學校とは反對で、完全な智識を授けることには存してゐないのである。「ボースタル施設に於ける教育の目的は、生徒に智識を注入したり又は錄儲けの道を教へるのではなく、彼の興味の領域を廣げてやることである。」少年を文學なり科學なり藝術なり或る一定の範圍に興味を有たせ、又は、已に何等かの趣味を有つてゐれば、これをしつかり堅めさす、玆處に重要な任務が存するのである。これによつて釋放後も彼をして閑暇の時間に「ホッビー」(道樂)として引きつゞき其の事に親しましめようといふのである。玆處にも亦た英國人氣質ともいふべきものが教化的に應用されてゐるのであつて、それが仙人掌培養であれ又は外國語の研究にせよ、何か一つの「ホッビー」を有つてゐない英國人は一人もゐないのである。

ボースタルの學課の教授はイングランドに於て廣く行はれてゐるイーブニング・クラス(夜間講習)を模範として高等學校並みに組み立てられてゐるのである。ボースタル施設には種々異つた科目についてのクラスがあつて、少年は自分の選擇に從つて其の中の幾個かの科目を「豫約」するのである。

作業終業後夜間學課の教授がある。特に教授のために任命さるゝ教師といふものはなく、ハウス・アーザー(舍長)竝びに篤志教師(voluntary teacher)によつて行はるゝのである。ボースタル(施設名)では、一週七十回のクラスが二十人の職員と四人の篤志教師によつて行はれることが報告されてゐる。

ボースタルには數學、地理、歷史、海員養成等のクラスがあるが、マット製造の如き手工についての學課もある。應急手當の學課には試驗があつて、これに及第した場合には聖ヂオーンス救急協會の證書が交付される。ボースタルでは、少年は平服で特別の監視もなく近いロチエスター市に於ける夜間のクラスに送らるゝのである。フエルサムはラヂオ、寫眞に關する技術のクラスがあるが、同時にまた海員養成のクラスもある。このフエルサムでは、釋放に先立つ終りの二ヶ月間すべての受刑少年は靴修繕裁縫等の家庭手工についての教授を受ける。いづれのクラスにも參加しない少年には舍長から讀書が奬勵さるゝのである。ボートランドに於ては、別に製本、體操術、電氣工學、料理法、農藝に關するクラスが設けられてゐる。學課は個々のハウスで別々に教授される處もあるし、又た全施設を通じて一樣に教授されてゐる處もある。

特殊の技術に關するものでなく、一般教育の範圍に關するクラスに於ては、受刑者をして獨立自發的に讀書に出精せしむるを以て教授の目的としてゐるのである。若しこれがうまく成功すれば——それは容易ではないが——少年はクラスに出席したかひがあつたわけである。で、クラスの活動效用が良書によつて支持されてゐるのは是れが爲めである。「精撰せられたるライブラリー(看讀書籍)は教育に缺くべからざるプログラムの一つである」(Principles, p. 54)。

ボースタルは特に精選せられたるライブラリーを有つてゐる。「ライブラリーは一年毎に進歩してゐる。以前時たまにくだらない書物ばかり讀んでゐた少年も、ボースタルへ來てからは斷えずしつかりした讀書を樂しむやうになつた」(Prison Commissioners Reprort 29/34)。フエルサムは中央の行刑教育委員會所屬の圖書館(Prisoners Educational Committee Library)と連絡を保つてゐる。ボートランドの書庫には四千冊を收めてゐる。玆處の各ハウスには靜かな讀書室がある。また、この施設では共同でドラマを朗讀することになつてゐるが、大部分イブゼン又はショウの如き近代の作者である。

ボースタルに於ては、受刑者によつて編輯さるゝ「フエニックス」(不死鳥)と稱せらるゝ施設の新聞紙がある。年四回の發行である。舍長の一人が編輯の責任を負つて居る。彼は各ハウスに一人の編輯助手を指命する。この新聞紙は一般に施設の生活に關する記事を揭載し、特にスポート欄を設けてゐる。また少年の筆に成る本人の經歷談の短篇及び作詩並びに編輯者宛の書簡が揭げられる。

(この項つゞく)

Blätter für Gefängniskunde, August- September 1937

宗教・文藝と法律の研究に對する考へ方（下）

司法次官　岩村通世氏述

（本文は岩村次官が刑務官練習生に對し述べられた科外講演の大要筆記である。趣旨を紹介するにすぎないのであるから、表現上の責任は一切筆記者にある。）

五

刑事法には實體法と手續法とがあるがその何れの場合においても、權利の存否といふことが先づ問題になる。刑事法は憲法上の立法事項であるだけに、刑事法學を研究せんとするものは第一にこのことを深く頭に入れてかゝらねばならない。甲が乙を殺したといふ場合、國家は果して甲を處罰するの權利を有してゐるかどうか。若し有してゐるとすれば、いかなる根據によりいかなる權利を有してゐるのであるか、といふことをよく考へて見なければならない。ひとり刑事法に限つたことではない、民事法とても同樣である。甲は乙に對して債權を有してゐるかどうか、其點を明確に判斷することが必要である。間違ひなくそれの出來る人は名判官である。刑事法において有罪か無罪かもハツキリせず、民事法において債權が何れにあるかも判らぬやうでは立派な裁判官とはいへない。要するに刑事と民事とを問はず、法律といふものは、權利の存否を確むるための學問であるといへる。切言すれば權利の存否の研究が卽ち法律の研究なのである。諸君が法律を學ばれる必要があるのもやはりそのためである。諸君は諸君の御仕事をせらるゝにつき、自分達は受刑者に對し果してこれ〳〵のことをする權利があるかどうかといふことを常に考へてかゝらねばならない。何の法文を讀むにしても先づさうした質問を自ら發してかゝらねばならない。諸君としては或は日々の職務に慣れてお出だから、不知不識に法に從ふといつた場合も多いであらう。又さうあつてこそ仕事も圓滑に運んで行くに相違ない。しかしながら、時には自ら振りかへつて見て、今自分のしたことは正當であつたかどうか、受刑者に對して果してそれだけの權利を自分は有つてゐるかどうかといふことを、法律的根據に基いて反省して見ることが必要である。それが刑務官としての學問であり、學的態度である、苟もよき刑務官である限りさうした學的忠實さを失つていゝといふ筈はない。凡そ權利關係を考へるには、主體と客體との關係を考へなければならない。主體は常に人であるが、客體は人である場合もあるし、物である場合もある。しかし主體が主體であり、客體が客體であるためには、―つまりそこに主客の關係が發生する爲には、その間に行爲がなければならない。行爲なくして、唯心に思つたゞけでは、法律關係卽ち權利の存否といふ問題は發生しない。こゝに行爲があつて、然る後に主體が出來、客體が出來る。その結果、權利の存否といふ問題が起る。そしてこれが法律研究の中心問題である。それだけにこの問題に解決を與へることは、これを深く考へれば考へる程難しくなつて來る。すべて「存在」を知るといふことは、易きに似て實は難しい。昔からの哲學者にとつて、それは一つの大きな課題であつた、天を指すもの必ずしも天國を知らない。地を指すもの必ずしも人生を知らない。眼に見えてゐるやうで、その「存在」は容易に判らない。私共は常識的にこゝに一つのコップが存在してゐることを知つてゐるやうに思ふ。だが果して存在してゐるであるかどうか。存在してゐるとを眞に知つてゐる人であるなれば、その人は眞に大學者である。といつて、私共が何につけそこまで深く考へ込んで行つてゐるは、日常生活は營めなくなる。學問生活には幾重にも苦勞を重ねなければならぬが、日常生活に在つては、大がいのことは常識のレベルにおいて事を運んで行けばそれでよい。元來人間は餘り利口になるよりも、少々位は馬鹿な方が都合がいゝ。空氣中の細菌が一つ一つ肉眼に映ずるやうでは、人間は安心して道路を歩くことすらも出來ない。人生を送るのにも餘りに聰明な人は、却つて不幸である。昔の支那人も人間字を識る憂患の始めといつてゐるが、まあそんなものであらう。首陽山に登つたり、泊羅に身を投じたりした人は、聰明といふ不幸な運命を荷つてゐた人である。賢人達なればこそさうもするが、普通の人なら徒に神經衰弱にかゝつてしまふ位がオチである。處で實によくしたもので人間といふものは或程度まで眼も見えねば耳も聞えぬやうに出來てゐる。これは或は神の慈寵であるかもしれない。戰線の砲聲は私共の耳には聞えて來ない。聞えて來たらかうしてぢつとしてはゐられないであらう。私共は夜空に火星を見上げることは出來るが、火星から猛獸――かりにそんなものが棲んでゐるとして――の哮り聲を聞くことは出來ない。耳聰に眼明しといふが、考へて見るとそれにも限度がある。限度があつてこそ人生は安らかなのである。又、人間には舌覺があるが、舌の上に上げて味つて見なければ、その味ひを知ることが出來ない。觸覺とても同樣である。私はかつて五官優劣論といつたやうなことを考へたことがあるが、それが感覺的なものである限り、何れも或る程

度のものである。だがこゝに、五官の外に思惟といふものを人間は有つてゐる。平たくいふと頭で考へることであるが、この思惟こそは、五官とはちがつて物なきに見、聲なきに聞くといふ廣大無邊の働きをする。天空高く懸つてゐる星を見上げたり、ドイツで放送するラヂオを聽き取つたりする眼や耳の働きもえらいものだが、思惟の働きはそれ以上遙かにえらい。地球がまだ一つの大きな火の玉で、涯しなき虚空から虚空へとブン〳〵うなり廻つてゐた時代のことを考へ得るのも思惟の働きであれば、死んで極樂に行つて蓮の臺の上に安座するといふことを考へるのも思惟の働きである。空間と時間とを超えて、思惟は作用し且つ飛躍する。そしてこの思惟の働きといふことが、「存在」といふ問題と斷ち切れぬ深い關係のあることを忘れてはならない。認識の世界がそこから展けて來るからである。

六

さてツイ眼の前にあるので、こゝに再びコップの例を引かう。一體コップとは何ぞや、とかう八ケ間しく切り出すと常識は或は笑ふかもしれないが、諸君よく考へて御覽なさい。このコップがコップであり得るのは、この中に水を注いで私共がかうして飲むといふその用途に關する限りにおいてのみではなからうか。若しコップが水呑みに使はれずに御茶を入れて飲む器具に使はれるとすれば、それはもう茶器の一種となつてしまつてコップではなくなる。名は用途や目的のための便宜上の符牒にすぎない。そして名がちがつて來る。又こゝに一箇の水差しがある。水差しは、コップに水を移す道具である。若し私共が多少無作法を厭はぬならば、水差しからヂカに水を飲むことも出來るが、しかし水差しが水差しとしての用途を失はぬ限り、コップとはいはない。ところがこの水差しをかりに花を立てる道具に使用したとすれば水差しは、その瞬間に一箇の花活けと化してしまふ。と同時に、コップも水差しも、ひとしくガラスといふ材料からつくられてゐる。打ち碎いてしまへば双方ともとのガラスに還元する。名は用途や目的や、その他の諸條件によつて時にいろいろ變りはするが、モノは變らぬ場合が多い。岩村が中村と姓を更へても、私自身に何の變りもない。かやうに、名に拘らず、常に變らぬそのモノを本體と呼ぶ。本體の種々相——夫々の制約下における夫々の現れが即ち現象である。名といふのは一つの現象から他の現象を區別するために忘れてならないとは、名とか言葉とかいふものは、中々のいたずらものであり、まやかしものであるといふことである。私共はともすると、名や言葉に釣られて、現象と本體とを取違へ、若くは現象のために本體を見失つてしまふ場合が多い。禪宗では「不立文字」といつて、名前や言葉に囚はれずに、否、名前や言葉をつくらずに、直に本體そのものを把握するといふことを立前としてゐる。いはゆる「直指人心見性成佛」である。その點に宗教の存在論がある。現象を超えて本體を見究めることが宗教の本義である。學問でも名や言葉に囚はれてゐる限り、本當の研究は出來ない。本體が條件や因緣によつて時に或る形をとり、時に或る作用をおこす。それが現象である。それ故名や言葉は飽くまでも相對的のものである。こゝにあるこのコップは、等しくこゝに在るこの水差しや盆や机と相對して、それ等と區別するために名づけられてゐるのである。そしてコップや水差しの本體は一應（比喩的な意味において）ガラスであると見ることが出來るが——といつて、何時から何時までがコップであり得るのか、又何時から何時までが水差しであり得るのかといふことの研究はなか〳〵に難しい。難しいが、そこが研究であり、努力である。コップや水差しを粉微塵に打ち碎いてしまへば、コップもなくなれば水差しもなくなつて、そこに唯ガラスの小さな破片が殘るのみである。ガラスの破片を掻きあつめて見ても、もとのコップや水差しにはならない。本體が條件や因緣によつて時に或る形をとり、電子となり、時に或る作用をおこす。それが現象である。それ故名や言葉は飽くまでも相對的のものである。こゝにあるこのコップは、等しくこゝに在るこの水差しや盆や机と相對して、それ等と區別するために名づけられてゐるのである。そしてコップや水差しの本體は一應（比喩的な意味において）ガラスであると見ることが出來るが——といつて、何時から何時までがコップであり得るのか、又何時から何時までが水差しであり得るのかといふことの研究はなか〳〵に難しい。難しいが、そこが研究であり、努力である。コップや水差しを粉微塵に打ち碎いてしまへば、コップもなくなれば水差しもなくなつて、そこに唯ガラスの小さな破片が殘るのみである。ガラスの破片を掻きあつめて見ても、もとのコップや水差しにはならない。本體が條件や因緣によつて時に或る形をとり、時に或る作用をおこす。それが現象である。それ故名や言葉は飽くまでも相對的のものである。こゝにあるこのコップは、等しくこゝに在るこの水差しや盆や机と相對して、それ等と區別するために名づけられてゐるのである。そしてコップや水差しの本體は一應（比喩的な意味において）ガラスであると見ることが出來るが——といつて、何時から何時までがコップであり得るのか、又何時から何時までが水差しであり得るのかといふことの研究はなか〳〵に難しい。難しいが、そこが研究であり、努力である。コップや水差しを粉微塵に打ち碎いてしまへば、コップもなくなれば水差しもなくなつて、そこに唯ガラスの小さな破片が殘るのみである。ガラスの破片を掻きあつめて見ても、もとのコップや水差しにはならない。本體が條件や因緣によつて時に或る形をとり、時に或る作用をおこす。それが現象である。それ故名や言葉は飽くまでも相對的のものである。こゝにあるこのコップは、等しくこゝに在るこの水差しや盆や机と相對して、それ等と區別するために名づけられてゐるのである。そしてコップや水差しの本體は一應（比喩的な意味において）ガラスであると見ることが出來るが——といつて、何時から何時までがコップであり得るのか、又何時から何時までが水差しであり得るのかといふことの研究はなか〳〵に難しい。難しいが、そこが研究であり、努力である。コップや水差しを粉微塵に打ち碎いてしまへば、コップもなくなれば水差しもなくなつて、そこに唯ガラスの小さな破片が殘るのみである。ガラスの破片を掻きあつめて見ても、もとのコップや水差しにはならない。本體が條件や因緣によつて時に或る形をとり、時に或る作用をおこす。それが現象である。それ故名や言葉は飽くまでも相對的のものである。こゝにあるこのコップは、等しくこゝに在るこの水差しや盆や机と相對して、それ等と區別するために名づけられてゐるのである。そしてコップや水差しの本體は一應（比喩的な意味において）ガラスであると見ることが出來るが——といつて、何時から何時までがコップであり得るのか、又何時から何時までが水差しであり得るのかといふことの研究はなか〳〵に難しい。難しいが、そこが研究であり、努力である。コップや水差しを粉微塵に打ち碎いてしまへば、コップもなくなれば水差しもなくなつて、そこに唯ガラスの小さな破片が殘るのみである。ガラスの破片を掻きあつめて見ても、もとのコップや水差しにはならない。本體が條件や因緣によつて時に或る形をとり、時に或る作用をおこす。それが現象である。それ故名や言葉は飽くまでも相對的のものである。こゝにあるこのコップは、等しくこゝに在るこの水差しや盆や机と相對して、それ等と區別するために名づけられてゐるのである。そしてコップや水差しの本體は一應（比喩的な意味において）ガラスであると見ることが出來るが——といつて、何時から何時までがコップであり得るのか、又何時から何時までが水差しであり得るのかといふことの研究はなか〳〵に難しい。難しいが、そこが研究であり、努力である。コップや水差しを粉微塵に打ち碎いてしまへば、コップもなくなれば水差しもなくなつて、そこに唯ガラスの小さな破片が殘るのみである。ガラスの破片を掻きあつめて見ても、もとのコップや水差しにはならない。本體が條件や因緣によつて時に或る形をとり、時に或る作用をおこす。それが現象である。それ故名や言葉は飽くまでも相對的のものである。こゝにあるこのコップは、等しくこゝに在るこの水差しや盆や机と相對して、それ等と區別するために名づけられてゐるのである。そしてコップや水差しの本體は一應（比喩的な意味において）ガラスであると見ることが出來るが——といつて、何時から何時までがコップであり得るのか、又何時から何時までが水差しであり得るのかといふことの研究はなか〳〵に難しい。難しいが、そこが研究であり、努力である。コップや水差しを粉微塵に打ち碎いてしまへば、コップもなくなれば水差しもなくなつて、そこに唯ガラスの小さな破片が殘るのみである。ガラスの破片を掻きあつめて見ても、もとのコップや水差しにはならない。本體が條件や因緣によつて時に或る形をとり、時に或る作用をおこす。それが現象である。それ故名や言葉は飽くまでも相對的のものである。こゝにあるこのコップは、等しくこゝに在るこの水差しや盆や机と相對して、それ等と區別するために名づけられてゐるのである。そしてコップや水差しの本體は一應（比喩的な意味において）ガラスであると見ることが出來るが——といつて、何時から何時までがコップであり得るのか、又何時から何時までが水差しであり得るのかといふことの研究はなか〳〵に難しい。難しいが、そこが研究であり、努力である。コップや水差しを粉微塵に打ち碎いてしまへば、コップもなくなれば水差しもなくなつて、そこに唯ガラスの小さな破片が殘るのみである。ガラスの破片を掻きあつめて見ても、もとのコップや水差しにはならない。本體が條件や因緣によつて時に或る形をとり、時に或る作用をおこす。それが現象である。それ故名や言葉は飽くまでも相對的のものである。こゝにあるこのコップは、等しくこゝに在るこの水差しや盆や机と相對して、それ等と區別するために名づけられてゐるのである。そしてコップや水差しの本體は一應（比喩的な意味において）ガラスであると見ることが出來るが——といつて、何時から何時までがコップであり得るのか、又何時から何時までが水差しであり得るのかといふことの研究はなか〳〵に難しい。難しいが、そ

なことがあつてはならない。名や形に囚はれて、本來の姿に眼をふさいでゐてはならない。

現象を見て直に本體を感得するための修養としては何といつても宗教がモノをいふ。昔、ある人が、ある高僧に「佛教の本體とは如何?」と訊いた。高僧は言下に「庭前の柏樹」と答へた。大抵のお寺には庭先きに柏の樹が何本か植ゑてある。高僧はその一本を指して、「それこの柏の樹ぢやよ」と答へたのである。かうなると俗にいふ禪問答といふやつで一寸狐につまゝれたやうな氣もする。柏の樹は一つの現象であるが同時に本體をその樹に見る。否、現象卽本體なのである。そのことが、頭にピンと來るやうでなければ悟道には入れない。現象に囚はれさへしなければ、人は、現象を通じ若くは現象そのものにおいて直に本體を感得し得るのである。現象といつても本體とかけ離れて存在するものではない。

西行法師を誘惑した江口の君は一つの現象であるが、その現象に拘らず、否、その現象の中に、この世捨人は、普賢菩薩といふ本體を見た。般若心經に「色卽是空、空卽是色」といふ文句がある。色は現象であり、空は本體である。現象が卽ち本體であり、本體が卽ち現象なのである。現象によつて現はされ得る本體以外に本體なるものは有り得ない筈である。唯現象にのみ囚はれてゐると肝腎の本體を見失つてしまふ。刑を言渡されて刑務所に收容されたもの、それが受刑者であるが同時に本體をそしても刑務所に收容されはしない。諸君は受刑者において、否、受刑者なればこそ、そこに「人間」を見出さなければならない。端的にそれを見出し得るやうでなければ、眞の教化は難しい。立派な刑務官とは言ひにくい。先づ「人間」を見ることが出來やう。名や形に囚はれてはならないといふのはそこのことである。諸君の御仕事が、否心境が宗教的な深さにまで根ざさねばならぬといふのもそのためであるし、又學問研究に宗教的な照射を必要とするといふのもそのためである。

七

學問を研究するためには、先づ本體の上に立つて現象を研究するといふ心がけを先づ忘れてはならない。例を刑法の研究にとつていへば、總論は本體であり、各論は現象である。總論では犯罪といふことそのことについて研究する。殺人とか竊盜とかいふ犯罪は、犯罪といふ本體の夫々の現れである。犯罪は人間の行爲であるが、その行爲の主體と客體と、つまり犯罪の構成條件を異にすることによつて犯罪にもいろ〳〵の種類がある。種類に從つて殺人罪とか竊盜罪とか夫れ夫れの罪名がある。それ等は何れも犯罪とい

ふ本體の種々相——現象である。因果關係といふやうなことは一切の犯罪に共通なものであるからこれは總論で研究する。各論でも研究さるべきであるが、煩はしいから總論の方に規定してある。殺人罪と竊盜罪とでは現象は異なるが、犯罪といふ本體においては同じである。それ故に、刑法の研究に當つて、各論である現象を知るためには先づ總論である本體から研究してかゝらねばならない。言ひかへれば、本體の上に立つて現象を研究することが必要である。刑法に關する限り犯罪とは人間の行爲であり、又各種の犯罪的現象に對してそれが本體をなすのであるが、その本體を見究めるためには、犯罪といふ行爲を行つたその人間とは何ぞやといふ問題が根本的な課題として登場して來る。先刻もいふ如く之が又頗る難しい問題である。類人猿は人間ではないかとの問題も起きる。さうした問題は大體常識で判斷が出來、又判斷してゐるのであるが、學問的には心理學、倫理學、社會學乃至は宗教、文藝といつたやうに廣汎にして且つ多角的視野において見直し、又檢討して見ることが必要である。法律といふ限られた範圍内でのみ研究してゐては、徒に小理窟にばかり囚はれてしまふ惧れがある。法律といふ名に囚はれてゐると、諸君の御仕事の如きは人間そのものが對象なのであるから、受刑者といふ現象を超えて、端的に人間といふ本體に直面し得るだけの用意がなければならない。法規や條文に從ふといふことも必要にちがひないが、先づ自己の心の鍛練といふことが諸君の場合において特に要求さるゝ所以である。諸君が若し、鍛練によつて自己の心を高むることさへ忘れなければ、諸君の眼は受刑者の蔭に、否受刑者その人においても常に「人間」を見出すであらう。それさへ見出さるれば、刑法、刑事法は立派に活用されて、行刑の實蹟は必ずや見るべきものがあらう。存在の研究は、本體と現象とこの二つの方面からしてかゝることが必要であるが、諸君の場合においては、本體への着目が第一である。そこに實踐躬行といふことの意義が始めて發見される。諸君の場合は智識と行ひとが分離してゐてはいけない。刑務官としての修業は結局その點に歸着するといつてもよからう。本體を見、人間を見、心を見て、端的にそれにぶつかつて行く。それは宗教的な考へ方、行き方であり、法律の研究に對する考へ方も亦それに則るものがなければならない。殊に諸君の如き、現象を通して直に本體を見なければならぬ御仕事に從事されてゐる人々にとつては、この宗教的な考へ方、行き方が最も要求されてゐるのである。諸君は法律を學ぶに先立つて先づこの心掛けを忘れてはならないと思ふ。

八

次には文藝の方面から、法律の研究に對する考へ方乃至諸君が諸君の御仕事を執らるゝ上においての心掛けを考へて見やう。「古池や蛙飛び込む水の音」、これは何人も知つてゐる芭蕉の句である。最初「古池や」を「山吹きや」とかいて見たとのことであるが、よく〳〵考へた揚句、「古池や」としたといふことである。俳句は最も簡單な詩形であつて、それだけに含蓄多く、從つて最も端的に宇宙の原理に突込んでゐるものが多い。「古池や」の俳句の如きはその最たるものであらう。繕はずして自らにそこに本體を見る。この一句で優に「存在」の研究が出來る。古池といふのは、當時深川邊にあつた、年經て水のおどんだ古い池である。この場合、「池」といふのは名詞であるが同時に本體で、「古い」といふのが形容詞即ち現象である。ともかく「古池」がこゝに「存在」してゐる。「蛙」も同じく名詞でこれも存在してゐる。「飛び込む」といふのは行爲で、文法的には動詞である。「水の音」といふのは耳の感覺で、全體の氣分を出してゐる。法律に當てはめていへば、「蛙」が主體であり、「古池」が客體であり、「飛び込む」が行爲であり、そして「水の音」が判斷であり、效果である。それ等は存在關係を研究するための一つの題目として考へられる。同じことでも殺人の場合に、「甲あり人を殺せし人殺し」と、いつたのでは餘りに殺風景にすぎる。比喩的ではあるが、芭蕉の十七字の中から、法律關係を見出すことには興味がある。法律的研究が刑事法學の研究に役立つとのことが面白いことである。凡そ行爲には、七つの條件を悉く明記してあるとはきまつてゐない。明記してゐない點は、讀むものがこれを考へて發見しなければならない。條文に七つの條件の中のどの點を落してあるか、どの點を書き込んでゐるかといふのを研究するのが、法律研究の眼目であり、興味も工夫もその點にかゝつてゐる。例へば諸君に關係のある監獄法でいふならば、同法の第十五條には「在監者ハ心身ノ狀況ニ因リ不適當ト認ムルモノヲ除ク外之ヲ獨居拘禁ニ付スルコトヲ得」といふことが規定されてゐる。即ちこの條文は明文的には七つの條件全部が示されてない。そこに解釋上の疑問もあり、同時に研究の餘地もあるわけである。書かれざる行を讀んで行くところに法律研究の妙味がある。監獄法の何の規定と雖も根本は、受刑者を收容するがための規定にすぎない。收容するといふ一つの行爲（動詞）をチヤント押へてゐれば、何れの場合においても七つの條件は自ら分つて來る。主體は「誰れを」といふことで、つまり人間である。行爲には先づ「時」の條件があつて、いつからいつまで收容するかといふことである。「處」の條件は何處の刑務所に收容するかといふ問題である。「方法」の條件はいかなる處遇によつてといふ問題である。「目的」の條件は改過遷善といふことである。「理由」の條件は、社會の安寧秩序を保つがためといふことが出來やう。「原因」の條件は犯罪を犯したのことが考へられる。時、處、方法、目的、理由、原因、事情の七つがそれであるが同時に本體で、「古い」律關係即ち行爲の研究は、この七つの條件を悉く明記してあるとはきまつてゐない。明記してゐない點は、讀むものがこれを考へて發見しなければならない。しかし法律は、國家の權力が加はるものであるから、「思」に拘らず行爲のみを對象としてゐるのである。

行爲には右七つの條件がみな備つてゐる筈である。しかし條文の一つ一つに、その

心を指いて皆學說あらんやである。王陽明はそれを良知良能といつた。老子だつたか悉く書を信ぜば書なきに若かずといつてゐるが全くその通りで、例へば性善說といひ、性惡說といふが、双方をそのまま信ぜば結局解らないことになる。學說の如きは時代の產物で、時代毎にいくらでも出て來る。論語讀みの論語知らずといふ諺があるが、論語の文字だけを何度讀んでも、論語は身につかない。心外に物なし、苟も論語を讀むなら、論語を通して孔子の心にぶつかつて行かなければならない。論語は現象であり、心は本體である。論語の開卷第一に「友あり遠方より來る又樂しからずや」といふ言葉がある。卒然としてこれを讀めば何でもないやうであるが、私は近頃になつてやつとその意味が判つたやうな氣がする。經驗が私にそれを教へたのであらう。書物を讀むにも、學問を研究するにも氣魄といふものを要する。その氣魄なくして下手に讀み損ふといはゆる論語讀みの論語知らずとなつてしまふ。實踐躬行を本位とする學問においては特にさうである。こゝに「心」あれば、文字なきに前述した七つの條件を讀むことが出來る。本體を捉へれば、文字や條件は自づと頭に浮んで來る。心を養ふことが學問の根本義であるが、心がふらついてゐては、學問の研究に限らず、何事もモノにならない。

九

それ故に私は諸君に、餘暇々々に文藝に親しむことを御勸めする。文藝は理窟よりも情操の產物であるだけに、ぢつと味つてゐると人間や自然の中の何ものかに觸れて來る。芭蕉の「古池や蛙飛び込む水の音」、この句をじつくりと嚙みしめてゐると、十七の文字はいつしか消えて、何かしらモノの本體といつたやうなものが、そこに朧ろげに描き出されて來る。これを法律關係に引き比べて考へて見る。法律關係は、前に述べたやうに、時、處、方法、目的、理由、原因、事情とこの七つの觀點から研究してかゝらねばならない。ところで「古池や」の一句には、「處」といふものが示してない。古池は、日本にもあれば、支那にもあるし、印度にもある。何處の古池であるか、文字面だけではとんとハッキリしない。その點、芭蕉に抗議を申し込みたい位のものである。しかし苟も芭蕉の傳記を讀んだならば、それが、支那の古池でもなく、印度の古池でもなく、日本の——しかも深川邊の古池であつたことをすぐ感得するであらう、次には「時」であるが、これもハッキリしない。晝であるのか夜であるのか、芭蕉は何ともいつてゐない。だが、文藝の妙味はそこにある。十七字の句に何もかも言ひつくせるものでもないが、言ひつくしたら餘韻がなくなる。餘韻を尋ねることが文藝の有つ味ひなのである。私は、芭蕉がこの句を讀んだのは多分、夜、人が寂靜つてあたりがしーんとしてゐたときのことであつたらうと思ふ。芭蕉は蛙の飛び込むところを眼で見たのではない、寂寞を破つてドブンと水の音がするのを耳に聽いたのである。「水の音」といふところに當時の光景が想ひ浮べられる。晝だつて夜だつて、蛙が池に飛び込めば音がするだらう。だから、芭蕉は蛙の飛び込むのを眼で見てゐたかもしれないじやないか、といつた理窟を言ふ人には文藝を味ふ資格はない。更にこの句には「方法」といつて別に示されてはゐない。飛び込むといふ動作は分つてゐるが、高い處から飛び込んだのか、低い處から飛び込んだのかよく判らない。何グラムの蛙が何米周圍の池へ、何米の高さから飛び込んだのか、さやうなことは一切語つてゐない。法文ならば几帳面に書き込むところであるが、文藝ではぼかしてある。又何の「目的」で、何の「理由」で、何の「原因」で蛙が池へ飛び込んだものか、それも蛙に訊いて見なければよく分らない。餌を求めて飛び込んだものか、蛇に追はれて飛び込んだものか、その邊、漠然としてゐる。「事情」などは全くかくされてゐる。ドブンと水の音がしたのは、蛙が飛び込んだためではなくして、近所の子供が石を投り込んだためではないかといふやうな理窟もいへばいへる。唯判つてゐるのは、飛び込むといふ行爲によりて、その結果、ドブンと水の音がしたといふことである。例を犯罪の場合に取れば、甲が乙に斬りつけて、その結果、殺人といふ犯罪が生じたといふのと同じである。

一〇

私共はそこで俳句の技術と法律の技術とを比較して考へて見たい。前にいふには、時、處、方法、目的、理由、原因、事情の七つの條件が、必ずしも明示されてゐない。しかし芭蕉は人生と自然の「心」に徹し、これをしつかと把握してゐた人である。天地靜寂の中、ドブンといふ水の音にかれは太古の響きを聞いた。「空」から始めて「色」が生れたときの姿を見た。言ひかへれば、芭蕉はその時本體から現象を見、現象の中に本體を見たのである。「色卽是空、空卽是色」の第一原理に觸れたのである。人間もこの境地に到れば、物なきに見、聲なきに聞くことが出來る。「古池や」の句の中には、七つの條件がオミツトされてゐるのでなくして、かくされてゐるのである。芭蕉ならずとも、芭蕉を學ぶ人、若くは文藝を解する程の人ならば、おぼろげながらもその間の消息を解し得る筈である。法律を研究する場合においても同樣のことがいへる。法律の規定は俳句とちがつて、相當詳細に明記されてある

筈だけれども、又何かしら落ちてゐたり、抜かしてあつたりする場合も亦相當に多い。それにも拘らず、七つの條件はみな備はつてゐる筈であり、又備はつてゐなければならぬ筈である。唯或るものは法文の上に明記されてあり、或るものは明記されてないだけのことである。七つの條件の中の何が落してあるかといふことを考へるところに法律研究の妙味がある。それあればこそ法律の研究は面白い、興味津々として盡きざるものがある。犯罪行爲といふ現象もそれあればこそ研究のやり甲斐があるといふものである。すべてが明白となつてそこに研究の餘地がなくなれば、法律の研究もつまらないものになる。監獄法第十五條についても、かくされてゐるものを發見するところに興味がある。法文をざつと讀んで「あゝ、この條文はこの條件が落ちてゐるナ」といふことが解らないやうでは、研究も未だしである。それには立法の精神を呑み込んでかゝらねばならぬ。立法の精神を知ることは、言はゞ法律の本體を知ることである。心境が高く、情操が豐かれてゐれば、「古池や」の十七字の中に七つの條件を立派に見て取ることが出來るやうに、立法の精神——もつと端的にいへば、人間性と社會性との本體を見て本體を見失つてゐるからである。心境を高め、情操を豐かにするのは文藝の力である。文藝の觀賞が法律の研究に資するところ多いのはそのためである。法律研究家は芭蕉の心境を忘れてはならない。芭蕉の句で「飛び込む」といふ行爲を他の行爲から區別するためには七つの條件を考へるより外に途はない。一つの犯罪を他の犯罪から區別するにもやはり同樣である。

一一

文藝に心を寄せるといふことは、モノの「本體」に觸れ、從つて心境を高め、情操を豐かにするばかりでなく、現象の表現が上手になる。名詞を現象づけるものは形容詞であり、動詞を現象づけるものは副詞である。形容詞と副詞の使ひ方で、表現に味がある。同じ池でも芭蕉の場合、新池では面白くない。古池でなければ芭蕉の人生觀、自然觀は出て來ない。從つて「古池や」の句の七つの條件を探すにも見當がちがつて來る。法文の規定においても同じことがいへる。尤もひとり俳句に限つたことではない。和歌でも漢詩でも乃至散文でもさうである。殊に漢詩は文字が豐富なだけに、その使ひこなし方に趣きがある。私は好きでよく漢字をひねくつてゐるが、例へば雨といふ一字でも或は白雨といひ、細雨といひ、驟雨といひ、又疏雨といふ。夫々の雨の現象を夫々適當に表現することが出來る。表現が現象にピツタリと來る。古の文人はよくそれを研究したものであるが、立法者にもさうした心得は必要である。文藝に親しむことは、「本體」を摑む所以である上に表現が巧になる。法律研究家か若しこの道理を解し得たならばまさに一擧兩得である。監獄法第十五條のやうな規定は、家庭で食後の話題にならない。表現の仕方一つで、七つの條件は、或は浮彫りにされ、或は封じ込まれてしまふ。

刑務所は受刑者を收容しておく場所である。受刑者は現象で、人間が本體である。諸君は人間といふ存在を對象として、刑者といふ現象を見なければならない。諸君は本體といふ本體に立つて、受諸君の御仕事は現象から本體へ還元せしむることにある。それには現象そのものを研究してかゝらねばならない。それが又、本體に直面する所以でもある。刑務所の仕事には戒護、教化、衞生、作業等いろ〳〵の部門があるが、立法者にもさうした心得は必要である。その何れの部門においても、受刑者といふ現象の中に七つの條件を見出すことが諸君には要求されてゐる。芭蕉の如く澁んだ心は、ドブンといふ水の音に、萬象の姿を見、聲を聞く。諸君も又、芭蕉の心を心としてもらひたい。それが出來たら、諸君は、たとへ所長にならずとも、日本一の行刑學者であり、行刑家である。諸君は未だお若い。何事も若い中のことである。私の如き老人となれば、機能も衰へるし、第一根氣が續かない。少年老い易く學成り難しとは古今を貫く至言である。法律の研究も一夜漬けでは出來ない。諸君の如く氣力旺盛な中にウンと勉強しておくことである。それには前にいふやうに宗教的の考へ方、又文藝的の感得力をも同時に養つておくことが必要である。條文を一々暗記したとて、それで法律の研究が出來たといふものではない。落ちてゐるものを發見し、かくされてゐるものを引き出すだけの心の働きがなければならない。右、取りとめもないやうな話であるが、私が諸君に訴へんと欲する趣旨は御了解のことであらうと思ふ。取りとめもない話を、取りとめるのが亦諸君の心の働きである。古人は萬能達して一心足らずとかいつたが、ここに一心あれば、道は何處へでも展ける。特に諸君の如く、人を訓へて善に至らしむる聖なる御仕事に從事されてゐる方々に敢てこの言を呈する次第である。

第三十回刑務官練習生入所式

第三十回刑務官練習所開所式は九月一日午前十一時より刑務協會第一講堂において擧行、來賓として、秋山練習所長、森山保護課長、正木大審院檢事、佐藤人事課長、岡、安達、清原の司法書記官、吉田、日沖の司法事務官、並に椎名、吉田、柳原、東の各刑務所長、森口典獄補參列の下に一同起立して宮城遙拜式を行ひ、大原刑務協會主事の開會の挨拶に次ぎ、秋山練習所長は、練習生に對し左の訓示を試みた。

秋山所長訓示

本日玆に第三十回刑務官練習所の開所式を行ふに際しまして練習生諸君に對し當練習所長として所懷の一端を申し陳べまして御參考に供し度いと存じます。今回諸君が三百名を超ゆる受驗者中から見事難關を突破して當練習所に入所せられましたる事は、獨り諸君御一身の名譽ばかりでなく各出身刑務所の爲にも亦洵に御名譽の至りでありますので、玆に諸君に對しまして先づ以て御祝詞を呈する次第であります。

私は極めて最近行刑局長に就任致したのでありまして、從て自分の管掌して居りまする行刑事務に就きましても未だ一向に不案内でありまするが、併し幸に私は嘗て刑務所長として數年間諸君と同樣行刑の實務に携つた經驗を有つて居りまするので、行刑の本義に關しましては髣髴げ乍らも多少は之れを會得したるやに信じて居ります。併し乍ら敢て私の體驗に俟つ迄もなく既に諸君も御承知の如く行刑の目的は畢竟收容者を敎化善導して良民として社會に復歸せしむるにあるのでありますから、彼等に常時接觸して居ります刑務官吏の人格なり識見なりと言ふものが彼等を敎化せしむる上に於て如何に重大なる役割を持つものであるかといふことは改めて玆に申す迄もなく極めて明白なる事柄であります、從つて刑務官吏を敎養して之が素質の向上を圖ることは行刑の目的達成の上に洵に喫緊の要務であると謂はざるを得ないのであります。

斯樣な觀點から致しまして從來私は刑務官の敎養問題に就ては大なる關心を有つて居つたのであります。然るに今回圖らずも刑務官の養成機關であります當練習所長として始めて玆に諸君を迎ふることを得ましたことは誠に感慨に堪へざるところであります。私としては今後四ケ月間諸君の敎養に全力を傾倒致しまして諸君の悉くを立派なる刑務官として行刑の第一線に送り返し度いと念願致し居る次第であります。斯樣な考へから致しまして、特に敎科目を整備し、加ふるに學識人格に於て斯道の權威であらるゝ方方に御願を致し講師として直接諸君の敎養訓導に御盡力を戴くことになつた次第でありまして、之等の點に就ては諸君は何等の不安を感ずることなく講師の方々を十分信頼して獨り學問上のことばかりでなく、その優れたる人格に觸れられ一意專心刑務官として人格識見の修養に勵んで貰ひたいのであります。

曩に我が國が隣邦支那に於ける容共政權の壞滅と東洋永遠の平和の確立を使命とする軍事行動を起しましてより聖戰既に一年有二ヶ月に及んで居ります。固より我が忠勇無双の皇軍の奮闘に依りまして支那重要地域は順次我が勢威下に歸し最早主力は第二の首都漢口に迫らんとする勢を示して居るのでありまして、蔣介石政權は沒落の一路を辿る外はないものと見られて居ります。然し乍ら輻輳錯雜せる國際狀勢と戰時經濟動向等は我が軍事行動の遂行上愈々多難を加へて參りまして事變の前途は尙逆睹するを許しませぬ。我が國が今や國を擧げて產業、經濟、思想等々凡ゆる方面に愈々その戰時體制を強化し、長期戰の覺悟を定め、戰捷目的達成に專念致して居る所以であります。而して我が行刑界に於ても既に職員中より一千名を超ゆる多數の應召者を出し、又軍の需要による特殊作業のために刑務作業の全能力を擧げて懸命の努力を拂つて居る次第でありまして、國家の難局を克服するために異常なる活動を續けて居るのであります。從て職員殊に戒護方面に著しき手不足を招來しまして各所とも其の負擔の倍加を見るに至つて居るの現狀であります。然るにも拘らず各所が凡ゆる困難を忍んで第一線より諸君を當練習所に入所せしむるに至つた所以のものは刑務官吏の敎育問題は國家の如何なる非常の際にも決して忽かせにしてはならぬといふ不動の確信に基くの結果であります。殊に今年は丙種として多年行刑事務に携はり實務に堪能なる人々を選拔して入所せしめましたが、これによつて益々刑務官としての敎養を深め收容者の敎化上遺憾なからしめようと意圖した次第であります。諸君は本日の入所式に際し先づ以て篤とこの點に思ひを致されまして、行刑界の諸君に期待する所に應ふるため此の四ケ月間を最も有效に善用せられて刑務官としての常識の涵養に努められるゝと共に人格修養の切磋琢磨に最善を盡すの覺悟がなければならぬのであります。

刑務官の敎養問題が今日非常なる重要性を有つて居りますことは以上申述べた通りでありますが、然し當練習所に於ては諸君の敎養に關し學識の涵養よりも寧ろ人格の陶冶に重きを置きまして、所謂人格主義の敎育を以て一貫の指導目標としたいのであります　勿論斯く申せばとて學識の涵養は之を忽かせにして良いといふわけでは毛頭ありません。其の他社會生活上の事象に就きましては各方面に亙り十分なる研究を遂げ、その眞理を把握して常識の涵養に資することも亦極めて必要のことであります。尙今日官吏の

獨善といふことがやかましく論難されて居るのでありますが、國家に職を奉ずるものとしては深く戒心せねばならぬ問題だと思ひます。特に刑務官吏は、その職務の性質上他の一般官吏に比較して一層社會の實情や動向を知るの機會に惠まれて居りませぬ關係から自然所謂獨善の弊に陷り易いのではないかとも考へらるゝのでありますが、かくては收容者の信賴の如きも到底之れをかち得ることは困難であるばかりでなく、寧ろその反抗心なり輕侮心なりを誘發する外何等得るところがないのでありますから、諸君は努めて社會常識の涵養に心掛け、四ヶ月の練習期間中あらゆる機會を利用して廣く帝都に於ける社會生活の實相を究め健全圓滿なる常識人として歸任せらるゝ樣考慮を煩はしたいのであります。

以上を要するに當練習所の主要なる目的は結局練習生諸君の人格の練磨にあるのでありますから諸君は此の講堂を人格練磨の道場と考へ互に相扶け相勵まし只管修養に勉められ本練習所の目的に副ふ樣御努力を願ふ次第でありますが、諸君は尙練習生として學生らしい若い氣分に返つて明朗な生活を味はふことに努むると共に、團體生活による精神の修養にいそしまれ刑務官としての理想性を深く內に培はるゝことに心掛くる樣切に希望してやまぬ次第であります。

時は將に燈火親しむべき秋冷の候に向つて居ります。諸君の勉學には極めて好都合と存じますが生活上の變化から健康を害はぬ樣くれ〴〵も注意せられ、來るべき修了式には心身共に健全なる姿を揃へて一人の落伍者もなく目出度卒業の榮冠を獲らるゝ樣心から祈つて居る次第であります。

以上を以て本日の訓示といたします。

右終つて大原主事の挨拶にて十一時半閉式した。

尙ほ今回の練習期間は、九月より十二月までの四ヶ月なるも、明年度は第一講堂を司法官試補講習のために使用するとなるもやうであるから、講堂の都合上刑務官練習生講習會は多分明春四月より七月までの四ヶ月に亙り開催しやうとの議があるので、練習生志望者は豫めその つもりで受驗準備に取りかゝられる方が好都合であらうとのことである。尙ほこのことが確定したならば、爲念「刑政」誌上においてハッキリ豫告することになつてゐる。

全國各刑務所受刑者を送り
北海道で地均し工事

双木文四郎氏談

網走刑務所から約六七里離れた場所で今地均し工事をやつてゐる。相當大規模な工事である。北海道の、しかも北海岸寄りのことであるから、一望、荒涼たる光景で北支戰線の活躍を想はすものがある。多少民間の請負業者も參加はしてるが、大體は全國の刑務所から受刑者を送つて仕事に從事さしてゐる。私は二三年前に、やはり受刑者を使つて手賴川の切りかへ工事をやつた際にその監督を命ぜられたことがあるので、今度も又、その方の監督を承つて、及ばずながら、大童になつて活躍してゐる。

北海道といつても今は季節がいゝのでその點はやりよい。十月一ぱいには工事を終る豫定であるが、何せ職員や受刑者の大部分がかうした工事には全く經驗がないので、その騷ぎつたら實に並大抵のものではない。私自身としても、手賴川のときとは全く勝手がちがつて何のかのと人知れぬ苦勞があるといふものだ。

私などまアいゝとして、職員や受刑者の勞苦や心遣ひには全く同情に値する。受刑者は六月頃からだん〳〵に集つて來たが、七月一ぱいには大體勢揃ひが出來た。約千三百餘人の人數だから、騷ぎである。受刑者には、その刑務所の看守長や看守がついて來てゐる。自分ンとこの受刑者は自分が世話するといふのが大體の原則となつてゐる。從つて仕事も各刑務所が單位となつてやつてゐる。職員が手不足なときには、他の刑務所の職員が手傳ひに來る。秋田組、靜岡組なんていふグループが自然出來るわけなんだが、人情で、何といつても自分ンとこの受刑者が可愛く、能率を上げさせたい。從つて仕事も各刑務所で競爭見たいな形になつてわけなんたが、それには又困つたことる持ち上つて來る。職員にも能不能があれば、受刑者にも不平の種はある。何れも不慣れのことなので、所長さん達もそこまでは考へが行屆かなかつたのかもしれないが、第一受刑者の服裝といふものが區々である。或る刑務所では仕立下しの獄衣に、眞新しい布團といふわけで、寢るにも起きるにも氣持もこざつぱりすれば體裁もいゝ。ところが或る刑務所になると、獄衣も着汚れたおんぼろで、布團は綿がハミ出してゐるといふ有樣である。待遇のいゝ刑務所の受刑者はまことに御機嫌だが、その反對のになると心中頗る不服である。それが仕事の上にも反映して來る。おんぼろ組は、じぶくれてしまつて仕事を眞面目にしやうとしない。仕事をしないばかりかやゝもすれば職員へつゝかゝつて行く。さうなると職員達の氣苦勞は一通りのものではない。自分の刑務所の名譽にかけても、他所に

負けず能率を上げたいことは山々なんだが、肝腎の受刑者がそんな調子では、實際困つてしまふ。何のかのと取り慰め、煽て込んで、多少受刑者の心を和げるまでには一ヶ月以上もかゝるのである。現に或る刑務所の看守の如きは、物置の蔭で二人相抱いてしく〳〵泣いてゐた。

「お隣りの受刑者はチャン〳〵と働いてゐるのに、何故自分ンとこの受刑者はかう言ふことを肯かぬのだらう。文句ばかり並べて少しも仕事をしない。こんな調子では自分ンとこの刑務所は成績の擧りやうがない。所長さんにも同僚にも實に申譯がない」といふわけなんですね。私も實に氣の毒に感じた。かういふことは、所長さんとしては或は豫想してなかつたことかもしれないが、受刑者を送る際によく〳〵考へねばならぬことであると私はその時しみ〴〵思つた。「こんなことでは、刑務所に歸ると所長に叱られるから、歸れもしない」といふから、私は「イヤ〳〵、そんなことはない、諸君が悪いのでは決してない。又所長が悪いといふわけでもあるまい。豫め打合せしておかなかつたのも手落ちであるが、何せ初めてのことであるからそれも已むを得まい。もし諸君が叱られるやうなことがあつたら、私からよく辯解して上げるから……」といふやうなことをいつて、いつも慰めてゐたものである。

しかし不服ばかりいつて、どうしても言ふことを肯かぬ受刑者は、もとの刑務所へかへすより外にない。仕事をしないといふばかりでなく、他の妨害になる。どうにもしやうがなくて、刑務所へかへしたものも四五十人はあらう。しかしそれは、割合からいふと、まア〳〵少い方である。私もそれにはずゐ分苦心もしたが、何とか宥めて出來るだけは仕事をさせるやうに仕向けてゐた。かうした仕事には、大がい二割位追ひ返すのが普通であるのだが、今度は千五百人の中四五十人位に止つてゐるのだから、成績はい い方と見なければなるまい。ところで妙なもので、職員としては、自分ンとこの受刑者を刑務所へ歸したくはないのですね。自分ンとこの刑務所の名譽に關するといふのです。それに受刑者そのものにも或程度の可愛さはあるのでせう。それでこそ持つて行くのであらう。所長としても一々身分帳と照して人間を決めるわけではあるまいし、多くは五十人も百人も一度に送つて寄越すのであるから、良い受刑者もある代りには、飛んでもないものもあるわけである。しかし私としてはかうした場合、所長がも少し愼重に考へてくれたらと思ふ場合も少くなかつた。尤も中には怪我病氣でかへすものもあつたから、不良でかへしたものは四五十人あるかなしかであつた。服裝や寢具などのことでは、全く意外の結果が持ち上つつたもので、今後の參考にしていゝことであると思ふ。所長がよく理解ある刑務所はさすがに行き屆いてゐる。しかしこの際、日頃の厄介ものを丁度いゝ機會だから網走へ送つてしまへといつた刑務所もないではなかつたらうと想像される。

○

一番困つたのは食べ物である。日否、日に三度々々のことで、千何百人のものに行き渡らせるのは容易のことではない。何せ野ツ原に掘立小屋をつくつて、そこに寢泊りしてゐるのである。酒屋へ三里、豆腐屋へ何里とかいふ診があるが、それどころではない。三幌町の豆腐商組合に交渉はしたが、町内へ供給するのが精一ぱいで、他所から來た千何百人もの受刑者までは手が屆かないといふ。だがやつと談判して同町から豆腐の供給を受けることにしたが一回で全部に行き渡らせることは出來ないので、二回に分けて食はせることにした。それはいいが、三幌町民こそいゝ迷惑でその後といふものは、町内では豆腐一丁手に入らないといふ仕末である。魚にしたつて同じことで、同じ魚を全部の受刑者に供給することは出來ないので勢ひ「御前達は鯖だよ」「お前達はいかにしろ」、「お前達はかれいしかない」といふことになる。

魚は網走に入港するのを待ち受け港で買つて人に頼んで送つて貰ふのであるが、いつもきまつて入手出來るとも決つてゐないし、又今いつたやうに、種類が不揃ひである。そんな點にも、多少の不公平は免れない。厄介なのは野菜である。魚は食はずにゐても野菜なしではゐられない。附近の農家で自家用に少しばかり作つてゐるものはあるが、こつちが千何百人からの人數では、何とも話のつけやうがない。あの邊の土地で出來るのは、小麥、燕麥、亞麻、雜穀といつたやうなものばかりである。そんなわけで野菜は勢ひ他から輸送して來なければならぬのであるが、生憎ガソリン統制でそれもうまく行かない。前に述べたやうに私は、手鹽川の工事の際には名寄支所に泊り込んで、二十三里先きの旭川から野菜を仕入れたのだが、自動車が不足で大きに苦しんだ。さうした苦い經驗もあるので、今度は豫め計畫して、工事の始めに網走刑務所で野菜をつくつて貰ふことにした。ガソリン統制で多少の不便は免れないとしても、今日では野菜に事缺くといふことはない。しかし工事始めの頃は、野菜問題が實に頭痛の種だつた。北海道の涯てゞの仕事であるから、内地では想像もしないやうなことで、實に人知れぬ苦勞をする。何せ、食ひものゝ問題はあらゆる問題の中の先決問題ですからね。前にいつたやうに、服裝や食事のことで何かと不平をいふものもあるが、しかし大體においてよく働いてくれる。千五百人近い受刑者を、軍隊式に三中隊に分けて勞働させてゐる。中隊の中には小隊があり分隊がある。中隊毎に棟を分け、バラック内で起臥してゐるといふわけである。宮城、東京を中心とするのが第一中隊、名古屋、大阪、廣島を中心とするのが第二中隊、札幌が第三中隊といつた工合である。看守長が中隊長、看守部長が小隊長、看守が分隊長といつた組織で統制はよく取れてゐる。だから不時點呼など、ものゝ五分間位で全部本部へ報告されるといつた迅速ぶりである。炊事場や浴場は中隊毎にある。つまり一中隊が一刑務所といつた觀をなしてゐる。看守長は四百五十人を收容する一刑務所の所長みたいなものである。私は今回一寸用事があつて上京して來たが、これから再び歸つて工事を監督するわけである。十月一ぱいには全部終了する豫定であるが、かうした工事も又氣分がかはつて面白いものである。

司法保護委員制度實施準備協議會

全日本司法保護事業聯盟主催で、八月二十二、三日の二日に亙り、刑務協會會議室に於て、司法保護委員制度實施準備協議會を開催した。森山保護課長開會の詞を述べ、續いて國歌齊唱の後、鹽野法相は左記記載の如き挨拶を述べ、吉益檢事長議長席につき、森山保護課長は協議事項に關する說明をなし、午前中を終り、午後協議を續行、翌二十三日は陸軍新聞班、阿部大尉の講演があり、午後再び協議會を開催して四時閉會した。

鹽野會長挨拶

本日司法保護委員制度實施準備協議會を開催するに當り、炎暑の折殊に御繁忙の中にも拘らず、全國各地方を代表して各位の御出席を得ましたことは、私の欣幸とするところであります。

今日吾國は未曾有の難局に當面し、國家はその總力を擧げて、時艱の克服打開に邁進して居るのであります。此の國家總力戰の下に於きましては、國民の全部がそれぞれの立場に於て、國家の大方針に協力しなければならないのでありまして、假にもこの非常時に際して、國民の中より犯罪者を出し、銃後の守に罅隙を生ぜしむる如きことがあつてはならないのであります。この意味に於きまして、現下時局に於ける防犯對策就中司法保護事業の任務は、まことに緊切なるものが存するのであります。

御承知の如く、全日本司法保護事業聯盟は、昨年五月の全日本司法保護事業大會の答申に依り、吾國司法保護事業の總意を反映して結成せられたものでありまして、其後全國に支部を設けて吾國司法保護事業の全面的向上の基礎をなし、司法保護事業の全部門に亙つて機構の充實强化を促進することに努めて參つたのでありますが、更に今般長期戰下に於ける當面緊急の必要に應じて保護の完璧を期し、併せて吾國司法保護事業の全面的法制化の基礎を築くため、茲に全國に司法保護委員制度を實施することに致したのであります。

此の司法保護委員の制定は、犯罪增加の傾向に對抗して保護機構を整備し、其の機構を充實せんがため、廣く社會各方面の好意と協力とを動員し組織せんとするものであります。本制度のもとに於ける司法保護委員は、家族主義の精神に則り、刑政の本義に基き、司法保護團體その他の機關に協力して、對象者の保護指導に從ふものであります。

惟ひまするに、保護の機構を擴充し、司法保護團體の活動を、補充或は助成する意味に於て、司法保護委員を置くことは、敢て本聯盟の司法保護委員制度に始まるものではありませぬ。從來各府縣聯合保護會等の下に、保護委員の制度を設けてゐるものがあることは、各位御承知の通りであります。蓋し、保護の要諦は畢竟、對象者をして完全に社會に復歸せしむることに存するのでありますが、これを成就せんがためには、結局關係各方面の理解と協力とが肝要だからであります。司法保護委員制度は、正に斯の如き一般社會の司法保護事業に對する理解と協力との組織形態であり、司法保護事業の社會化の具體的形式であります。

又飜つて惟ひまするに、吾國は肇國以來、萬民一家、同胞一如の傳統を以て國風となして居るのでありまして、同胞相携へて忠良なる國民の道を踐み、邦家のために獻身することは、吾が國民精神の本質に屬するのであります。從つて司法保護の精神は國民精神の本質に屬するものと申さなければなりませぬが、茲に多數の社會人をして、正に斯の如き國民精神の本質を、具現し發揚せしむるところの制度が、卽ち司法保護委員制度であります。今日の如く、國民精神の昂揚せる時代に於きまして、此の同胞相扶の精神を高調して司法保護の機構を伸張し、これによつて銃後の治安を確保し、國力の增强に資することは、銃後國民の國民的義務であると信ずるのであります。斯の如き曠古の機會に、斯の如き意義を有する司法保護委員の制度を實施し得るに到りましたことは、既に社會の有識者の間に、司法保護事業に對する深き理解と協力の意識とが、醸成されてゐることに基くのであります。此の社會の理解と協働意識とは、主として過去數十年間に於ける民間保護事業家の獻身的努力の結晶でありまして、私共は茲に民間保護事業家各位の功績に對して深厚なる感謝を捧ぐるものであります。而してこれに感謝すると共に、この民間保護事業家の勞苦の賜たる社會の理解と好意とを、吾國司法保護事業の貴重なる財産として、增殖し活用して行くことは、全國司法保護事業家の總意により結成せられたる全日本司法保護事業聯盟の責務であると信ずるのであります。乃ち茲に、司法保護委員制度を、全國に實施することによつて、吾國司法保護事業の劃期的躍進に資せんとする所以であります。

本制度は、來る九月十三日、卽ち現下の長期建設線の下に於ける意義深き司法保護記念日を期してこれを實施し、來る昭和十四年一月一日よりその具體的活動を開始せんとするものであります。本制度の運動に就きましては、在來の保護團體の豐富なる經驗と聰明なる叡智とに教へらるべきところ多く、特に府縣聯合保護會當局各位の盡力に俟つ所が甚大であ

ります。各位は本制度の意義に深く思を致され、本聯盟の意のあるところを汲んで、全幅の支持協力を致されたいのであります。これを以て御挨拶と致します。

司法保護委員制度實施準備協議會宣言決議

現下未曾有の時局に鑑み、國を擧げて和親協力を致すの秋に際り、漸く激増せんとする犯罪の防遏に努め、以て國策に沿ひ、銃後の護りを確保するは、吾等司法保護事業に從事するものの責務なりと痛感す。

全日本司法保護事業聯盟思を玆に致し、これが目的達成のため、吾國特有の家族主義の精神に則り、刑政の本義に基き、近く司法保護委員制度を實施せんとせらるゝは頗る時宜に適合し、司法保護事業の一大進展と謂ふべきなり。

全國より列席せる同制度實施準備協議會全員一致滿腔の敬意を表し、絶大の贊同を以てこれを支持し、誓つてその運用に協力せんことを期す。

右決議宣言す。

司法保護記念式

——司法保護委員制度實施——

九月十三日、右協議會に次いで全日本保護事業聯盟主催の下に、大々的に銃後後援強化のため、司法保護記念式を擧行した。

當日は午前八時、一同明治神宮參拜、次いで靖國神社に集合參拜を了し、午前十一時三十分式場刑務協會大講堂に參集、式次に入つた。(一)開會の辭、森山保護課長、(二)宮城遙拜、(三)國歌齊唱、(四)戰歿將士の英靈に對し一分間默禱、(五)鹽野聯盟會長の挨拶、(六)池田大審院長の發聲で萬歳三唱、

(七)森山保護課長の閉會の辭で當日の日程を盛大裡に終了し後法曹會館に於て陣中辨當に舌鼓を打つて散會した。因に來賓の主なる人々を擧ぐれば池田大審院長、泉二檢事總長、岩村司法次官、木村東京控訴院長、吉益同檢事長、島東京地方刑事裁判所長、中野檢事正、光行司法保護事業聯盟顧問、市原東京保護觀察所長、石井少年審判所長等であつた。

かくて斯界多年の希望たりし司法保護委員制度を全國一齊に實施し、長期戰下に於ける犯罪遽増の傾向に對し、一つの力強い楔を打つことになつた。委員は名譽職で無報酬とし保護事業に理解のある人を選ぶのだが、例へば魚屋さん、會社の社長、町の顔役、世話好の人は無言の裡に保護事業に協力することになる。(一)擔任區域に居住する刑餘者の生活狀態、思想動向等を調査する(二)平生本人と接觸して生活の安定をはかり、思想の善導に努力せしめる(三)それらの家庭の保護善導に適切なる處置をとらせる。以上の趣旨で出來るだけ世間から前科者として忌み嫌はれる人々に親しく善導の實を擧げしめやうといふので、選ばれた之等街頭の戰士の献身的努力によつてこそ再犯撲滅の光輝ある成果が期せられるといふのだ。

鹽野聯盟會長挨拶

本日、司法保護記念日の式典を擧行するに際り、殘暑烈しき折柄、殊に御繁忙の處にも拘はらず、各位の御參列を得ましたことは私の欣幸とするところであります。

曩に支那事變一週年に當り、畏くも優渥なる勅語を賜り、果敢力闘赫々たる戰果を擧げつゝある將兵の武勳と、協心戮力銃後の備へに完璧を期しつゝある國民不斷の努力を御嘉賞あらせられ、今次聖戰の使命と國民の進むべき大道を明示し給ひましたことは 聖慮宏大無邊、洵に恐懼感激に堪へない所であります。畏くも 皇室より常に御奬勵を拜賜して居りまする司法保護事業と致しましては、特に其の責務の益々重且大なることを痛感する次第であります。

爰つて、司法保護事業の實情に思を致しますれば、其の機構、施設は未だ甚だ不充分の域を脱しないのでありまして、現狀を以てしては、到底再犯遽増の傾向に對して、萬全を期し得ないのであります。況や現下國家總力戰の下に於ては、社會生活の各方面に於て急激なる變動を生じまする結果、諸種の犯罪は著しき増加を見るの虞が多分にあるばかりではなく、更に物資統制に伴ふ經濟犯罪の發生も亦免れ難い情勢に在るのでありまして、司法保護事業は量、質共に愈々重大性を加へて居るのであります。斯く觀じ來りますと、保護機構の擴充こそは正に刻下焦眉の急であると申さねばならないのであります。

全日本司法保護聯盟に於ては茲に鑑みる處ありまして、斯業擴充の一方策として本日より全國に司法保護委員の機構を整備することに致したのであります。御承知の如く、本聯盟は我國司法保護事業家の總意を反映して結成せられたものでありますが、曩に全國道府縣に於ける司法保護事業の代表者を招きまして、司法保護委員機構の實施準備に關する協議を致しました所、何れも本機構の實施に滿腔の贊意を表せられ、全員一致の支援と協力とを誓はれたのでありまして、茲に本機構は名實共に全日本に於ける司法保護事業家の協力の下に本日其の生誕を見るに至つたのであります。

申すまでもなく、司法保護委員制は司法保護委員を中核とするものであり、委員其の人に適當なる人を得、其の獻身的努力に依つて司法保護の强化充實を圖らんとするものでありますが、本機構の運用竝に發展に付きましては、關係各機關の支援協力に俟つ所、甚だ大なるものがあるのであります。特に檢察、裁判、行刑及び保護の各官廳の協力なくしては、本機構の運用は殆ど不可能に逼いのであります。更に又、司法保護事業に付き豐富なる經驗と卓越したる技能を有せらるゝ民間保護事業家の誘掖に依存する所が多いことは申すまでもありませぬ。幸に、是等司法保護委員各位の三者緊密なる聯絡に依りて、三位一體的活動が遂げられますならば、之を基礎として更に一般社會の理解と協力とを總動員することは蓋し至難ではないのでありまして、茲に司法保護の機能の充實强化は期せずして達成し得るものなることを確信するものであります。

因みに、司法保護機能の强化充實を徹底せしめんが爲めには、司法保護事業全般の法制化を必要と致すことは明白でありますが、時局の推移は深刻なるものがありますので、本聯盟としては取敢へず其の焦眉の急に應ぜんが爲め、本機構を實施するに至つた次第であります。關係者各位に於かれては、深く現下時局に於ける本機構實施の意義に思を致されて、克く之をして其の所期の目的を達成せしむる樣、支援協力を賜りたいのであります。

現下曩古の非常時局に際し、國家が司法保護事業に負託する所は洵に重大であります。本日聖戰の意義深き司法保護記念日に際し、關係者一同其の責務の重大なることを思ひ、益々自重して保護の伸展を圖り、以て國恩の萬一に酬ひ奉らんことを期し度いのであります。

一言所懷を述べて挨拶と致します。

殉國の英靈



岩國少年刑務所看守部長
陸軍歩兵伍長

故 沖永省一氏

故人は昭和八年一月十一日當所看守に任ぜられ、資性溫厚職務に忠實にして、收容者に對する指導宜しきを得、恪勤精勵上下の信望厚く將來を期待せられてゐた。氏の略歷を記すれば、昭和四年一月山口歩兵第四十二聯隊に入營、同年十二月歩兵上等兵に任ぜられ、同日精勤章を附與せられて除隊、同十二年八月充員召集を命ぜられて勇躍出征、爾來支那大陸各地に於て奮闘中、同十三年四月〇〇日山東省〇〇縣〇〇附近に於て遂に壯烈なる戰死を遂げらる。同日附を以て復職、看守部長を命ぜられる。



宇都宮刑務所看守部長
陸軍歩兵伍長

故 上田渡氏

本年五月〇〇日〇〇〇渡河戰に於て、壯烈無比なる戰死を遂げられた。故人は宇都宮市西原町二千四百三十番地に生れ昭和八年九月宇都宮刑務所看守に任ぜられ、享年三十一歳。性溫厚沈着精勵恪勤の譽れ高く同僚より痛く惜まれてゐる。同氏は曩に昭和四年一月、歩兵第五十九聯隊に入隊、昭和五年七月陸軍歩兵上等兵の階級にて歸休。除隊後昭和七年二月充員召集せられ、上海及北滿洲に出征し同年九月陸軍歩兵伍長に任ぜられ、赫々たる武勳をたてゝ凱旋。除隊後刑務官として奉職中〇年〇月〇日再度應召北支方面にて奮闘。戰死と共に看守部長に陞進せらる。



臺中刑務所看守
陸軍歩兵伍長

故 稻元國康氏

故人は鹿兒島縣姶良郡栗野町小學校高等科卒業後現役志願として臺灣歩兵第一聯隊第三大隊に入隊現役滿期後昭和九年四月三十日臺中刑務所看守を拜命性質快活にして職務に忠實前途春秋に富む青年刑務官として將來を嘱望せられ居たる處今次事變の擴大に伴ひ客年九月勇躍應召し〇〇部隊に屬し上海に上陸以來各地に轉戰殊に六月上旬揚子江遡江部隊としては常に第一線に奮闘、安徽省〇〇攻略後更に猛進、江西省〇〇附近の歩哨戰に於て壯烈なる名譽の戰死を遂げらる。殉致日附を以て看守部長に昇進せられた。享年二十七歳。

西大門教誨師
陸軍歩兵少尉

故 末森尚治氏

氏は富山縣西礪波郡立野村出身、昭和七年三月京都帝國大學文學部哲學科印度哲學卒業、同八年二月幹部候補生として歩兵第三十五聯隊に入隊、同十年三月任陸軍歩兵少尉、同年四月敘正八位、同十一年十一月西大門刑務所教務囑託を命ぜられ、翌年四月同教誨師に任ぜらる、同年十二月臨時召集に應じ勇躍〇〇聯隊へ入隊、同十三年七月山東省〇〇縣〇〇〇〇の戰闘に於て、挺身奮闘中左胸部貫通銃創を受け、名譽の戰死を遂げられた。享年三十二歳。



金澤刑務所看守部長
陸軍歩兵上等兵

故 中西友助氏

君は客年九月應召により勇躍征途に就く。爾來〇〇部隊の一員として各地に轉戰中本年五月江蘇省〇〇附近の戰闘に於て、城壁に依りて猛射する敵を衝いて、城壁前數米の處迄肉薄、遂に手榴彈の爲全身數ヶ所に負傷され、名譽の戰死を遂げられた。君人となり溫厚寡默にして職務に精勵、上下の信望篤く未來を嘱望されてゐた。因に同君は石川縣能美郡吉田村の出身、昭和二年十二月近衞第二聯隊入隊、同四年五月歸休除隊、同六年九月當刑務所看守を拜命、同八年九月福井刑務支所へ轉勤、同九年十二月當所へ再勤務、同十二年九月充員召集により歩兵〇〇聯隊入隊、同十三年五月戰死、同日附を以て歩兵上等兵に任ぜられ、看守部長を命ぜらる。享年三十二歳。夫人との間に、本年二月出生のいたけな女兒がある。



平壤刑務所看守部長
陸軍歩兵上等兵

故 柿内喜藏氏



君は大正十三年一月臺灣歩兵第二聯隊に入隊同年十一月歩兵一等兵に任ぜられて除隊、昭和二年十二月總督府看守拜命後、精勤恪勵の良吏として刑務所に奉職中、同十二年七月應召、同年〇月北支派遣〇〇部隊に屬して北支討伐の征途に立つ。爾來山西省の山陰の地に在つて熙戰苦闘、敗敵を追撃して同年十一月太原入城。その後も出没常なき匪賊の討平に寧日もなかつた。〇月〇〇日山西省〇〇縣〇〇〇南方高地の山岳戰に於て、頭部貫通銃創を受けられ、名譽の戰死を遂げらる。因に氏は鹿兒島市の出身享年三十六歳。

刑務所便り

森看守の殉職を悼む

岐阜刑務所



初夏の空薄曇りて風もなく、陰霽な六月廿二日の午後五時半頃、高山刑務支所居房勤務中の森喜代松看守は突如として襲ふ一收容者の爲に、金挺を以て頭部深かく毆打され無念の一語を殘して遂に立たず。洵に痛恨哀惜措く能はず。

當日森看守は裁判出廷の爲め平素より遲れて午後五時に前田看守と交代し、舍房を一巡したるに何等異狀を認めず。殊に加害者は數間離れたる元懲役場廊下に除雪用木材の皮剝作業をなし、默々として從事し居たるを以て、數分後に斯る凶事を惹起するとは、神ならぬ身の知る由もなく、擔當臺にて認書中の隙を窺ひ、右作業用金挺を以て力まかせに頭部を毆打し、一撃の下に卽死せしめ、更に交代に來れる前田看守に出双庖丁を擬し、脅迫したるも勇敢無比の前田看守は、決死の覺悟を以て數分間格闘の上、身に數箇所の負傷を受け乍らも、之を逮捕し逃走の目的を遂行し得ざらしめたるは不幸中の幸なりき。

森看守は資性溫厚にして然かも其の事に當るや熟慮斷行何物も恐れざる熱と意氣の持主にして、大正十一年九月岐阜監獄看守を拜命し、大正十二年一月高山刑務支所勤務を被命、爾來春風秋雨十有五年間、恰も一日の如く孜々として職務に勉勵し、同僚間の氣受も頗る良く、將來を嘱目され居たるに不測の災禍に遭遇し、職務の爲に殪れて再び立たず。思へば兒行數日前確定受刑者を護送の爲本所に來り、親しく君が英姿に接し未だ眼前に髣髴たるに今や其の人なし。

當時狀況の詳細を全國刑務所に報道したるに期せずして同情翕然と集まり、莫大の御香資御惠與に預り其の額數百圓に及ぶ。

遺族は妻女との間に十五歳を頭に三男一女あり、兒行翌日所長初め幹部數名同家を訪ひ親しく弔慰したるに、妻女は溢れ出づる涙を抑へて語る、刑務官吏の妻として豫てより斯くあることは覺悟の前にて、更に悔ゆる處なく、此の上は只管主人の菩提を弔ひ其の遺志を繼ぎ幼兒の養育に專念する旨答へ、健氣の覺悟の程見えて更に涙を新にす。

葬儀は六月廿五日午前十時より自宅に於て擧行せらる。此の日天も森看守の悲運を嘆くや細雨蕭々として降りしきる中に、官民多數參列し、各所より寄贈の花輪所狹き迄に埋れたる祭壇に、佛式により壯嚴に然かも嚴肅に行はれまだいたいけの幼兒の母に抱かれて燒香する姿を眺めては會葬者等しく眼をそむけ正視するを得ず。各所よりの弔辭弔電の披露を終り、靈柩いまだ降り止まぬ雨の中を靜々

と出づ。

因みに弔慰金其の他を合算すれば左の通り。

左記

合計金　參千百八拾七圓五拾錢也

內譯

金　六百四拾壹圓　全國各刑務所弔慰金

金　七百貳拾八圓　弔祭料

金　四百四拾四圓　刑務協會贈與金

金　壹千百七拾六圓　共濟組合殉職贈與金

金　七拾八圓五拾錢　同　脫退金

金　百貳拾圓　賞與

國民心身鍛錬運動

宮城刑務所

國民心身鍛錬運動期間中の八月十一日、當市公會堂廣場に於て銃後ラヂオ體操會が開催されるに付、之れが指導のため江木アナウンサーが來仙したるを好機とし、當所に於ては收容者並に職員に對し、實地指導を依賴せるところ、同氏は快く之を諾し、同日午前十時より當所遙拜所前運動場に於て、受刑者八百八十名、職員八十餘名集合し、ラヂオ體操會を開催せり。先づ體育に關する一場の講話ありたる後、實地指導に移りたるが、同氏の熱誠にして懇切なる指導は、よく一同をして體育の如何なるものなるかを理解體得せしむるを得て、本運動精神の趣旨を徹底せしめたり。當日は恰も酷夏の季なりしも、少しく曇りて照り付けず、絶好の運動日和にて午前十一時三十切終了せるが、心身鍛錬教化上多大の效果を收め意義深き催しなりき。



橿原神宮建國奉仕作業

奈良刑務所

建國の聖地、橿原神宮外苑擴張工事は、紀元二千六百年を目指し今春以來淨域整備に着手せらるゝや、聖業操作の熱汗を振りしぼる建國奉仕隊は、集團勤行の時潮に乘つて、日增しにその參加記錄を高め、實に十七萬を突破し、盛り上げられた土は四萬八千立方米と云ふ尨大なる數字に上つた。

聖地間近く職を奉ずる奈良刑務所職員に於てもいよ〳〵今日こそ勤勞報國の作業にと、和田所長以下職員五十八名は先づ第一回の奉仕隊として、午前五時三十分刑務所門前に集合、何れも地下足袋に脚絆がけの勞働姿も凛々しく、國旗奉當を携へて、建國奉仕隊旗を先頭に隊伍堂

堂驟雨を衝いて一路橿原神宮へと向つた。

此日は朝來の惡天候なるに拘らず、大阪府廳の勤勞奉仕隊三百六十名を初め、全國各地より集る男女は四十七團體、七千名の多數に上りさしもの廣き神苑も埋め盡さんばかりの壯觀さにて上　皇祖の御聖德と、下蒼生の赤誠に全く感激の外はなかつた。やがて各隊毎に神宮に參拜し、神の教への神鍬を受け、工員行進颯爽と淨雨に淸められたる作業道場へと練り込んだ。



ついで統監三島奈良縣知事が捧讀する橿原奠都の大詔を拜戴し、一同信條を反復したる後戰鬪開始のラッパの號音に七千の隊員は一齊に作業に就き、東西五町南北十五町に亙る大宮地に、赤心の精根を打續けなのである。

さて我等の持場は泥溝の切開きにて最も難工事であつた。降りては止み止みては又降る雨と汗に全身ビショ濡れとなり、泥濘膝を沒する中に立ち所長先づ第一に所員督勵の鍬を下すや、全員夫れ夫れ呼應して或は土を掘り上ぐる者、足を運らしながらモッコにて遠くへ持運ぶ者何れも泥人形となり唯默々として工事を急ぐその眞劍さは俄仕立の土工とは思はれぬ働振りであつた。

かくして前後約六時間に亙る此クリーク作業こそ眞に前線皇軍の勞苦を偲ぶ一端ともなり心身の鍛錬に得た偉大なる收穫をそれ〴〵喜び合ひながら、記錄的大奉仕滯りなく終り午後三時十分萬歲三唱裡に解散歸路についた。

體位向上會便り

網走刑務所

〃銃後の護りは健康から〃と本年の運動會は徹頭徹尾、非常時局を反映させて、その名も體位向上會と名打つて、九月四日擧行された。

所長更迭の發令早々ではあつたが、職員と收容者の精神的握手を常々主張せらるゝ松岡舊所長の方針に基き職員收容者合同の競技である。この日、曇り勝の天候なるも却つて白熱化する各種競技の爲めには絶好のコンデション。午前十時職員、一、二級收容者一齊に遙拜所前に整列、嚴肅な遙拜式後更に皇軍武運長久祈願の默禱を加へ昨年の團體競技優勝軍たる職員組の戒護軍より優勝旗の夫々返還あり、次の如き參加收容者代表の宣誓を以

で、愈々競技に移つた。

宣誓

本日岡ラズモ我等一二級者ノ爲ニ體位ノ向上會ヲ御催シ下サイマシテ誠ニ欣ビト感謝ノ意ヲ表スルノ情ニ堪ヘマセン現下非常時局ニ在ル我等ハ齊シク斯ノ御上ノ御精神ノ存スル所ヲ克ク體シ何時如何ナル事ニモ躊躇ナク其レニ處シ得ル心身ノ鍛錬ニ努メテ今日此ノ會ヲ最モ盛大ニ最モ眞劍ニ行フ決心デアルコトヲ茲ニ御誓ヒ致シマス

收容者團體の組合せを農園軍、聯合軍、北部工場軍、越歳（泊込）軍、支所　二見ヶ岡）軍の五に分ち、「玉送り」「キツク・ボール」「バスケツト・ボール」「リレー」の四競技に於て、支所軍十四點、聯合軍十三點、越歳軍十二點、農園軍十一點、工場軍九點と終始大接戰を演じ、僅かに勝ち抜いた支所軍が遂に優勝の榮を擔つた。而も支所軍にあつては玉送りの如き一番ビリであつたのを猛烈な應援と眞劍な名譽挽回の意氣によつて、モリ〳〵と得點を加へ最後の榮光を獲得したのは本會の花と言ふべきである。最後に、大會の呼び物「相撲」大取組あり、飛入五人抜など、すべては無邪氣な童心に立ちかへり、明朗色で會場がぬりつぶされた感があつた。

收容者の競技の合間々々に職員の競技がある。職員は戒護軍、庶務教務軍、作業醫務軍、支所軍の四團體に分れ、「キツク・ボール」「繩飛び」「玉送り」「バスケツト」の四種目に於て結局十一點、九點、六點、十四點の得點にて、これ亦、支所軍に斷然優勝を譲つてしまつた。如斯く支所が職員收容者共に優勝した事は、當日の應援統制振りは勿論、平素、よく纏つて相互融和の出來てゐる事に起因する。

會場にはマイクを据付け、教誨師のアナウンスで以て呼出し、プログラム、勝負の結果を一々告知、なか〳〵の傑作もあつた。年齢順にメンバーを組む幹部の帶劍組非帶劍組の紅白リレーは追ひつ追はれつのシーソーゲーム、觀衆にヤンヤヤンヤと拍手の汗を握らせて、遂に勝負なし同時ゴール・インの白熱振りをアナウンスするや、思はず、ドッと歡聲が湧き上つた。

かくて競技終るや再び遙拜所前に集合、優勝所長カップ、優勝旗が夫々支所軍の職員收容者に授與され、最後に愛國行進曲を合唱、本大會を閉ぢた。

役所の燕麥刈に
職員家族の總動員
二見ヶ岡支所

二見ヶ岡刑務支所々屬の農園は廣漠として百卅餘町歩に擴がり、丹精に耕され育まれた雜穀野菜は常に好收穫を見せてゐる。特に燕麥は本年にあつては七月末より實熟し始めた。然るに今年は受刑者の大部分が〇〇工事に出役したので僅少な殘留組を以てはそれが刈込を完了するに容易でない。そこで支所長は八月一日農園擔當看守を湖畔寮に集め、之が刈込計畫を協議し、八月二日より九月十日までに二十餘名の收容者を督勵し、之を完了する見込を立て刈込に着手したのであつた。然るに都合の惡い事はよく重なるもので、其の後の天候は連日一粒の雨も降らず、燕麥畑は次々と實りを早め、如何に收容者を督勵するも到底、無事刈込が終るとも考へられない。こんなに熟して來た折、萬一、一雨でも降れば可惜實の大半は地上に空しく落ちてしまふであらう。吉田支所長の惱は實にこゝにあつたのである。それを傍らに見てゐた職員が、如何して安閑として居られやうか。期せずして一同は意氣投合し、支所長を援助し一粒の燕麥も無駄にせじと、繁瑣な事務は朝夕一時間の早出と居殘をして整理する事とし、午前九時から正午までの一ときを割き、燕麥刈込作業を願出で、茲に支所長教誨師を陣頭に宿明看守事務職員が一體となつて、地下足袋、ゲートル、麥藁帽の姿もりゝしく土煙を上げて燕麥畑に躍り込んだ。

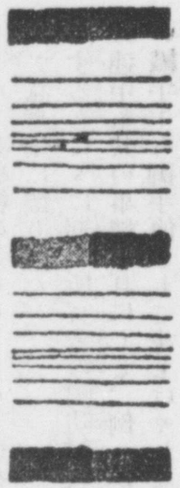
するとこゝに刑務所官舍の國防婦人會の連中も其の事情を耳にして、例へか弱い繊手乍ら御手傳ひして少しはやれない事もあるまい、子供を學校へ出した餘暇なりとさせて下さいと願ひ出たのである。支所長もこの美はしい心根に喜び、一部の刈込を之に托する事となつた。この一隊は朝の七時から五時間の奉仕を續けた。かくて廿三日より一週間に渡る事務職員、官舍婦人連の誠心に燃ゆる奉仕作業により八十餘町歩の燕麥は次から次と刈取られて行く。



偶々八月廿六日札幌控訴院檢事長瀧川秀雄閣下網走地方御巡回の折に當り松岡網走刑務所長は、この燕麥刈込作業を視察に案内せられた。燒ける樣な土埃を浴び乍ら畑を見廻れた檢事長は、「僕も一鎌入れて見よう」と、この美しい奉仕作業の情景にいたく感激された。檢事長を迎へた收容者の感激は又一入深いものがあつた。又彼等はさきに、事務職員、官舍婦人連のこの誠心に燃ゆる奉仕作業を聞き、自分達の努力の不足を自覺し、平素は日に六町歩位の科程の所をその二倍に近い勉勵振を見て、遂にさしもの耕野も一粒の無駄を出す事なく、豫定より十日間早く廿八日立派に刈終る事が出來た。

昨夜から風も强く雨も降り出した。今、收容者も官舍婦人連も、最う三日遲れたら大變だつたのに、まあ好かつたと刈取つた畑を眺め乍ら心から喜んでゐる事である。收容者の敎化は刑務所の生命である。この非常時に際し一粒の麥とて無駄に出來ないといふ實際の敎訓を職員家族の協力實踐から受刑者に敎へた效果は大きい。

（九月一日記）



讀者の頁

隨筆　惡水受難

梅村春汀

水だ。水だ。水が欲しい。生でグーと咽喉を通せる眞水が欲しい。冷たい奴が、一滴でもいゝから飲み度い。夢にさへ水、寢言にさへ水をうなる位。實に水に苦しめられたのが今度の出征中だつた。大陸に水の乏しいと云ふことは出征前から聞いてゐた。が事實これ程水に苦しめられやうとは思はなかつた。Tと云ふ部隊長が從軍記者に、戰陣の苦難を語つた時、『何にも苦しいことはない。唯水の雜詰が欲しい』と語つたとか。まつたく水さへあればなあと、長大息する時が幾度あるか知れぬ。

虬江碼頭。上陸第一歩。既に飯を炊く水一滴無い。神戸から船積して來たタンク臭い濁り水を、然も水番の歩哨にドヤシつけられながら（一滴でもこぼそうものなら銃劍を突きつけてどなられる……）三四合分配して貰つて洗米もせず飯を炊く。水筒に一杯の水を藥でも呑むやうに劉家行に行軍の朝。呑み干して空になつた水筒をブラ下げて、途中サトウキビを嚙つて僅かに渇を醫した苦しさ。井戸を探すが、支那の井戸は淺くて水量が乏しい。濁水だ。臭くてたまらない。が見えてドロ〳〵にが溜る、プーンと泥の臭ひのやうな奴を汲み揚げる。飯を炊けば醬油飯のやうに黄茶色、湯に沸せばお茶そのまゝ。湯呑についでしばらく澱ませると、底へ泥が溜つた。今度の出征中だつた。大陸に水の乏しいと云ふことは出征前から聞いてゐた。が事實これ程水に苦しめられやうとは思はなかつた。Tと云ふ部隊長が從軍記者に、戰陣の苦難を語つた時、『何にも苦しいことはない。唯水の雜詰が欲しい』と語つたとか。まつたく水さへあればなあと、長大息する時が幾度あるか知れぬ。

虬江碼頭。上陸第一歩。既に飯を炊く水一滴無い。神戸から船積して來たタンク臭い濁り水を、然も水番の歩哨にドヤシつけられながら（一滴でもこぼそうものなら銃劍を突きつけてどなられる……）三四合分配して貰つて洗米もせず飯を炊く。水筒に一杯の水を藥でも呑むやうに劉家行に行軍の朝。呑み干して空になつた水筒をブラ下げて、途中サトウキビを嚙つて僅かに渇を醫した苦しさ。井戸を探すが、支那の井戸は淺くて水量が乏しい。濁水だ。臭くてたまらない。が見えてドロ〳〵に、まるでドブの溜り水のやうな奴を汲み揚げる。飯を炊けば醬油飯のやうに黄茶色、湯に沸せばお茶そのまゝ。湯呑についでしばらく澱ませると、底へ泥が溜る、プーンと泥の臭ひがする。まるつきり呑めたものでない。が渇の苦しさ、ガブ〳〵やる。直ぐ下痢だ。こうした井戸水受難が約一ヶ月。其の井戸水も宿營地の附近にあるとは限らず。數町、時とすると半里近くも遠方迄水汲みに出掛ける苦しさ。が其の井戸も××駐宿の時からは全く使用を諦らめた。諦らめるも諦らめないもない。其の頃からの駐宿地にはもう井戸の設備が殆んど無いやうになつたのだ。

井戸が無い？　なら支那人は何を呑んで生活して居た？　クリークの水だ。クリーク即ち溜池だ。畑や田や人家の周圍に無數に點在する池、溝川だ。とう〳〵これを使はねばならぬ事になつた。ところが、このクリークたるや實に汚い、本來が溜り水だ。惡く云へば惡水排水池とも云へる。然も戰爭中敵はこのクリークを陣地に應用する。汚物を投げ込む。丁度其頃の霖雨で汚濁水がドン〳〵流れ込む。と云つた惡條件でやり切れたものでない。然も時とすると敵の馬屍や人屍がブカ〳〵と半ば腐敗して浮んでゐる、と云つた調子、呑まれたものではないが

使はずには居られない。仕方無く其の比較的綺麗な奴を探し出しては使ふ。多くは藻が浮いてゐる、眞孤が生えてゐる。これをソーと取り除けて水を汲む、始めは氣味の惡い思ひでビク〳〵したクリークの水もいつか平氣で使へるやうになつた。が駐屯中は日中、クリークを吟味して使へるが、行軍中など夜が更けて宿營地に着いた時など、星明りや、携帶燈の灯りでクリークを探す、飯を炊く。翌朝、明るくなつて昨夜使つたクリークを見るとオヤ〳〵まるでドブだ。然も手足の先の方が腐つて行衞不明になつたやうな屍體が、二つも三つも浮いてゐるではないか、急に胸が惡くなつて嘔吐を催すと云ふやうな事もあつた。それも仕舞には馴れ切つて敵屍位は平氣、それを竹や木の棒でツイと向ふへ押して置いて水を汲むといふやうな醫當をやるやうになつた。時には油が浮いてギラ〳〵と光る水を汲んだ。馬でさへ顔をしかめて横を向くやうな水で飯を炊いた。……が時とすると水の汚なさがどうにも神經を刺戟して、急に清水が矢も楯もなく戀しくなつて來ることがある。そんな時の辛さ。水の夢を見るのはこんな時だ。『凱旋したら何を置いても、先づ綺麗な生水を一杯グッとやり度い』『水だ、水だ、金もいらぬ、女も要らぬ、飯も要らぬ、水が欲しい』とよく戰友と相顧みて苦笑したものだ。

苦しんだ。泣いた。がよくしたもので、今では全くこの惡水にも馴れて、最初のうちよくやつた下痢も滅多にはやらなくなつた。

——一三、八、二四　〇〇にて——

ジョン・ハワード傳を讀んで

栃木　廣田　豐

行刑に携はる私共が日頃尊敬措く能はざりし監獄改良の先驅者ジョン・ハワードに就いて一通り詳しいことを知り得たいと思ふてゐた矢先、今回刑務協會横濱支部の手でビローズ氏述のジョン・ハワード傳を刊行され而かも大衆版にて安價に配布されたことは大いに喜ぶべきことであります。

最初一寸見たところ歐語よりの直譯文が處々にあり、私共淺學の者には聊か讀み難い觀がありましたが、頁を繰るに從ひ小刊行物とは思へぬ内容の豐富を感じ、ビローズ氏の言句がハワードの性格そのものゝ如く何等華飾なくハワードその人に接するかの如くその人格を髣髴せしめて居ります。

私共殊に感じたことはハワードが學究の人でなく行動の人であり、もともと彼にして行刑の基礎的智識なく勿論學者肌の人でなかつたことに一異彩あるものと思ひました。若しそれが彼にして學者肌で行動の人でなかつたならば彼の業蹟は學究者にのみ多く傳へられて凡ゆる階級の人に呼び掛けることが出來ずして百年後の今日偉業として實務の上に價値づけられなかつたでありませう。而してそれ

まで何人も手を付けなかつた此の大事業を彼が成し遂げたことは第一彼の正義觀が如何に強固なりしといふことに基因し、彼にして多分に有する慈悲心そのものより正義觀が斯く爲さしめたといふことは本書中の全般から見て私共に窺へるのであります。

而して私共は日常殊に模範と致度いことは彼が目的物に對して長い加減な見方を爲さなかつたことであります。常に一つ物を見るにしても其の物を正しい遠近法を以て見、且つ又多面から種々の方向から見究めたことであります。斯くあつて築かれたる正義觀なればこそ他の何物にも冒されない、自己の信ずることに何の援助などかなくとも勇往邁進し得たといふ不屈の精神を學ばねばならないと思ひます。尤も茲には宗教上の力も大いに與つて力あつたことでありますが、一面彼は普通の信仰家でなく眞に歸依の人であつたので斯く使徒的行動が採れたものと思ひます。

此の書籍中面目躍如たるところは是れを述べたるビローズ氏が眞にハワードを理解したる人であつて傳記にあり勝ちな傳記の主人公を賞めちぎることにのみ汲汲たることなく、能くハワードの缺陷をも指摘し虚飾のないことで、是れでこそ眞の性格と業蹟に打ち込んだ精神が良く窺はれるのであります。

最後に私は彼を聖ジョン・ハワードと呼び度き心で彼の偉大なる業蹟に對し讃美と感謝を贈ると共に、此の芽生えたる刑政文庫が何時も私共の伴侶たるべく第二第三と續々刊行されんことを望んで止まない次第であります。

（昭和一三、九、九）

收容者の應召に就て

大分　江上千域

聖戰茲に一年、回顧すれば昨昭和十二年七月七日、北京郊外蘆溝橋畔に支那事變勃發するや、我が勇猛果敢な皇軍は、嵐の如き萬歳と歡呼の聲に送られて勇躍暴支膺懲の征途に就いたのであるが、此の中には我刑務官よりも幾多名譽ある應召者を見るに至つたのでありまして、諸氏は今や遠く漢口攻略戰に、或は山西掃蕩戰に參加し、朝に一城を拔き夕べに堅壘を陷れ、草に臥し露に寢て、砲煙彈雨の下克く敵を仆し、奮戰幾度か克苦よく皇軍の眞面目を發揮し、武勳赫々として、吾人の等しく感謝と感激とに堪へない處でありますが、飜つて收容者の應召に就て一考する時、彼等は刑事被告人・被疑者であり受刑者であるが爲め、僅か一片の在所證明其の他の方法によつて、名譽ある召集に應召せしむる事の出來なかつた事を、國家の爲め遺憾至極と考ふるものであります。固より前者は訴訟遂行保全の爲め、後者は裁判確定後其の刑の執行を爲すべき必要上、國家公力の支配下に在るものであつて、之が應召に就ては、現行制度上受刑者に對しては、唯一の方法として假釋放に依らしむべく、

亦刑事被告人・被疑者に對しては、起訴猶豫、執行猶豫處分の存すべきは言を俟たないのであります。

從つて當局に於ては、事變勃發と同時に受刑者に對しては假釋放を、刑事被告人・被疑者に對しては前二種の猶豫處分を適用し、萬全を期する處があつたのでありまして、屢々新聞紙の報ずる處でありますが、其の數僅少にして且つ受刑者の大半を占むる再犯者に對して、之が適用を見ることが出來なかつたのであり、吾人刑務官をして暗然たらしめたのであります。

然るに彼等も亦、皇軍の一員として一死以つて克く忠君報國の誠を盡し、武功拔群、其の功績は今次聖戰上に燦々として輝き、世人をして驚嘆せしめたのでありまして、收容者の應召の效果的にして且つ妥當な方法である事は、今次事變の示唆する處であり、事實の證明充分であると信ずるものであります。

惟ふに行刑は惡を矯め、善に導かんとする高邁な理想と使命とをもつものであつて、今や行刑の全機能は擧げて之が目的達成に集中せられつゝある事は、何人と雖も容易に肯定する事が出來るのであります。

即ち現下の如き國家非常の場合に直面し、徒らに曩套を墨守し躊躇逡巡する事なく、百尺竿頭一步を進めて、收容者に對しても此の名譽ある召集に應召せしむる事は、最も時宜に適した處置であると言はざるを得ないのであります。

故に吾人をして忌憚なく言はしむれば、收容者に對しても國家非常の場合に限り、應召はもとより聖戰參加の責務を負擔せしむべき立法を制定し、國家非常に備ふることは刻下の急務であり、國民精神總動員の主旨にも即應するものでありまして、斯の如き立法化こそ、彼等收容者をして忠勇義烈の士たらしむると共に、忠君愛國の念を益々旺盛ならしむるものであり、換言すれば彼等の良民化ともなるのであります。

美績（改過遷善）は遺憾なく達成せらるるのであります。最近收容者にして應召中の者の凱旋後に於ける處置を如何にすべきや深考を要する次第であります。

告知

左記諸氏は今回滿洲國日本留學生として遙々、吾が國へ御勉強に來朝され、當協會へ御挨拶に來られました、御身體を丈夫に、斯學研鑽の實を擧げられ、多忙なる故國刑務界に貢獻されんことを祈つて止まない次第であります。

左記

吉林監獄	保健技佐	黃永濤	
新京監獄	看守長	曹富田	
西安監獄	看守長兼譯官	任廷生	
安東監獄	看守長	張成蘭	
安東監獄	看守長	何作梅	
哈爾賓監獄	看守長	焦樹人	
新京監獄	看守長	周久青	
奉天監獄	看守長	朱慶生	
延吉監獄	看守長	郭寶琳	
錦州監獄	看守長	張鴻鐸	
遼陽監獄	看守長	劉文擧	
遼陽監獄	看守長	吳荊璞	
呼蘭監獄	看守長	孫明泉	

現住所　東京市中野區新井町
豐多摩刑務所寄宿舍



切抜帖より

聖恩宏大
特別復權一萬五千名

去る二月十一日　憲法發布五十週年記念日に、渙發された恩赦勅令に基く、特別復權の上奏に關する準備手續は、七月廿日を以て、各地檢事正から司法大臣に對する稟議書を締切つたが、司法省では聖旨を奉戴して萬遺漏なきを期するため、書類調査に格別深甚なる注意を拂つてゐたので、八月末日上奏書類全部の內閣送付を完了した。而して特別復權の上奏人員は、當初の豫想よりも遙に多數に上り、約一萬五千名に達するので、當局は聖恩の宏大無邊なるに感泣してゐる。尙ほ右の聖恩に浴する人々に、特別復權狀を交付し終るのは十月末頃となる。

囹圄の應召
——裁判長が涙の判決——

又も東京刑事地方裁判所の法廷から一被告が應召した。しかもこれは係裁判長出張中の爲、特に別の部の裁判長がスピード審理で、卽日判決應召せしめたもので、機宜の裁判として洪曹會の話題となつてゐる。

被告は前科が一犯あり、その後文書僞造行使詐欺並に竊盜嫌疑で、東京區裁判所絲川判事から懲役一年を言渡され、控訴して刑事地方裁判所第六部西久保裁判長係りで審理と決したが、西久保判事は滿支視察に出張中そこへ軍務公用の通知が越後の實家へ屆いたのであつた。

〝弟がお國のために役立つ時が來たのだ〟と被告の實兄は早速上京、やつと捜し當てたのが東京拘置所の中、囹圄の弟だ。しかし事情を聞いた拘置所では、早速裁判所に報告、裁判所側もこの兄の赤誠に、係第六部裁判長不在のため特に事件を第八部に移し、藤山裁判長審理の結果、同日午後四時懲役一年二年間執行猶豫の寬大な判決を下したのであつた。

雀躍した被告は勿論、檢事もその場で上訴權を放棄、こゝに執行猶豫確定して同夜出所、涙で喜ぶ實兄に附添はれ〝一念報國〟を誓ひ原隊地へ向つた。

戰友の靈前に
前線より盆燈籠

陣中美談——福岡刑務所看守として奉職中、先に出征した福岡縣三池郡高田村江浦出身柔道二段平川進上等兵は目下第一線の各地を轉戰、赫々たる武勳を樹てゝゐるが、豫て同情慈愛の念に强い同上等兵は、陣中にて同刑務所の同僚たる當時小堺部隊所屬の、糸島郡怡土村出身曲淵准尉、同筑紫郡岩戸村出身柴田伍長等の戰死を聞くや、心から兩勇士の戰死を惜み、本年の初盆會に當りては、兵馬倥傯の中より給料の一部を以て、燈籠寄贈方を同僚野坂看守部長宛依頼して來た。

で、同部長も感激、直に各一對の瀟洒な燈籠を購入した上、兩故人の靈前に捧げてその冥福を祈つた。

シナリオ〝鐵窓の應召譜〟
——長谷川檢事が書卸す

銃後、囹圄の人として全國七十餘刑務所には、なほ五萬餘の人々が收容されてゐるが、今回東京控訴院長谷川瀏檢事は、これ等の人々のために、銃後の感激を盛つたシナリオ「鐵窓の應召譜」を書き近く映畫化することゝなつた。

昨夏事變勃發するや、罪のため社會から隔離されてゐる人々と雖も、愛國の至情に燃へて、延長作業などによつて稼ぎ得た七萬餘圓を以て、陸海軍に飛行機を獻納、晝夜を分たぬその働きぶりは行刑當局も驚く程で司法部では更に新判例を下して、應召者に對する公訴を棄却したり、又在監者と雖も、刑期の三分の一を經過してゐる者に對しては、つとめて假出所を許して出征させるなど、何くれとなく取計ひ、鐵窓下も今や事變一色に塗りつぶされてゐる。これには日頃、法に依つて罪を糺彈する檢察當局も、流石に胸打たれて、その罪責を問疑するよりも、これ等獄中の人々の銃後奉仕に對する感激が先に立つて、こゝに一篇のシナリオとなつたものである。

長谷川檢事は語る。

はじめての試作です、世間に出すやうなものでもないですが、獄中の人々の作業に熱心で、銃後の心がけが非常に眞劍であるのに感激したあまり筆をつたのです。罪は罪としてよい所はまたほめてやるのが本當でせう。

第二豫備金支出

政府は東北地方その他に於ける裁判所及ぶ刑務所の、風雪並に强震による損害復舊費として、司法省所管に於て左の如く、第二豫備金を支出する。

釧路地方裁判所その他風雪害復舊費

（單位圓）　三五、二三七

內譯

青森刑務所其他　一六、一九四

水戸地方裁判所其他震災復舊費　七、〇〇七

栃木刑務支所其他同　一、五六二

七省の各機關を總動員
思想國防の體系成る

文部省國民精神文化研究所では、昨

年十一月から思想國防研究所を設けて關係諸官廳とも聯絡、思想國防の根本方策を考究してゐたが、この程左の如き尨大なる思想國防體系を立案した。

これによれば統整企畫部を首位に、研究教育部、檢察輔導部、對外宣布部の四部を置き、更に統整企畫部を統整、企畫の兩班に、研究教育部を研究、調査、教育、普及、の四班に、對外宣布部を研究調査、宣布、飜譯の三班に分け研究教育部は國體明徴の徹底、思想、文化、學問の理論的究明、思想國防上缺くべからざる資料の蒐集等を、檢察輔導部は、思想文化團體、社會運動一般の監察、監督、補導等を、對外宣布部は外國の思想、宗教、文化の制度政策の研究、日本の眞姿の對外的普及等の役割を受持ち、統整企畫部に於て、是等思想國防活動の實踐調査をはじめ、各部門の有機的聯絡統整をはかり、また企畫立案して思想對策完璧の陣を布き、現下の擧國一致體制を思想的にも不動のものたらしめやうとするもの。

この組織案に依れば、その中樞の統整企畫部を內閣情報部、企畫院等が受け持ち、他の各部はそれ〳〵擔當事項に應じて文部、陸、海軍、司法、內務、厚生、外務、精研等の諸官廳及び諸機關等が擔當、積極的に思想國防線に參加するもので、各官廳は來年度豫算に於て、それ〳〵思想國防費用を要求して此の組織を活動させる。なほ文部省ではこの思想國防體系を立案した國民精神文化研究所を、更に擴充すべく三十萬圓の豫算を十日の省議で決定した。

精研では右體系の研究教育部を擔當して先づ全國の村、工場に二名づゝの中堅人物を見出して、全國に二十萬の思想的支柱を打ち樹てることゝし、この支柱設置の活動にはこれまでの思想的支柱

海外異聞錄

◇「多産競爭」と世界的な反響

「産めよ殖やせよ」と懸賞付で多産を奬勵するカナダの「ストーク・ダービー」（多産競爭）待望の賞金はネーグル夫人、スミス夫人、クリン夫人、タイムレック夫人の四名に夫々七萬五千ドルづつ授與されることに決定した。この「ストーク・ダービイ」とは一九二七年逝去したカナダの富豪ミラー氏の遺志に基づき一九三八年まで十年間に亙り最も澤山の子供を産んだ婦人に授與するため遺産五十萬ドルを以て設定されたものであるが、果然カナダ並に米國の全夫人連を「ベビー・マラソン」に驅り立て、この數年間白熱的な多産競爭を展開したが、名譽の賞金を獲得したのが上記の四夫人で、孰れも十年間に九人の子供を産んだものだ。カナダ並に米國政府ではこの四夫人を更に表彰する模樣である。

ところで、この「ストーク・ダービー」といふ思ひつきが奇抜であつたのに加へて、人口の增殖に好影響を齎したことによつて世界各國に大きな反響を與へて、オーストリアではこのストーク・ダービー案が、ニユー・サウス・ウエルス州の州會議員によつて州會に上程された。提案者は社會黨議員のドド・バーク氏で、提案の理由は「オーストリアは最近人口の減少に惱みつゝあり、この對策としてはストーク・ダービーの如き最も恰好な妙案である」といふにある、その期間は五年乃至十年が適當であると演說した。この提案に對し一議員から「議員にもこの競爭に加はる權利を認むべきか否か」といふやうな彌次が飛び滿場の失笑を買つたが、兎に角一富豪の思ひつきが世界的な反響を喚び州會の議案にまで發展したことは注目に價する。

◇交通事故防止に案山子の警官

トロント市のマックドウガル氏は交通事故防止に關する權威者として知られてゐるが、多年研究の結果、今回案山子による交通事故防止案を考へ出し、これをオンタリオ州の道路局に提出した。この案は、木製等身大の實物さながらのオートバイ警官をつくり、これを通りのまはり角とか其他要處要處に頑張らせておくといふのである。マックドウガル氏は語る。「私の經驗に徵すると誰でも警官の見える所では自動車の運轉を愼むものである、私の考案になる案山子警官は、少しはなれた所では全く眞物の警官と見分けがつかぬから、勢ひ自動車を運轉する人には、案山子かも知れないと思つた時でも萬一を恐れて十分その運轉に氣をつけることゝならう。近づいて案山子とわかり畜生と思つた時は、既に事故發生の危險は豫防されてゐる。」

◇スリ養成の學校

最近カイロ警察の手入れで立派なスリ學校の存在が發覺し、センセイションを起してゐる。このスリ學校の建物は普通の小學校よりも遙かに立派なもので、校長はハッサン・アリ・エル・ザヤットといふ名代のスリで、手入れの際には黒板に數々のスリの手口を圖解しながら講義の眞つ最中だつた。か

うして生徒達は第一次、第二次の筆記試驗をパスすると愈々實際の指導を受ける段取りとなるのであるが、優等生には菓子が與へられる。ところでパリにも乞食學校があるといはれるが、噂に依るとそこでは專らちんばの眞似、たゞれ眼、さては癲癇の眞似だとか色色の詐欺行爲を教へ込んで、大量的に似而非乞食を製造してゐるといふ話である。

◇伊國て握手禁止、今後は擧手の挨拶

國民生活樣式の「規格統一」に邁進してゐるイタリーで今度は握手が禁止されて、イタリー人は今後握手の代りにファッショ式の擧手の挨拶を交さなければならないことゝなつた。生活の規格統一はこのほかあらゆる方面で實施されんとしつゝあり、最近國民文化省が發布した法令によると、野外オペラやコンサートに出演するコンダクターは、從來のイヴニング・ドレスの代りにファシストの制服を着用しなければならなくなり、同樣の規定は續いて映畫や演劇の方面にも適用されんとしてゐる。

◇朝寢の費用控除を申請

ハリウッドの名優連は職業柄朝寢坊揃ひだが「犯罪都市」「米國の暴露」等で性格俳優として有名なリー・トレイシイは、朝寢坊組の中でもその徹底してゐることで評判だ。ところがこのトレイシイ君稅務署から來た所得稅通知書を受けとるや、百六十一ドルの朝寢費用控除を申請したが、理由はトレイシイ君撮影所の小使さんに「用がなかつたら呼ばないでゆつくり朝寢をさして置いてくれ」と始終心付けをやることにしてゐるが、積り積つて百六十一ドルのこのチップ代は、夜の職業を完全に遂行する爲に持つものが職業を完全に遂行する爲に持つものが職業上缺く可からざる費用だと言ふのであるゝところが此の名案州稅務官吏の容るゝところとならず、控除はあつさり拒否されてしまつた。

◇ナチスの猶太人排擊益々熾烈

ナチスのユダヤ人排擊の鋒鋩は益々熾烈化して行くが、最近は藝術界にまで波及し、殊にユダヤ人の多い音樂界は少からず恐慌を呈してゐる。ところでユダヤ人音樂家排擊を更に徹底するためナチスでは最近「ユダヤ人及び非アリアン人種音樂家名鑑」といふ排擊すべき音樂家の名前を網羅した名簿を出版した。この名簿は最近アメリカに到着したがその中には米國の著名な音樂家も可成含まれてゐる。大物ではシカゴの作曲家ジョン・アルデン・カーペンター、ジャズで有名なポール・ホワイトマン、テノール歌手のローリツツ・メルヒオル等がその槍玉に上つてゐるが、ナチスから嫌はれた當のメルヒオル氏は「俺はデンマーク人でユダヤ人の血は一滴も混つてをらぬ、斷然名譽毀損の訴訟を起す」とばかりいきまいてゐる。

◇犬までスパイ視するソ聯の神經過敏

ソ聯の神經過敏振りが最近益々昂じてゐる折柄、國境を越境してソ聯領内に入國した二匹の犬が、スパイ嫌疑の廉でゲ・ペ・ウに射殺されたといふ珍事件が起つた。事の起りはソ聯東シベリアの國境地帶に亙つて嚴重な監視の眼をはり巡らしてゐるゲ・ペ・ウが、折柄闇夜に地上を匍匐して國境を越境して來る怪しげな二つの影を發見、早速その正體を確めるため發砲したところ犬なることが判明、その處置に困つた。そこで國境監視ゲ・ペ・ウは軍法會議に諮問した結果、外國の通牒機關のスパイ犬と認定して、遂にこれを可哀相にも銃殺してしまつた。

書道講座

書道の變遷（十四）

△唐時代

唐の高祖が天下を統一して、帝位について間もなく其の子太宗に位を讓つた。唐は我が國第三十三代推古天皇から、第六十代醍醐天皇に至る二百九十餘年の間である。太宗皇帝は古今の英主で、內治外征等治績見るべきものあり唐代三百年の基礎をきづいた。

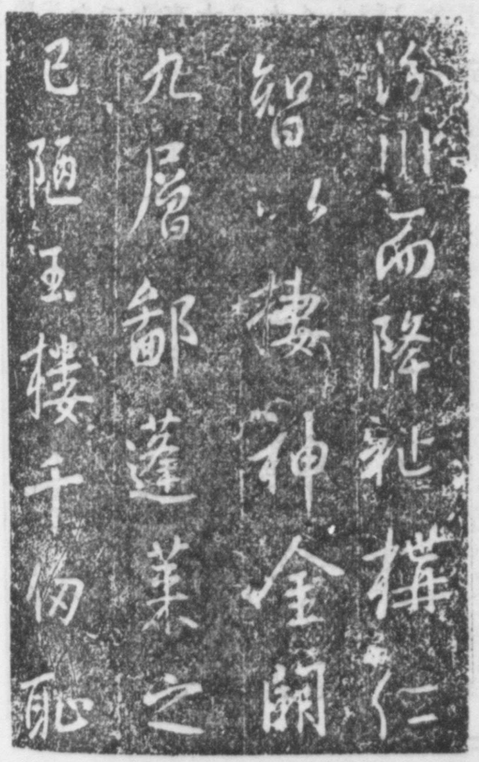
學問藝術は進歩發達その極に達し、書道の如きは、支那五千年の長き歷史を通じて最も隆盛を極めた。殊に楷書の如きは、六朝より隋を經て唐に至つて始めて圓熟大成したともいへる。多數の書家の中でも、虞世南、歐陽詢、褚遂良、顏眞卿等は書名最も高く唐の四大家と仰がれてゐる。

△初唐

初唐は太宗皇帝の時代である。太宗はまた殊の外に書道を愛好せられた、一國の皇帝が率先して書道を天下に奬勵せられたのであるからその勢力たるや、歷代を通じて曾つて見ざるものであつた。唐代書學の興隆は、まことに太宗皇帝の力によるものである。初唐の三大家として、虞世南、歐陽詢、褚遂良を擧げることが出來る。

△太宗皇帝

太宗皇帝は、所謂貞觀の治を爲した世界的英主である。太宗は虞世南を師としてその書を學んだ、常に戈法が意の如くならず、或日戩の字を書し、戈のところをのこして世南に塡させられた。そして魏徵を召して「朕、世南が書を學んで其の法を盡した、汝これを見よ」とかの戩の字を示された。魏徵これを覽めてから、奏して曰く「天筆を以つて臨したまふ所萬象その形をのがるゝこと出來ず、臣等の如き擬すべき所にあらず、仰いで聖作を見奉るに戩の字の戈法すこぶる眞に迫る」と申し上げた。太宗深く魏徵の眼識を叡感せられたとのことである。



貞觀十四年四月二十二日、帝自ら眞草書の屛風を作り以てそれを群臣に示された、筆力遒勁一時の絶至となした。

同十八年二月十七日には、三品以上の群臣を召して、宴を玄武門に賜はられた。帝筆を操つて飛白の書を書かれた、衆臣醉に乘じて帝の手中から競ひ取つたとのことである。

太宗の書蹟、

1、屛風書、眞草の屛風であるが今は草書のみ殘つてゐる、雄健暢達の書である。

2、晉祠銘、筆意縱橫自如帝王の氣格が橫溢してゐる。今日この拓本を手に入れることが至難である。

3、溫泉銘、清朝の末年に敦煌千佛洞の石室から發見した拓本である。原碑は唐代に已に佚してしまつた。拓本としては最古のもので實に天下の墨寶である。筆意靈妙、太宗の非凡を示すものである。

寫眞揭載は晉祠銘の一部。（前頁）

（汾川而降祉構仁智以棲神金閨、九層鄗蓬萊之已陋玉樓千仞恥）

第三回競書募集

一、課題、本號課題揮毫のこと、一人一枚。

一、隨意、古碑帖臨書、又は自運何れにしても可一人一枚。

一、條幅、小畫仙半截大、書體隨意一人一枚。

一、送先、東京市品川區西品川三ノ八三一高橋白鷗宛送付のこと。

一、締切、十一月五日。

一、發表、十二月號本欄。

一、注意、前回應募者にて既に級位のある者は、所屬、氏名、號、級位を明記せる紙片を貼付すること。新に應募する者は級位は新と記すること。

競ふて應募せられたし。

朕惟方今人文日就月將東西相倚彼此相濟以共其福利朕爰期益脩國交惇友義興列國永賴其慶顧伴日進大勢共文明惠澤固須國運裳展戰後日尚淺要庶政益更張宜上下一心忠實服業勤倫治產惟信惟義醇厚成俗去華就實荒怠相誡自殭不息

抑我神聖祖宗遺訓與我光輝國史成跡炳如日星宴克恪守輸淬礪之誠國運發展之本近在于斯朕庶幾屢方今世局倚藉我忠良臣民之協翼恢弘維新皇猷對揚祖宗威德尔臣民其克體朕旨

御名御璽

草莽之臣　高橋磧次敬書

曉霜楓葉秋酣

課題　曉霜楓葉秋酣ナリ

曉、イは横幅が廣くならぬ樣、ロは下に長目に充分押へる、ハは筆力を拔かずに右上斜にはね上げる、ニは充分上から、ホの横畫は長く、ヘは弱くならぬ樣、トは右下に長くならぬ樣。

霜、イの間せまくならぬ樣、ロの筆はつかりと、ハはギユツと左に突込んで、ニは下に長目にしかも充分押へてから筆を轉ず、ホはきつちりと。

楓、イは思切つて左から、ロはウンと上から、ハの筆意によく注意する、ニは右上に確かり押へてからホに轉ず。

葉、イのところせまくならぬ樣、ロの筆は充分左に突込んでから筆力をゆるめずに右に長く引く、ハはあまり下に長くならぬやう、ニとホは何れもどつしりと輕くならぬ樣。

秋、イの筆の端は上向になる位、ロは思切つて左に筆を突込で多少右上りに、右端はイの筆より右に出ぬ程度に筆を止める、ハの點の打ちどころに注意する、ニは充分右からしかもどつしりと、ホのド部は扁より左に出ぬ樣、ヘは短目に押へてから勢よく筆を拔く。

酣、イの間せまくならぬ樣、ロはあまり下に長くならぬ樣、ハはロよりも下に長目に押へてから筆を左上に轉ず、ニは上下に長くしかも筆力をゆるめずに、ホの筆をきつちりとするのでこの字全體が締る。

選歌しつつ（一六）

大翼

以上で大體萬葉集がどんな特徴をもつた歌集であるかといふことが解つたのであるが、次ぎに、各卷について內容の歌を見ながら話を進めることにしよう。

先づ卷一であるが、これは雜歌である。歌の內容によつて六つの部門に分けられたことは前に言つたが、その中の雜歌で、クサグサノウタと訓むのである。他の部門に屬せぬ內容、それもいろいろ異つた題材を訓んだものである。

卷一の冒頭には「泊瀨朝倉宮御宇天皇代」とあるが、これは「ハツセノアサクラノミヤニミヨシロシメシシスメラミコトノミヨ」と訓み、雄略天皇を申上ぐるのである。泊瀨朝倉宮に在ま

毎月募集

刑政歌壇

當季雜詠
締切　毎月十日限
用紙ハガキ一葉三首

選

一　名古屋　高島明峯

庭桐の大き葉をうち日照雨いさゝか降りて上りたりけり

二　岡山　高野生

本堂に林間學校開かれて水着のまゝに子等學ぶ見ゆ（長母寺）

病む友と語りて居れば庭のべに筑波嶺草の花暮れにけり

三　松江夜詩繪

破れたる障子の間に十五夜の今宵ひそけき月影させり

秀逸

○　畑部隊〇〇隊（神戸）大川清

夜を徹す交換臺のレシーバーに敵の銃聲時々聞ゆ

○　滋賀　樋口柏葉

わが庭に鳴きし虫の音隣家にうつりいよよ淸き月影

○　山形　村上翠水

日暦を一枚へぎて沁々とみつめ居りたり立秋の朝

○　高松　磯村晴男

鳴きゐたる虫の音はたとやみにけり人の氣配の庭よりするも

して天下を治め給ふたから斯く申上ぐるのである。この帝から元明天皇（寧樂宮）に至るまでの御代々の歌がこの卷に納められて居る。行幸の御事や遊宴のあり樣など、當時の上下の風俗、生活が歌の材となつて居るのである。その中で古來秀れた歌として知られた二三の作を示しておかう。

わたつみの豐旗雲に入日さしこよひの月夜あきらけくこそ　（天智天皇）

あかねさす紫野ゆき標野ゆき野守は見ずや君が袖振る　（額田王）

ひむがしの野にかぎろひの立つ見えてかへり見すれば月かたぶきぬ　（柿本人麿）

この卷は卷二と共に編次も系統的であり、歌の選び方にも心の通つたものがある。橘諸兄か萬葉集の編纂に着手して自ら仕上げて置いたのは或はこの二卷だけであつたのではないかと考へられる理由も、おそらくさういふ點からであらう。

○　札幌　來生　忠次

風吹けばしづかにうつるあさぎりのうすれ來りて山見えそめぬ

くくくくと子等を呼びをるにはとりの赤きとさかに夕日照り居り

佳作

○　德島　竹水舍主人

日に通ふ道邊の花の咲き移りいたく眼にしむ雁來紅の紅

○　高松　紅蘭

吹きつのる風は嵐にかはるらし近くきこゆる海鳴の音

○　高松　磯村生

讀み更けていよよしづもるさ庭べに鳴つぐ虫のこゑ澄み徹る

○　秋田　佐藤泰山

妻を戀ひ子をば慕うて重病囚うつろの目に淚湛へぬ

○　咸興　岡元舜水

日曜の今朝を寢足らひ鐵瓶の湯沸る音ぎきゝてゐるなり

○　新潟　波喜雄

風來ればたわゝにゆるゝ黍の穗の實り豐けき秋となりけり

○　大阪　足立碩花

時雨來て櫻紅葉の散るみればまことに秋の寂しさに居り

○　島松　杏蘭

島の娘等日灼けの色の黑けれどよそほふとせぬ面輪好もし

○　青森　志路　登里

事に振る人々の歡呼に應へわが友は手の遠ざき見ゆる

○　福島　T・M生

稻妻のひかりてしばし眼に殘る閤夜の木々の梢の搖れを

卷二は相聞の歌（サウモン、正しくはシタシミノウタと訓む）に始り、次ぎに挽歌（カナシミノウタ）を置いて居る。相聞の方は仁德天皇（難波高津宮）から元明天皇に到る間の歌を載せ、挽歌の部は、齊明天皇（後の崗本宮）から同じく元明天皇までの作品を收めて居る。この卷は他の卷に較べて作者未詳の歌がすくなく、年代なども比較的よく知れ居るのである。

（つづく）

×

明蜂君　この人の詠風の順直なことは以前から眼について居た。「一庭桐」の一首には叙述以上のものがある。「觀照」のある歌である。「本堂に」は寫生であるが、生きて居る。

高野生君　少しく手を加へたが、心持の出た歌となつたやうである。その沁々したところが好もしい。

夜誌繪君　これもちよつと手を入れてある。原作と較べて一考されたい。

○　小菅　兼平　義郎

萬歲の嵐のなかに息のみて友の應召つゝしみおくる

○　千葉　影夢

何かふと心に思ふ此の頃は氣付かぬ秋の深むと思ひし

○　洮南　塹生

生垣の雜木の中に遲れ咲く日輪草の朱つばらに泌みぬ

○　函館　杉田思秋

秋雨の降りしく日なり物いはぬ勇士故鄕へ今着きにけり

○　浦和　根本生

ほの暗き土間に重なる土芋に塵細ぼそとこほろぎの鳴く

○　沼津　無名氏

出征の勇士を乘せて行く汽車に稻刈やめて武運祈れり

○　山形　銀嶺生

朝夕に水かけやりし茄子の木の葉は生々と青くしげれり

○　福島　木下白馬

青柳枝垂るる蔭に愛宕山梅雨にけぶりてほの白くみゆ

○　新潟　本間曉雨

蕭條と秋雨冷ゆる街の上英靈濡れていま歸ります

○　青森　一番人

もかへり居るらし高巖の夕の小屋にこもりきこゆる（於牧場）

○　福岡　木下白馬

雨はれし松の梢の星の光巖の巖遠きにきこゆ

○　盛岡　葛城

戰に傷きつゝも堪へしのび進めと部下をはげませし君

○　高松　かちしぐれ日の武藏野の杜野分してどんぐりの實のあちこちに落つ

矯正図書館

毎月募集
刑政詩壇
雪山川田瑞穂選
〆切 毎月十日限
用紙 隨意
姓名雅號併記ノコト

□賀柏亭秦詞宗周甲次其自壽詩韻二首

愛日堂南 成章 大邱

壽域方躋周甲年。無邊清福豈無緣。三蕉時試東坡飲。
一几初酣南郭眠。桃李滿門心似水。龍蛇上筆視如淵。
文章不朽千秋業。更有人呼謫地仙。

去就人間都宿緣。遑遑何住市城邊。對門竹澗泉聲靜。
繞屋松柏鶴影懸。白石青山偶同趣。光風霽月又新鮮。
看來高士逍遙處。魚自躍淵意戾天。
句句揀錬而成。前首殊佳。人與境。共活現紙上。

□詣西鄉南洲墓

苔軒 清永德太郎 福岡

佐命元功旣雪寃。佳城又看客銷魂。眼前咫尺錦江水。
日送浮鷗入海門。懷古上乘。
有氣有色。

□春日原運動場

春日原頭松翠鮮。青青草長似舖氈。把臺衒戲人多少。
鍛錬身心三伏天。

□四十二歲自祝

泰山 佐藤泰藏 秋田

孤松百尺綠愈深。矍鑠雲霞鎖午陰。卮二迎春開壽宴。
滿堂瑞氣上衣襟。
字字有瑞氣。豈特衣襟。

□某課長

精勵恪勤春又春。持身嚴正不承塵。忙中更有風流樂。
教化功勳日日新。
刑期於無刑。斯人能知其義。可不珍重哉。

□霖雨

葉月 阿部榮子 名古屋

霖雨連旬雲蔽空。柳條垂地鬱葱葱。黴生机上人心濕。
咄咄仰天怨碧翁。
人人意中語。抒來明快。

□九州遊草並引

浣村 童 沂 東京

丁丑秋負笈東來。今年夏六月。漫遊關西。閱十七日。途中得詩數首。題爲九州遊草。

□耶馬谿

遠看霧近籠烟。競秀峯頭別有天。澗底流泉聲斷續。
低廻曲折入山田。
濃雲乍散物光新。細雨初過草似茵。恰與山靈添媚態。
捲將衣袖看遊人。

□熊本途上憶耶馬谿步賴山陽擲筆峯原韻

嵓々居詩話（十四）

唐以後の詩風（七）

詩餘の流行につれて詩風は大に卑しくなつた、故に嚴羽は滄浪詩話を著はし、周弼は三體詩を撰し、共に時人を戒しめた。此の滄浪詩話は一に滄浪吟卷とも名けられる。詩話の嚆矢である。三體詩は五律、七律、七絶の三體を取つてあるゆゑ、斯く名くるのであるが、專ら中唐晩唐の詩を取つて初唐盛唐を捨てたのは、宋代の詩風に近いものを選んだ結果である。

宋の亡ぶるに當つて有名なるは眞山民、文天祥の二人であるが、就中文天祥は宋末の忠臣として知られ、張世傑、陸秀夫と共に三傑と稱せられる。其の捕へられて北に送られ、元主忽必烈から降伏を勸められ、與ふるに大宰相の印綬を以てせんと云ふも屈せず、幽囚四年、正氣歌を作つて志を示した。此の歌は頗る有名で、今に人口に膾炙せられてゐる。

金は宋に先つこと三十七年にして滅び、其の國を立つる年數も甚だ短かかつたが、而も一二の詩人無きにあらず、特に元好問の如きは一代の作家で、其の才は蘇東坡、陸放翁に及ばざるも、慷慨沈鬱の氣は則ち二人に勝ると稱せられる。遺山集四十卷、附錄一卷がある。

元に入つて趙孟頫が最も名高い。字は子昂、號は松雪道人、死して文敏と諡せられた。元來宋の王族であるが、元に仕へて翰林學士となつたから、失節の譏を免れないが、詩は乃ち儒雅、元好問と並び稱せられる。書も亦巧みで、我が國人も亦多く之を範としてゐる。藤田東湖の如きも之を學んだが、而も其の人物を卑しみ、其の法帖を机上に載するを恥ぢ、常に之を座上に置いて習つてゐたと傳へられる。

これに次いで出たのは虞集、楊載、范梈、揭傒斯の四人である。就中虞集最も著はる。字は伯生、號は道園、博識宏才、詩文共に妙、其の著道園學古錄五十卷は邦人も亦之を珍重しつゝある。此の四人の外に薩天錫、倪瓚の徒あり、最後に楊維楨あり、樂府を以て名を得た。

明に入つてから劉基がある。伯溫と字し、青田と號した。太祖の天下を定むる、劉基の謀多きに居る。故に誠意伯に封ぜられ、太祖も之を老先生と呼んで名を指さなかつた程で、世には之を開國の元勳と稱した。元來非常な文豪であり、學德は宋濂と肩を並べたが、詩も亦高古で、鏤金彫彩の風なく、初唐盛唐の詩に髣髴たる所もあつた。之に次げるは高啓、楊基、張羽、徐賁の四人である。中にも高啓は季迪と字し、青邱と號し、三十九歲で死せるにも拘ら

鶴唳猿啼八景殊。　詩人省識此間無。　吾曹未解丹青事。　逕把谿山作畫圖。

□熊本途上憶別府分胸居停主人

人傑地靈景更佳。　遠山爲障水爲家。　何當重整行龔去。　相與攤頭看浪花。

□研屋夜泊二首

看罷阿蘇火。　歸居近水樓。　梧桐聽夜雨。　涼氣似新秋。』

河畔垂楊柳。　緣陰處處家。　歌聲間琴韻。　人語隔窓紗。

□雲仙

拔海三千丈。　山中別有天。　休言別府好。　仔細看雲仙。

□雲仙卽景

妙見峯臨碧海浪。　普賢岳是白雲家。　楓林早熟紅如錦。

恰似春陰二月花。

每首直擔胸臆。不必假彫飾。而奇氣涌騰。自有雋味。

□名賢贊百首（承前）　雪山　川田瑞穗　東京

氣壓豪僧。　談動英雄。　山家一集。　長傳高風。　西行法師

不屈威武。　再救窮鳥。　有勇有義。　若人罕少。　藤原秀衡

亂鴻知伏。　落花留詞。　寬仁服衆。　覇業所基。　源　義家

木刀勞侮。　赤手捕鼠。　一門榮華。　兆此二事。　平　忠盛

諫父奮皇。　名浮于實。　熊祠祈死。　忠孝兩失。　平　重盛

囘轡救父。　奮戰效死。　無腸公子。　固非其比。　平　知章

埋太一詠。　諸源囘春。　唱義之功。　竟歸斯人。　源　賴政

ず、百餘年來未だ有らざるの才と栴せられ、名作も亦多い。蓋し宋は唐の後を承けて新機軸を出し、元に至りて其の弊に堪へず、明は之に懲りて復た唐風を再興した。故に青邱の作も自ら唐調を帶び、別に新境の味を出してゐる。その梅花九首は尤も有名であるが、全部を玆に擧ぐる能はざるは紙幅の限りあるが爲である。

梅花九首之一

瓊姿只合レ在二瑤臺一。　誰向二江南一處處栽。

雪滅二山中一高士臥。　月明二林下一美人來。

寒依二疎影一蕭蕭竹。　春掩二殘香一漠漠苔。

自レ去二何郎一無二好詠一。　東風愁寂幾囘開。

何郎は六朝の何遜である。楊州の吏たる時、廳中に梅樹あり、遜之を愛し、文士を延きて宴を開き詩を賦した。中に衙レ霜當レ路發。映レ雪擬レ寒開　の句がある。

梅花九首之二

雲曦爲レ扉雪作レ宮。　塵埃無二路可一レ通。

春風未レ動枝先覺。　夜月初來樹欲レ空。

翠袖佳人依二竹下一。　白衣宰相住二山中一。

寂寥此地君休レ怨。　囘首名園盡棘叢。

これより梅のことを山中高士、白衣宰相と云ふに至つた。一首千秋、英雄に勝ること萬々である。靑邱も亦偉なりと謂はねばならぬ。

（川田瑞穗）

月鈴子その他

花　簑

置きかへて座につく間なく月鈴子　利　双

月鈴子は鈴蟲の異名で、かういふ異名を用ゐて成功することは句作上難事とされてゐます、この句は鈴蟲の籠を置き替へて座につく暇もなく早や鳴きはじめたといふのであつて籠の鈴蟲であることが自ら分ります、そしてこゝに月鈴子といふ美稱を用ゐた爲に緋房を垂らした立派な籠の鈴蟲であることを想像せしめる、月鈴子と異名を用ゐたのも假りそめでないことが肯かれます。

物音に逆立ち沈む金魚かな　那智兒

金魚玉の金魚が逆立ちになつたまゝ沈んでゐるところに物音に驚いた瞬間の金魚の姿態が生き寫しに描かれてゐます。

日が入れば月あり四萬六千日　つう女

歲時記によると七月十日は淺草觀世音の結緣日にしてこの日詣づれば一日にしてよく四萬六千日に相當する御利益ありと傳へらるとあり、然しこれは淺草觀世音に限つ

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
メ切毎月十日限
用紙官私製葉書

流螢の一つ離れて瀨田下る　滋賀　筍子

波すゞし舷杭に鷺おりてあり　同　同

さゝやかな膳所綫橋や月の湖　同　樋口柏葉

叱りたるあとの淋しさ蟬をきく　同　同

汽車下りし故郷の空の天の川　同　同

門涼み重病人のある隣　同　同

鷄頭に白き朝顏からみけり　同　西村幸吉

夕風になびく穗蓼や湖白き　同　同

夕立去り大比叡紫雲棚びけり　同　同

星しかと山扉にかゝる野分かな　德島　竹水舍

星冴ゆる野分の濤の昏ければ　同　同

端居すや北斗眉山の屋根がくれ　同　同

青葡萄汗の囚徒の憩ひをり　名古屋　大津いばら

囚庭に夏來ぬカンナ林立す　同　同

選　花簑

たことではなく地方によつてこの日觀音様へお詣する人も多いことであらうと思ひますが、淺草觀音では實際この日の參詣者は夥しく朝から夜にかけて大變な雜沓です、この句はやがてその日も暮れて西に日が落つると既に月が中空にかゝつてゐるといふのであつて夜に入れば月が明るく參詣者が引きも切らず續くであらうことが想像されます、日と月とこの日のそれは何やら觀音の示顯であるかの如き尊さが感じられます。

大岩の下水くらし河鹿鳴く　春泉

溪流の大きな岩の下を流るゝ水の暗いところで河鹿が鳴いて居るといふのです、溪流であることは句の趣の上から自ら分ります。

山宿や巖の上の蟲籠　香葉子

山宿の庭先に盤石のやうな巖があつてその巖の上に蟲籠が焚いてある、四邊は眞暗で蟲籠の火が山の木立をほの〴〵と照らし出してゐるといふやうな景色でせう。

夏休誰彼なしの厨ごと　百女

夏休には都に通學してゐる令息令嬢も歸省してゐるでせうし、小學校に通つてゐる令息令嬢も家にあつて賑かなことでせう、隨て厨房多事で下女だけでは手が廻らず或

凌霄の花あきらかに湖に垂り　同
近江富士夏あけぼのに浮きいでぬ　同　壽美
晝寢時疎水はゆるく流れけり　同
せんだんの葉鳴りさやかに初嵐　同
さわやかな雨後の夕空白木槿　同　會田漫々子
蘭もつくり葱もつくりて端居かな　同
またつよく雨降りいでし端居かな　同
トンネルを出づれば谿の青嵐　同　高島明峰
桔梗さくこゝの驛より海見ゆる　同
その頃の流行の柄や土用干　遼陽　志田稠黄
一つ畠の人に貰ひけり　同
夕月の窓一杯に蜘蛛の網　釧路　船山船風
松山の月に河鹿の鳴く夜かな　同
鉢すゝぐ仙人掌の花顏近く　千葉　沙汀
蟲狩の提灯ならん三笠山　奈良　秋田みのる
秋晴や比叡の山と我とあり　滋賀　山田那智夫
鮎釣や水逆らへる岩に佇ち　大阪　北騎
雨やみし明方蟲の一としきり　同　中本松苑
誘蛾燈やうやく闇の濃くなりぬ　函館　松田思秋
秋暑し出水のあとの砂だまり　名古屋　中澤双葉
玻璃窓に月の照りゐる病舍かな　三重　橋本鷺城
落し水東の白む頃に出で　奉天　日向正時
　　沼津　常春

時はお母さんといはずお嬢さんといはず誰彼なしに手傳ひ合つて補つてゐるのでせう、夏休の家庭の朗らかな賑やかな雰圍氣が感ぜられます。

田掻牛はげますこゑの谷こだま　榮晴

山路を辿つてゆくと思はぬところに人聲が聞える、それはこの深山の谷間にも僅かな田圃があつて一人の農夫が牛を追ひたてながら田掻をしてゐる、その農夫の聲です、靜かな山の中では牛を叱咤する聲さへ四邊に反響して聞えるのです、聲を捉へて一句にしたところに作者の詩的感情があります。

ひぐらしや瀧から瀧へのぼる徑　颱々

瀧から瀧へのぼる徑といふのでこゝの瀧から更に上の瀧へ上る急峻た木の間の路を思はせます、このあたり蜩が一層美しい聲で鳴きしきつてゐるのでせう。

香水の女又逢ふ日はあらじ　絹紫

香水の女と言へば美しい若い女を想像します、偶然にその女と一夕を語るといふやうなことがあつたのでせうが、然し二度と再び逢ふ機會のない女であると思ふと心引かるゝものがあつたのでせう、この女がどういふ種類の女であるかそれは讀者の自由な想像に任せていゝのです。

秋めきぬ秩父嶺近く今朝は見え　小菅　三浦瞳帆
大空に雲足高く秋めけり　同　甘樂句
群とんぼとんで湖畔の夕靜か　同　鎌田花山
秋めくやとつぶさに思ふ鳥おどし　同　神宮櫻草子
竹の葉にそつととまりし蜻蛉かな　同　永田玲川
秋めくや厨を隔つ麻のれん　同　澤田竹風
蜩や參道長き杉並木　同　兼平陽村
秋めくや大和へ戻る藥賣　同　よしを
盆栽に水やる朝や秋めけり　同　一飾
蜻蛉やお濠の水の澤々と　同　月蔕
蜻蛉かげのあり　同　宇城靜柳
釣竿に動かぬ蜻蛉　宮城　高子
白粉の花倒れ咲く厠蔭　山形　村山翠水
網戸に蟲籠吊つて夜の汽車　熊谷　關朴舍
夕顏やちらほら見えて雨後の星　廣島　小森苔生子
手花火に手を持ち添へてやりにけり　宮崎　眞砂
くつろいで圍爐裡を圍む大晦日　滋賀　深田五角
仰向けに落ちたる蟬の羽ばたける　新潟　紅霞
蟲一つほそ〴〵と鳴く野分かな　熊谷　栗城竹穗
かたむける水鉢の家の灯れる　水戸　田澤麗月
山間ひの一つ灯や河鹿鳴く　栃木　船美
涼しさや目に觸るゝもの皆動く　長崎　後田青鼓
日盛や天草船の船頭衆　岡山　小坂一年生
夕燒に稻刈る人の影長き　浦和　根本生
街路樹の時化に倒れし月夜かな

叙任辭令

八月四日

國際刑法並監獄常設委員會委員　行刑局長　秋山要（行刑局）

八月十三日

勤五　書記官　岡五朗（行刑局）

八月十五日

正七　支所長　井川信一（小倉支）
同　典獄補　掛樋松治郎（大阪）
正六　保健技師　近藤梁二（福岡）
從六　同　石橋無事（小菅）
同　同　大垣平治（岐阜）

八月二十日

名古屋刑兼名古屋拘　保健技師　大津正雄（滋賀）
滋賀　同　大倉功（岐阜）
岐阜九級　保健技手　半田義成（廣島）

八月二十四日

法規整備委員會幹事　書記官　安達勝清（行刑局）

八月二十五日

顯免二級　保健技師　黒田啓次（北區支）
大阪　看守長　保古政英（北區支）
應召休職　保健技師　工藤節郎（盛岡少）
同　同　大島久雄（水戸）

八月三十一日

勤五　看守長　福島三治（新潟）
新潟　同　美谷島正男（岐阜）
川越少　同　小山田秀雄（網走）
保健技師（名古屋拘兼名古屋刑）七級　栗林三郎
北區支　保健技師　成田德太郎（宇都宮）
宇都宮　同　谷澤延雄（名古屋拘兼名古屋刑）
盛岡少　同　細谷博（高知）
水戸　同　町田宗俊（沖繩）

九月二日

司法書記官（行刑局）三等三級　所長　河邊湛然（名古屋刑兼名古屋拘）
顯免一級　同　藤井虎（京都）
同三級　同　和田岩雄（奈良）
同四級　同　武田又市（山口）
典獄（秋田所長、文普懲委員長）五等六級　同　本間勘吉（沖繩）
元典獄　上田茂登治

典獄（沖繩所長、文普懲委員長）六等七級　少年所長
同（網走所長、同）六等八級　典獄補
典獄補（札幌兼北海少）六等五級　看守長
同（府中）七等八級　同
同（旭川支所長兼名寄支所長）七等六級　作業技師
同（大阪）七等九級　司法屬
典獄（滋賀所長、文普懲委員長）七等九級　典獄補
典獄補（名古屋）七等九級　司法屬
京都所長　文普懲委員長
福岡所長　同
三重所長、同
奈良所長、同
岡崎少所長、同
山口所長、同
鹿兒島所長、同
青森所長、同
北區支所長
岩國少所長　文普懲委員長

高橋健（岩國少）
鈴木英三郎（岡崎少）
伊藤祐之（府中）
武子喜久治（川越少）
中谷源一（府中）
小和田康長（行刑局）
小川太郎（府中）
小野崎權七（行刑局）
長山始（福岡）
安東福男（千葉）
荒卷正修（滋賀）
松岡武四郎（網走）
飯野豐次（名古屋）
雨村信七（鹿兒島）
都福常（青森）
中田主稅（北區支）
楠本順作（大阪）
三宅定男（北海少）

兼北海少所長　文普懲委員長
名古屋刑所長、同
小菅所長、同
長崎所長、同、三級
宇都宮所長、同
函館所長、同
久留米少所長、同
和歌山支所長
名古屋拘所長　文普懲委員長
小田原少所長、同
水戸所長、同、六級
八王子少所長、同
樺太所長、同
典獄（府中）五等五級
作業技師（府中）十一級
司法屬（行刑局）五級
東京拘置
司法屬兼看守長（行刑局、府中）五級

所長　關川重雄（札幌）
典獄　柳原鎭平（小菅）
伊江朝睦（長崎）
牛島麟（宇都宮）
佐藤備六郎（函館）
泉英斌（久留米少）
支所長　馬場治作（和歌山）
同　益山喜三郎（大阪）
少年所長　香椎豐次郎（小田原）
同　根田兼治（水戸）
所長　中尾文策（秋田）
典獄補　青柳彌錄（樺太）
支所長　福山福太郎（旭川支兼名寄）
同　金澤公炳（八王子少）
少年所長　山崎壽馬（行刑局）
同　西榮（東京拘置）
司法屬兼看守長　福井徹（中京區支）
看守長　三角節藏（名古屋）
同

矯正図書館

司法屬（行刑局）六〇　同　飛田重雄（滋賀）
東京拘置　同　大井久（横濱）
名古屋刑　同　遠藤勝三郎（德島）
横濱　同　中原誓章（東京拘置）
看守長（德島）四七　看守　鹿島三郎（千葉）
同（滋賀）五三　同　長山厚（東京拘置）
同（川越少）四七　同　小沼修（豐多摩）
大阪　看守長　三輪良保（宇都宮）
宇都宮　同　有田和一（山口）
看守長（山口）一〇級　看守　竹内哲之輔（福岡）

九月三日

典獄（豐多摩）七等八級　少年所長　瀧澤勝司（川越）
作業技師（廣島）十一級　典獄補　石澤信次（千葉）
小菅　看守長　鹽見市郎（廣島）
川越少所長　作業技師　金田榮三郎（小菅）
文書慰委員長　典獄補　寺光忠（廣島）
典獄補（廣島）七等六級　作業技師　金田榮三郎（小菅）
免本職十葉　支所長　石川榮市（高梁支兼岡山）
高梁支所長兼岡山　看守長　山路庄五郎（滋賀）

看守長（金澤）四七　看守長　藤山勘平（長崎）
滋賀　看守長　是松卓太（金澤）
書記官兼秘書官（秘書課長官報報告主任）三等三級　第一課長　岡五朗（行刑局）
行刑局第一課長　書記官　安達勝清（行刑局）
同第二課長　同　河邊湛然（同）
司法省物資調整委員會書記　司法屬　島田幸治（同）

訓令通牒

（刑政第五一卷第十號）

受刑者看讀用私本ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第八六一號　昭和十三年七月十三日）

昭和十三年四月ヨリ六月ニ至ル間ニ於テ各刑務所ヨリ受刑者看讀私本ノ審査方照會アリタルニ對シ審査ヲ爲シ看讀許可シタルモノ別紙ノ通ニ有之是等ノ書籍ハ各所ニ於テモ私本トシテ看讀許可相成差支無之候只其ノ實際ノ取扱ニ當リテハ仍ホ個人ノ思想教育程度出所後ノ職業等諸般ノ事情ヲ考慮シ適當ニ御處理相成度候

自昭和十三年四月
至同年六月　受刑者看讀用私本許可書

書籍名	著者	發行所	定價	種別	備考
ア之部					
アフリカ探檢記	池田宣政	東京講談社	一、三〇	第一種	
イ之部					
石川啄木——其ノ生涯ト藝術——	和田芳實	三芳屋	一、八〇	第二種	

ウ之部			
自選海やまのあひだ歌集	釋 迢空	改造文庫	〇、四〇 第二種
エ之部			
雜誌英語青年（第七十九卷第三號）	喜安璡太郎	英語青年社	〇、三〇 第二種
オ之部			
音讀漢文自修書	岡田正二	第一書房	一、二〇 第一種
カ之部			
必ず小資本を上手に成功する利殖する法	倉本長治	東京雄恒社	一、五〇 第一種
ク之部			
戰時新聞國の力（五月一日發行）	陸軍省新聞班	軍人會館出版部	〇、〇三 第二種
ケ之部			
現代家庭副業案内三百種	倉本長治	東京雄恒社	一、五〇 第一種

建築施工法	小林政一 天羽馨共著	東京吉田工務所出版部	二、五〇 第二種
現代演說式辭大觀	篠原 豊	大日本出版社峯文莊	二、二〇 第二種
コ之部			
煙れる田園	吉田紘二郎	新潮社	〇、八〇 第二種
國民精神總動員のお話	日本的性格教育研究會	東京文明社	〇、三〇 第一種
興亡支那を凝視めて	山本實彥	改造社	二、〇〇 第二種
サ之部			
山岳征服冒險記	久野豐彥	講談社	一、五〇 第二種
シ之部			
眞理（月刊雜誌三月號）	和田秀吉	全日本眞理運動本部	〇、二五 第二種
實用裁斷	長連光	東京洋服工學協會	不詳 第二種
小資本で成功する開業案内二百種	倉本長治	東京雄恒社	一、五〇 第一種
從軍手帳	東京日日新聞社編	東京日日新聞社	〇、五〇 第二種

支那事變（北支の卷）	山本實彦	改造社	一、六〇	第二種
新戰場	櫻井忠溫	春秋社	一、五〇	第二種
人生は微笑む	小瀧淳	研文書院	二、八〇	第二種
大思想エンサイクロペヂア 自然科學	神田豐穗	春秋社	一、〇〇	第二種
新撰若山牧水集（沂潮文庫）	若山牧水	新潮社	〇、三五	第二種
セ之部				
戰時經濟の基礎知識	岩井良太郎	千倉書房	一、二〇	第二種
聖忠道肥田式强健術 天眞療法	肥田春吉	東京聖忠道研究會	三、五〇	第一種
チ之部				
力百倍法	谷孫六	東京力之日本社	一、五〇	第一種
ツ之部				
通貨價値變動の實證的研究	原祐三	千倉書房	三、五〇	第二種
通俗詳解五行易指南	神宮館	神宮館	二、〇〇	第二種

テ之部				
寺田寅彥全集 第二卷 文學篇	寺田寅彥	岩波書店	豫約本	第二種
天の道人の道	西晉一郎	目黑書院	一、八〇	第二種
ト之部				
東洋思想十六講	高須芳次郎	新潮社	〇、六〇	第二種
東洋美術史	大村西崖	東洋堂書店	三、八〇	第一種
ナ之部				
南洲翁逸話 前後篇	石神今太	鹿兒島縣教育會	一、五〇	第一種
ナポレオン大戰回想錄（第一卷第二卷）	ラス、カーズ著 難波浩譯	改造社	一、七〇	第二種
ホ之部				
北支八省の資源	馬場鍬太郎	實業之日本社	二、〇〇	第二種
マ之部				
滿洲統治論	池田秀雄	日本評論社	二、五〇	第二種

未だ見ぬ母	宇野浩二	偕成社	一、三〇	第二種
モ之部				
默示錄研究	福島重義	新生堂	二、五〇	第一種
ヨ之部				
洋裝（月刊雜誌）	西谷一男	洋裝社	〇、四〇	第二種
養鷄家禽相談	伊藤軽吉	賢文館	二、〇〇	第二種
岩波文庫 吉田松陰書簡集	廣瀬豊	岩波書店	〇、四〇	第二種
ワ之部				
われ等の空軍	大場彌平	講談社	一、五〇	第二種
和洋建築大匠早割秘傳 上、中、下	田中國城	大阪 田中宋榮堂	各一、〇〇	第一種

東京帝大名譽教授法學博士

法律學の課題としての神

牧野英一著

〔法律學叢書 第三十九編〕

菊判總布裝
總頁三二〇
定價二・八〇
送料一四

新刊

曾ては法律は神の與へたものとして理解された。然し、法律を神から解放して專ら人性に依り理解すべきものとしたのは、近代文化の特徴である。然らば現代の法律學に於てこの神と人性とは如何に考へられ又考へらるべきであらうか？　本書は、博士が其の東京帝大の法理學講座及び刑法講座に於て開講の辭或は終講の辭として發表せられたものの中、最近のもの六篇を輯めたもので、法律學の課題としての「神」といふことを中心に、其の三十五年を超ゆる學問的精進の豐かな結實を惜みなく提示されるのである。絶えず眞理を索めて倦むことなく而して常に謙虚なる博士の、限りなく廣い視野と透徹した理論とを、人々は、本書に依つて貴く感得すべく、理論の新しい構成に、解釋と立法との深い基礎づけに、理論の新しい構成に、解釋と立法との深い基礎づけに、揺ぎない根柢を與へられたことを知るであらう。敢て大方の清讀を薦む。

〔目次〕

法律學の課題としての神
機械、技術、所有權及び生存權
法律學に於ける動的考察
法律に於ける進化性及び普遍性
法律に於ける抽象的人間と具體的人間
勞働法、經濟法、企業法及び社會法

法律學叢書 第三十八編
牧野英一著
刑法の三十年
定價送料 二・三〇 一四

東京・神田・神保町
有斐閣
振替東京三七〇番

刑政第51巻第10号

矯正図書館

法學協會雜誌

第五十六卷第十號
十月一日發行

有斐閣

論說
國際裁判と衡平(二)……東京帝國大學教授 横田喜三郎
酒精性犯罪の刑事學的研究(三)……東京帝國大學助手 高橋 正巳
建設利息に就いて……東京帝國大學助教授 石井 照久

資料
中世人身法制雜考(三・完)……東京帝國大學助教授 石井 良助

新刊紹介
牧野教授還曆祝賀法理論集……法學士 恒藤 恭

新刊短評
學界消息
カドーゾ判事の計其の他……東京帝國大學教授 末延 三次

判例研究
民事訴訟法判例批評(一九四)……東京帝國大學教授 加藤 正治
行政法判例研究(六)……東京帝國大學名譽教授 美濃部達吉
民事法判例研究錄(昭和一三年度・五)……民事法判例研究會

法學論叢

論說・資料
近世民事裁判に於ける二三の問題……小早川欣吾
所謂制限附自白に就て……中田 淳一
準國際私法に於ける若干の問題(二)……齋藤 武生
フーバーの政治的憲法概念……伊藤 滿

批評と紹介
伊太利の新民事訴訟法草案及羅馬尼亞の和議法廢止と其の他の立法草案……齋藤常三郎
高田源清氏「逐條商法總則」等……大橋 光雄

フリードマン「國家統制の强大とその國際責任規定への影響」……田畑茂二郎

判例研究
〔民事法〕競賣と留置權
——競落人の留置權者に對する義務……於保不二雄
株式に對する質權と配當金……大隅健一郎
合意上の相殺と破產法第百四條……小野木 常

昭和十三年十月十月號
第三十九卷第四號
壹冊金五拾錢郵稅貳錢
半年分郵稅共金參圓
一年分郵稅共金六圓

發行所 京都帝國大學法學會
發賣所 東京 有斐閣

雜誌

犯罪學雜誌

論說
豚脂樣凝血の成生機轉と其法醫學的並に病理學的意義(心臟內豚脂樣凝血は果して急性死を除外し死戰期の長かりし事を確證するや)……〔山上熊藏 原田郎〕一
ミクロネシヤ族の指紋の研究(第一報)各型指紋の出現頻度及び指紋指數に就て……福田禮之……三
血液型
喀痰による血液型の判定……會田 廣……三〇
滿洲國滿洲人の血液型(本編は奉天市に於ける滿人小學生健康調査の第二編とす)……〔寺井糸岐 杜元格林 鄭田島 武海章肇〕元

犯罪研究
明治の疑獄事件(十五)……高田義一郎……四七
淚の女王メリー・アンの犯罪……安東禾村……五五
犯罪搜查實話(三九)愛慾流轉の桂子……永山長三郎……六三

第十二卷 第五號
昭和十三年九月發行

犯罪學雜誌發行所

法醫鑑定
余の警視廳在職中に取り扱ひし興味ある死體檢案例……尾泉良明……六九

史料
檢視史料類纂(三六)……山崎佐……八三
各地法醫學界便り(其三)
獨逸エナ大學法醫學教室……井上剛……八七

抄錄
○土耳古人の血液型分布に就て(九三) ○シュレースウイヒ・ホルスタインに於ける血液型分布に就て(九三) ○新產兒に於けるジイフイロトキシエミーに就て(九三) ○窒息屍血液の纖維素原量に就て(九三)

雜報
○アルコール濫用防止(六一) ○家庭內事故による死亡者(六一) ○巴里に救急病院(六八) ○父親の決定に血液型の應用(八三) ○結婚許可に强制的健康診斷(九三) ○人事消息(九三) ○新入會員(九三)

文獻集

法曹會雜誌

○訴害行爲の違法性……東京控訴院判事 川添清吉
○株券の有價證券性(二・完)……大審院判事 水口吉藏
○刑事訴訟法に於ける事實の同一性(二・完)……廣島地方裁判所判事 島方武夫
○訴訟行爲の違法性……東京控訴院判事 川添清吉
○株券の有價證券性(二・完)……大審院判事 水口吉藏
○刑事訴訟法に於ける事實の同一性(二・完)……廣島地方裁判所判事 島方武夫

○往事を追懷して(下)……前朝鮮高等法院檢事長 國分三亥
○名判官物語(四十)……前司法大臣 小山松吉
○北洋漁業に就て……農林省水產局監督課長 藤田巖
○法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○大審院判例要旨
○新法令 ○雜報

第十六卷 第十號
昭和十三年十月一日發行
定價 金五拾錢
振替口座東京一五六七〇

司法省構內 法曹會

法學新報

中央大學法學部門機關

第四十八卷　第十號　昭和十三年十月

新會社法雜考……教授　升本　重夫
工業所有權保護同盟條約說明……講師　吉原　隆次
カール・フォン・サーウイニーの生涯と其の業績……教授　寺田　四郎
商號制度の一研究……村上秀三郎
皇族の身位と憲法第二條……水木惣太郎

刑事判例研究
結果防止の努力と中止未遂（草野豹一郎）——教師に對する盆暮の贈答と收賄罪（吉田常次郎）
民事判例研究……民事判例研究會
人事訴訟手續法第三十六條に所謂家督相續人の意義（岡村玄治）——否認權の行使と訴訟外の和解（前野順一）——保證債務の消滅時效（岩田新）——株式に對する質權と配當金（佐々穆）——手形の消滅と補充權（升本重夫）
海外法律事情
ドイツ市町村制（瀧内禮作）
新法令
近着外國雜誌法律論題要目

正義

○決議及報告
帝國辯護士會及第一東京辯護士會司法法規整備調査委員會決定意見……理事　山口　貞昌
札幌控訴院管內辯護士協會第十回目通常總會出席報告……理事　梶谷　文夫
○論說
滿洲國の諸問題……岡本　敏男
衆議院議員選擧法改正要望……佐藤　長成
氏名權を論ず……村上秀三郎
ラ・テミスに就て（一）……近藤　綸二
○時評
時事短評
○漫錄
北海道記……山葉堂

帝國辯護士會誌
昭和十三年十月號
定價　金五拾錢也

帝國辯護士會發行
東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地
電話二二五五番　振替口座七二三九〇番
銀座四三八〇番　東京

山中湖に蘇峰翁を訪ひ靑龍寺に乃木將軍の遺品を見る……早川喜代次
立山紀行（二）……萬城　登
○資料
續法曹瑣談（其二十）……山崎　佐
○記事
第一東京辯護士會臨時總會記事
○判例要旨
民事二十三件——刑事十件
○文苑
漢詩——和歌——俳句
○雜報
司法保護記念日擧式と司法保護委員制度要綱
○會報
理事會——委員會——雜事社交

定價表

一冊（稅共）	金二十五錢	一等一頁	金五十圓
六冊（稅共）	金一圓五十錢	二等一頁	金四十圓
十二冊（稅共）	金三圓	普通一頁	金三十圓

廣告料

注文規定

御注文は總て前金のこと
御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
御注文の際は必ず送附先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十三年九月二十八日印刷納本
昭和十三年十月一日發行

編輯兼發行人　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　伊藤忠次郎
印刷人　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　大河內恭三郎
印刷所　東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地　刑務協會印刷所
發行所　東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地　刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京二五〇五九番